

第2次浦添市墓地基本計画

令和 8 年 2 月

浦添市

目次

はじめに

1章 第2次浦添市墓地基本計画について	1
(1) 背景と目的	1
(2) 計画の位置づけ	2
(3) 計画期間	2
(4) 計画策定の体制	2
2章 浦添市の概況	3
(1) 人口・世帯等の動向	3
(2) まちづくりの動向	7
(3) 社会動向と墓地行政の位置づけ	9
3章 市関連計画と墓地基本計画の関わり	11
(1) 墓地、埋葬等に関する法律	11
(2) 沖縄県墓地公園整備基本指針（平成12年3月）	13
(3) 那覇広域都市計画区域マスタープラン（令和4年11月）	15
(4) 第5次浦添市総合計画後期基本計画（素案）	16
(5) 浦添市都市計画マスタープラン（令和8年1月改定）	17
(6) 浦添市緑の基本計画（ティーダヌファみどり計画）（令和2年5月）	18
(7) 浦添市景観まちづくり計画（令和4年3月）	19
(8) 牧港補給地区跡地利用計画（令和6年3月）	20
(9) 市関連計画と墓地基本計画の関わりから見た課題	21
4章 墓地実態調査	22
(1) 市内の墓地数及び面積の推移並びに個人墓地の概要	22
(2) 法人墓地の概要	23
(3) 公営墓地の概要	24
(4) 墓地の土地利用と資産税への影響	30
(5) 墓地実態調査から見た課題の整理	31
5章 墓地意向調査	32
(1) 調査の概要	32
(2) 回答者の属性	33
(3) 墓地に関する意識	35
(4) 墓地の有無	37
(5) 今後の墓地の取得希望	39
(6) 今後の墓地行政に対する意向	42

(7) 墓地意向調査から見たポイント	46
6章 墓地需要調査	47
(1) 墓地需要調査の考え方	47
(2) 墓地取得希望割合の算出	48
(3) 将来死亡数の推計	50
(4) 墓地需要予測結果	52
(5) 墓地需要と施設型共同墓における需要吸収力の関係	56
(6) 墓地需要調査からの示唆	60
7章 事例調査	61
(1) 調査の目的と方法	61
(2) 公営墓地の事例	62
(3) 法人墓地の事例	63
(4) ヒアリング結果の整理	68
(5) 事例調査からの示唆	70
8章 墓地に関する課題整理	71
(1) 第1次浦添市墓地基本計画策定の経緯から見た課題	71
(2) 浦添市の概況から見た課題	71
(3) 市関連計画と墓地基本計画の関わりから見た課題	72
(4) 墓地実態調査から見た課題	72
(5) 墓地意向調査から見た課題	72
(6) 墓地需要調査から見た課題	73
(7) 課題の整理	74
9章 基本方針	75
基本方針1 墓地の規制・誘導	76
基本方針2 公営墓地整備	80
基本方針3 無縁墓地対策	83
資料編	84
1. 委員会、部会名簿	85
2. 規則、要綱	86
3. アンケート調査	88
4. 墓地行政及び公営墓地運営に関する他市町村ヒアリング	114
5. 他市町村の埋葬禁止規定	122
6. 他市町村の無縁墓地対策・墓地撤去補助事例	127
7. 墓じまいに関する取組事例（沖縄県メモリアル整備協会）	129
8. 県内の海洋散骨事例	133

はじめに



沖縄県では、地方公共団体による墓地の供給不足や檀家制度が一般的ではないことから、個人が所有する土地に墓地を建立する独自の習慣が育まれてきました。限られた土地の中で都市化が進む本市では、住宅地と墓地が混在する市街地が形成されており、地域の住環境及び都市計画の観点から大きな課題となっております。

このような状況を踏まえ、本市では平成24年3月に「浦添市墓地基本計画」、平成26年3月に「浦添市公営墓地整備基本計画」を策定、平成30年7月に「浦添市施設型共同墓」の供用を開始し、本市の実情に沿った適切な墓地行政の推進を目指して参りました。

しかしながら、最初の計画策定から10年以上が経過し、人口・世帯構成の変化や少子高齢化の進行、さらに、市街地の宅地化の進展や逼迫する財政状況など、本市の墓地行政を取り巻く環境は大きく変化しております。

これら環境変化に対応すべく、墓地の規制・誘導、公営墓地整備、無縁墓地対策の3つの基本方針からなる「第2次浦添市墓地基本計画」を策定いたしました。

結びに、本計画書の策定にあたり、多大なるご尽力を賜りました浦添市墓地行政検討委員会の皆様、貴重なご意見をお寄せいただいた市民の皆様に心より感謝を申し上げます。本計画の着実な推進に向け、引き続き皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年2月

浦添市長 松本 哲治

1章 第2次浦添市墓地基本計画について

(1) 背景と目的

浦添市では、平成24年3月に「浦添市墓地基本計画」（以下「第1次計画」という。）を策定し、個人墓地禁止区域の設定等を通じて、墓地の規制・誘導に取り組んできた。また、平成26年3月には「浦添市公営墓地整備基本計画」を策定し、平成30年7月から浦添市施設型共同墓の供用を開始している。

第1次計画では、墓地の規制誘導、公営墓地整備、無許可・無縁墓地対策からなる3つの基本方針を掲げ、短期的な対応として、個人墓地禁止区域の設定（STEP1）及び施設型共同墓の整備を位置付けた。これにより、市街地内における無秩序な個人墓地の立地抑制と受け皿の確保を進めてきた。

一方で、第1次計画策定から10年以上が経過するなかで、人口・世帯構成の変化や少子高齢化の進行、市街地の宅地化の進展、財政状況の逼迫など、墓地行政を取り巻く環境は大きく変化している。また、第1次計画の推進フローにおいては、施設型共同墓の供給開始後の段階として、STEP2「公営による施設型共同墓供給開始に伴い個人墓地禁止区域拡大について検討」を位置付けており、本市の墓地行政を推進する上で環境変化を踏まえた検討の必要性が増してきた。

こうした状況を踏まえ、本市では墓地実態調査、墓地意向調査、墓地需要調査及び事例調査の結果を踏まえつつ、墓地の規制・誘導、公営墓地整備、無縁墓地対策の基本方針を総合的に見直す必要があると判断した。

本計画（第2次浦添市墓地基本計画）は、第1次計画の基本的な考え方を継承しつつ、推進フローにおけるSTEP2に位置付けられるものであり、今後の本市における墓地行政の基本的方向性を示すことを目的とする。

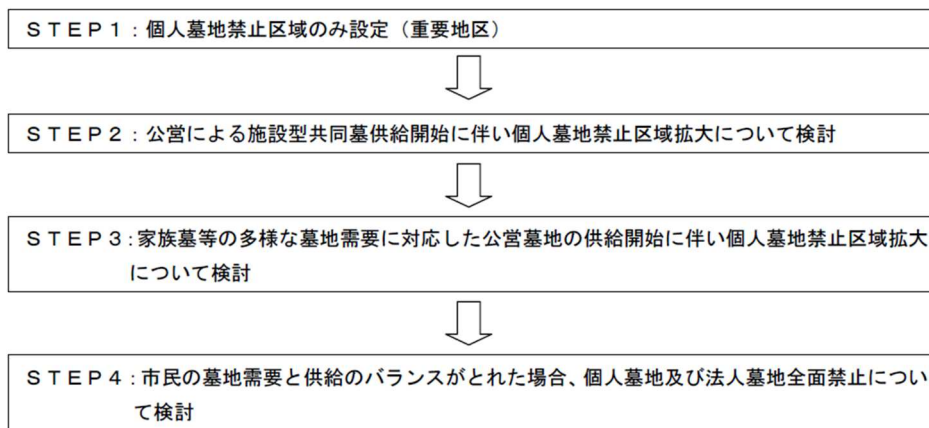


図 第1次浦添市墓地基本計画の推進フロー

(2) 計画の位置づけ

都市計画マスタープラン及び景観まちづくり計画等との関わりが大きいため、整合性のとれた浦添市墓地基本計画の策定を行うものとする。また、上位計画である第五次浦添市総合計画に即するものとする。

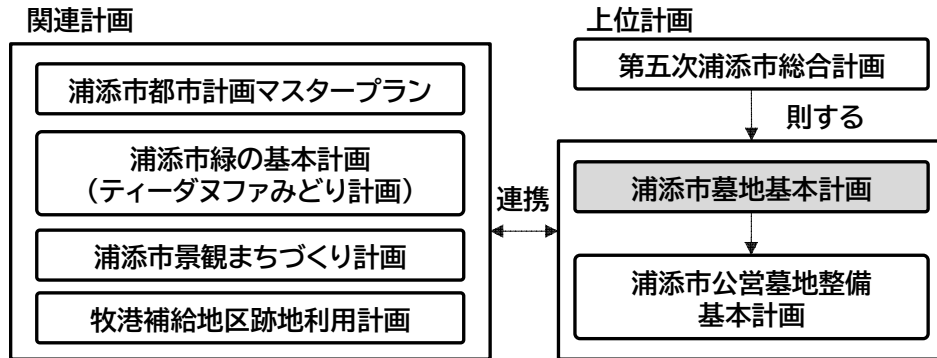


図 計画の位置づけ

(3) 計画期間

本計画は、令和8年度から概ね20年間を計画期間とし、市民の墓地需要の変化や公共によるまちづくり計画の見直しなど、墓地施策の変更を要する際に見直しを行うものとする。

(4) 計画策定の体制

幅広い見地からの意見を頂くため、学識経験者、関係団体を代表者する者等で組織する「浦添市墓地行政検討委員会」を設置するとともに、まちづくり諸施策との整合性を図るため、行政内部に検討部会（関係課課長級）及び作業部会（関係課係長級）を設置し検討を行った。

また、アンケート調査及びパブリックコメントを実施し、意見を広く求めた。

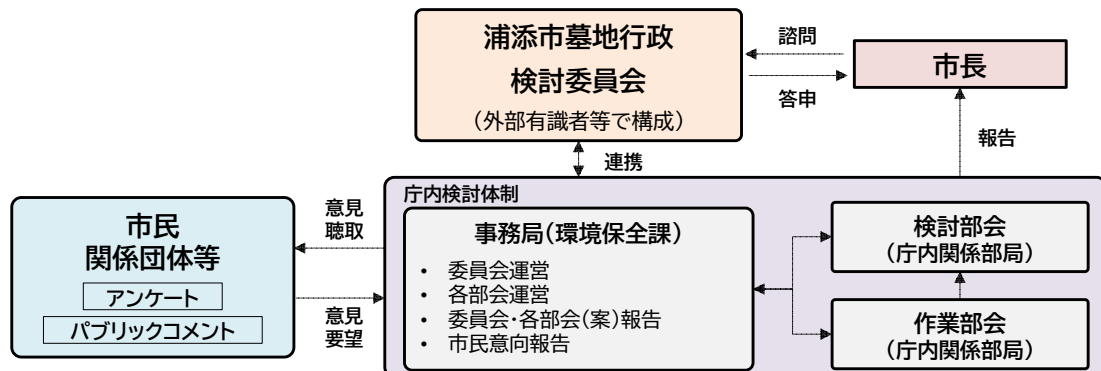


図 計画策定の体制

2章 浦添市の概況

本市の人口・世帯構成、土地利用、社会動向等は、墓地需要や墓地の立地形態、公営墓地整備の可能性に直接影響を与えている。本章では、今後の墓地行政を検討するうえで重要となる視点に絞って、浦添市の概況を整理する。

(1) 人口・世帯等の動向

① 人口の推移と将来予測

浦添市の人口は、平成12年から令和2年にかけて増加傾向にあり、平成12年の約10.3万人から令和2年には約11.6万人へと増加してきた。一方で、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計によれば、令和7年以降は緩やかな減少局面に入り、令和32年には約10.9万人まで減少すると見込まれている。

人口減少と同時に、年齢構成の変化も進行している。年少人口及び生産年齢人口は減少傾向にある一方で、老年人口（65歳以上）は今後も増加が続くと見込まれており、人口構造の高齢化が一層進むことが予測される。

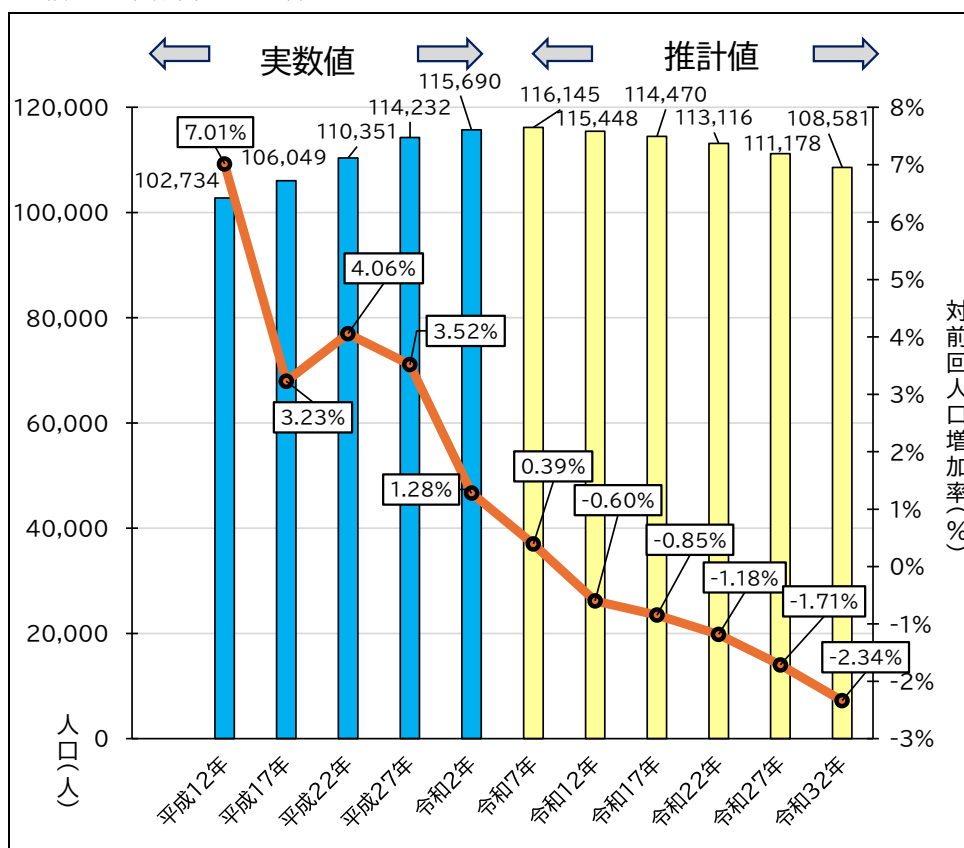


図 浦添市の人口変移・人口推移及び将来人口推移

実数値：国勢調査（平成12年～令和2年）

推計値：国立社会保障・人口問題研究所（令和7年～令和32年）

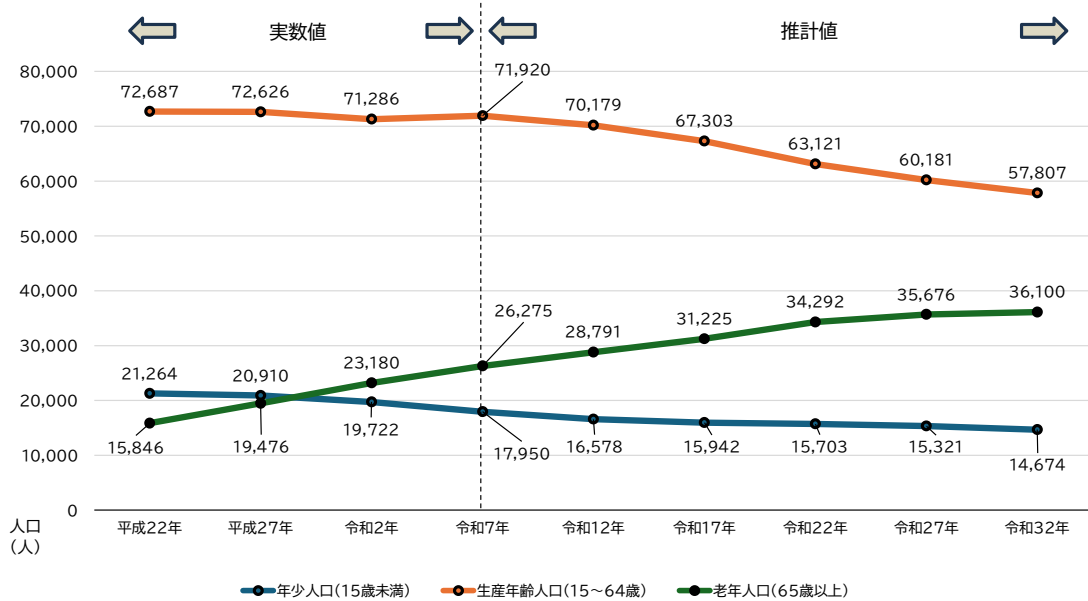


表 浦添市の年齢区分における人口推移及び将来人口推移

実数値：国勢調査（平成12年～令和2年）

推計値：国立社会保障・人口問題研究所（令和7年～令和32年）

② 世帯構成の変化及び高齢者世帯の増加

浦添市の総世帯数は、平成17年から令和2年にかけて増加している一方で、1世帯あたり人員は2.7人台から2.4人台へと減少している。核家族世帯や単身世帯の割合が高まっており、とりわけ高齢者のみ世帯・高齢単身世帯が増加している。

高齢者のみ世帯数及び高齢単身世帯数の増加は、複数の墓地を少人数で維持管理せざるを得ない状況の拡大及び承継者不在による個人墓地の無縁化リスクの高まりにつながる可能性があり、将来の無縁墓地対策を検討する際の重要な背景となる。

表 浦添市の各世帯の状況

	平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年		令和 2 年	
	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合
一般世帯数※1	38,261	99.90%	40,858	99.80%	43,961	99.80%	47,249	99.80%
核家族世帯数※2	24,754	64.60%	26,084	63.70%	27,027	61.40%	27,425	57.90%
単身世帯数※3	10,047	26.20%	11,116	27.20%	13,382	30.40%	16,256	34.30%
総世帯数※4	38,314	100%	40,927	100%	44,041	100%	47,331	100%

	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
1 世帯 (一般世帯) あたり人員	2.74 人	2.70 人	2.59 人	2.44 人

- ※1 一般世帯数：施設等（学生寮、老人ホーム、児童養護施設等）の世帯以外のすべての世帯数
 ※2 核家族世帯：夫婦のみの世帯、夫婦と未婚の子のみの世帯または片親と未婚の子のみの世帯
 ※3 単身世帯：一人の人が独立して住居を構え、生計を立てている世帯
 ※4 総世帯数：一般世帯と施設等世帯を合わせた数

	平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年		令和 2 年	
	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合
高齢単身世帯数※1	1,936	5.1%	2,504	6.1%	3,619	8.2%	4,743	10.0%
高齢夫婦世帯数※2	2,008	5.2%	2,514	6.1%	3,137	7.1%	3,798	8.0%
高齢者のみ世帯数※3	3,944	10.3%	5,018	12.3%	6,756	15.3%	8,541	18.0%

- ※1 高齢単身世帯：65 歳以上の単身世帯
 ※2 高齢夫婦世帯：男性 65 歳、女性 60 歳以上の夫婦世帯
 ※3 各年の総世帯数に対する高齢者のみ世帯数の割合を記載
 高齢者のみ世帯数について、令和 2 年度国勢調査結果を参照しており、高齢者単身世帯数と高齢者夫婦世帯数のみで区分されていたため、その他の高齢者のみ世帯は含まれない。

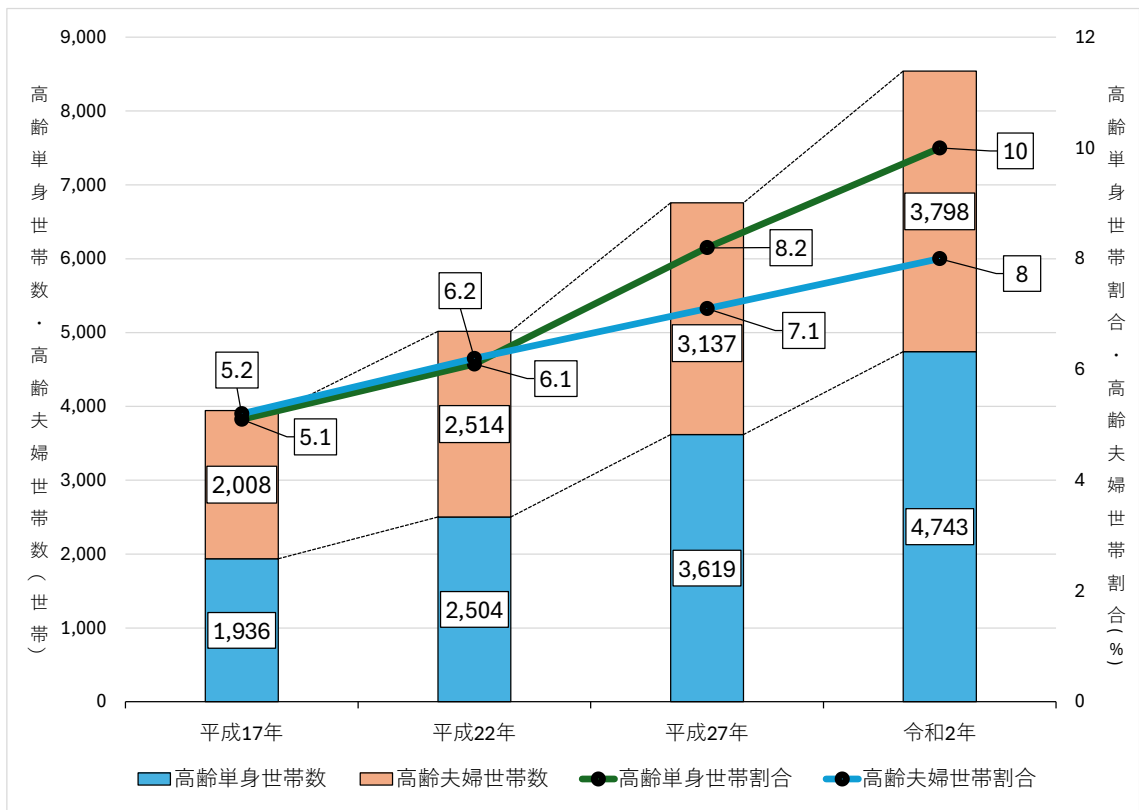


図 浦添市の高齢者世帯数及び割合

③ 人口・世帯動向と墓地需要への示唆

人口減少と少子高齢化、高齢者のみ世帯・単身世帯の増加は、既存個人墓地の維持管理能力の低下や無縁墓地の増加リスクの顕在化といった形で墓地行政に影響を与えると考えられる。

このため、将来の墓地需要や無縁墓地対策を検討するにあたっては、単に人口規模の推移だけでなく、世帯構成や高齢者世帯の増加を踏まえた対応が求められる。

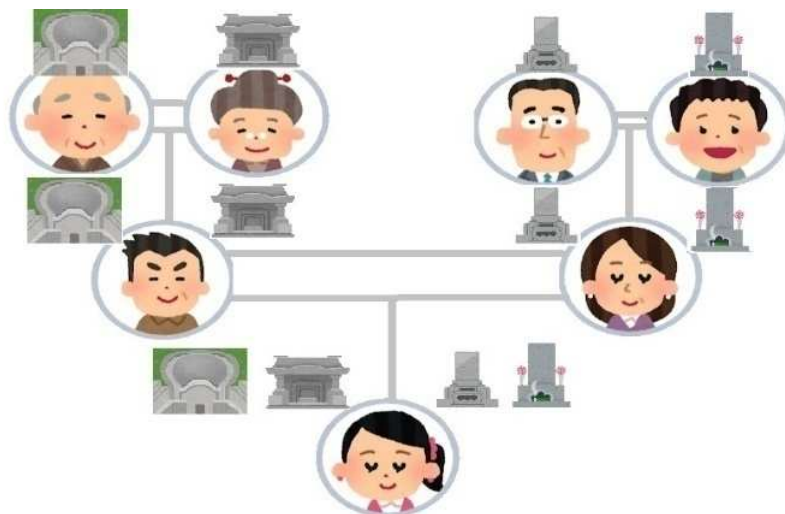


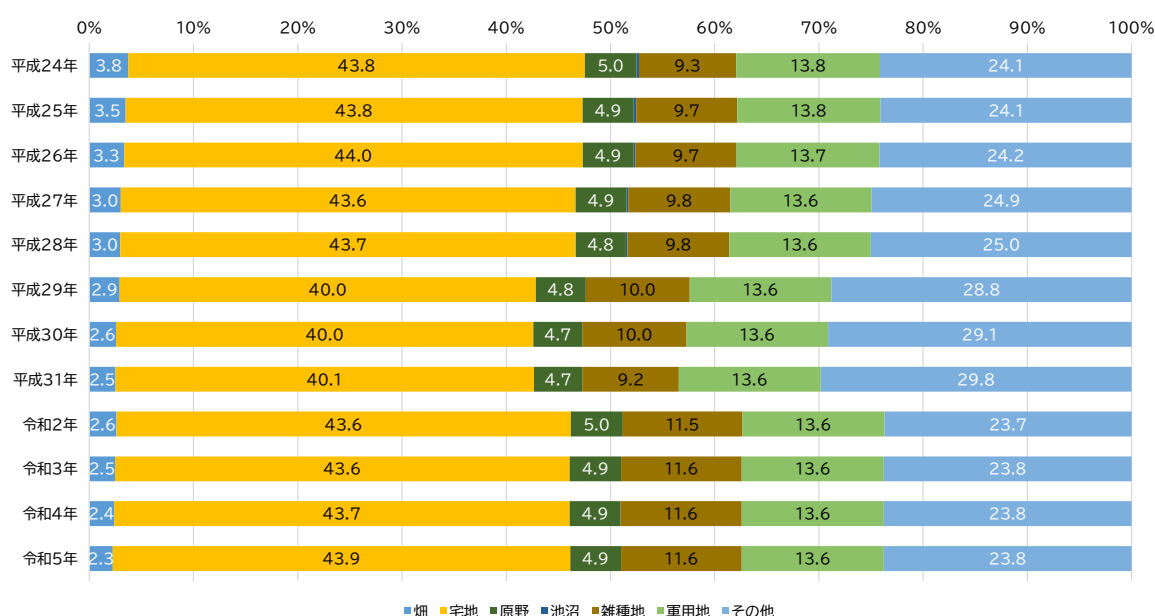
図 少子高齢化に伴う個人墓地の無縁化リスク

(2) まちづくりの動向

① 土地利用の状況

浦添市は、市域の多くを宅地として利用されている状況であり、原野や雑種地など未利用地は限られている。

このような土地利用の状況から、新たに大規模な公営墓地を整備するための用地確保は極めて困難である。また、個々人が所有する土地に墓地が建設され、住宅地のそばに無秩序に墓地が立地されるなど、墓地と住宅地が混在する市街地が形成され、地域の住環境及び都市計画に大きな支障をきたしている。



■畑 ■宅地 ■原野 ■池沼 ■雑種地 ■軍用地 ■その他



市街地に点在する個人墓地

② 財政状況と公共投資の制約

本市の財政は、社会保障関連経費の増加や既存インフラの維持更新負担等により厳しい状況が続いており、新規事業のための一般財源の確保は容易ではない。また、浦添市施設型共同墓についても、大規模修繕に備えた財源が十分に積み立てられていない状況にある。

そのため、墓地行政においては、大規模な新規公営墓地整備は厳しく、既存施設の有効活用・再整備及び持続可能な財政運営の仕組みを検討することが必要である。

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
民生費	29,857,833	31,148,190	32,466,065
総務費	9,878,595	9,437,167	9,880,454
教育費	4,325,051	4,971,782	6,433,435
土木費	4,218,988	4,570,609	4,142,921
衛生費	3,489,554	3,524,808	3,409,058
公債費	3,337,377	3,123,081	3,146,535
消防費	912,761	986,816	1,147,056
農林水産業費	379,867	620,881	751,332
商工費	851,514	283,106	427,444
議会費	336,494	346,386	328,678
労働費	25,611	27,313	29,258
諸支出金	597,318	912,775	0
歳出合計	58,210,963	59,952,914	62,162,236

(単位：百万円)



普通会計歳入の推移 (令和4年～令和5年)

出典：浦添市普通会計歳入歳出決算の推移 (R4～R6)

(3) 社会動向と墓地行政の位置づけ

① 全国的な墓地行政の動向

全国的には、無縁墓の増加が大きな問題となっており、多くの市町村で公営墓地内においても無縁墓が発生している。継承者情報の把握が十分でないことや改葬及び墓石の撤去費用の負担、手続きの煩雑さなどが、無縁墓対策を進める上での課題として指摘されている。

また、少子高齢化や家族形態の変化を背景に、合葬墓等の整備や使用できる期限が限定された区画の供給、墓石の撤去費用の助成、墓じまい支援、終活相談等の充実など、多様なニーズに応じた墓地行政のあり方が模索されている。

■公営墓地と無縁墳墓について

○無縁墓とは

- ・継承者や管理者または祭祀者のいない墓のこと。

■無縁墳墓による支障

○無縁墳墓等の現状

- ・公営墓地・納骨堂で無縁墳墓等は、765市町村調査のうち、445市町村と58.2%発生している。
- ・無縁墓の発生により、公営墓地の荒廃や不法投棄の温床になっている。



図 雑草の繁栄や不法投棄、墓地の荒廃

■無縁墓の発生抑制

○縁故者情報の把握

- ・縁故者情報を把握している市町村は少数であり、把握率が20%未満の市町村は80.7%存在する(71/88市町村)。
- ・あらかじめ把握している市町村は10.2%である。

■無縁墓の解消に向けて

○無縁墓の解消

- ・無縁改葬や墓石の撤去を実施したことがある市町村や実施意向があると回答した市町村の割合は20%以下と少ない。
- ・対応の仕方について迷っている市町村が多い。

社会環境の変化や個人・集落などが経営する墓地も課題となることを踏まえて、今後の墓地行政の在り方を検討していく必要がある。

出典：墓地行政に関する調査－公営墓地における無縁墳墓を中心として－結果報告書（総務省行政評価局、令和5年9月）

② 沖縄県における特徴

沖縄県では、地方公共団体による墓地供給不足及び檀家制度がないことにより個人自ら墓地を所有・経営する慣習が形成され、県内のいたる場所に個人墓地が立地しており、まちづくり・景観・環境面の影響や無縁墓地の発生とその対応が課題となっている。



上：雑草の繁茂
下：ごみの不法投棄等

出典：沖縄県の墓地行政について（沖縄県 保健医療介護部 薬務生活衛生課）
写真 荒廃した墓地と住宅地内に点在する墓地

③ 浦添市における特徴

浦添市においても、市街化区域内に個人墓地が点在し、まちづくりを阻害していることや少子高齢化により個人墓地の無縁化が懸念されること、浦添市無縁骨収蔵墳墓の収蔵数が満杯に近い状況であること、浦添市施設型共同墓への埋蔵対象が限定されており、墓じまい時に対象外となる遺骨の取扱いに課題があることなど、沖縄県全体の傾向を反映した課題及び本市独自の課題が顕在化している。



写真 浦添市無縁骨収蔵墳墓

④ 墓地行政と財政・土地利用の関係

墓地は固定資産税の課税対象外であるため、個人墓地が増加し土地が墓地として利用されることは、土地の有効利用や資産税収入の観点から、好ましい状態ではない。

一方で、墓じまいにより墓地から他用途（宅地・畑・雑種地等）へ転用した場合には、土地の有効活用とともに、一定の税収増が見込まれる。

このことから、墓地行政は単に葬送に係る行政分野にとどまらず、都市計画、土地利用、景観、環境衛生、財政運営等と密接に関連する分野として位置付けられる。

以上のように、浦添市の人口・世帯等の動向、土地利用、財政状況は、墓地の規制・誘導、公営墓地整備、無縁墓地対策といった墓地行政の方向性を検討する際の前提条件となるものである。

これらの状況を踏まえつつ、次章以降で示す墓地実態調査・墓地意向調査・墓地需要調査の結果及び事例調査の分析を通じて、具体的な課題と基本方針を整理していく。

3章 市関連計画と墓地基本計画の関わり

(1) 墓地、埋葬等に関する法律

「墓地、埋葬等に関する法律」は墓地、納骨堂、火葬場の管理及び埋葬等が国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われることを目的とし、墓地、埋葬の基本的な規制及び墓地の経営者、管理者の義務等について定められている。

本法は「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第2次一括法）により、平成24年4月1日より墓地等の経営許可権限について都道府県から市へ権限移譲された。

第一章 総則

総則では、墓地、墳墓についての意味が示されている。

墳墓	死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設
墓地	墳墓を設けるために、墓地として都道府知事の許可を受けた区域

第二章 埋葬、火葬及び改葬

第二章では、埋葬、火葬及び改葬に関する内容が示されている。

条番号	条文
四	埋葬又は、焼骨の埋蔵は、墓地以外の区域で行ってはならない。

第三章 墓地、納骨堂及び火葬場

第三章では、墓地を管理することや経営について示されている。

条番号	条文
十	墓地を經營しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。
十一	都市計画事業として施行する墓地の新設、変更又は廃止については、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条の認可又は承認をもつて、前条の許可があつたものとみなす。 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）の規定による土地区画整理事業又は大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）の規定による住宅街区整備事業の施行により、墓地の新設、変更又は廃止を行う場合は、前項の規定に該当する場合を除き、事業計画の認可をもつて、前条の許可があつたものとみなす。

十二	墓地の経営者は、管理者を置き、管理者の本籍、住所、氏名を市町村長に届けなければならない。
十三	墓地の管理者は、埋葬、埋蔵、収蔵の求めを受けたときは、正当の理由がなければこれを拒んではならない。
十四	墓地の管理者は、埋葬許可証、改葬許可証を受理した後でなければ埋葬又は焼骨の埋蔵をさせてはならない。
十五	墓地の管理者は、省令の定めるところにより、図面、帳簿又は書類等を備えなければならない。
十六	墓地の管理者は、埋葬許可証、火葬許可証又は改葬許可証を受理した日から、五箇年間これを保存しなければならない。
十七	墓地の管理者は、毎月5日までに、その前月中の埋葬の状況を市町村長に報告しなければならない。
十八	都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該職員に、火葬場に立ち入り、その施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は墓地、納骨堂若しくは火葬場の管理者から必要な報告を求めることができる。 当該職員が前項の規定により立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、且つ関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。
十九	都道府県知事は、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要があると認めるときは、墓地の施設の整備改善、又はその全部若しくは一部の使用の制限若しくは禁止を命じ、又は第十条の規定による許可を取り消すことができる。

第四章 罰則

第四章では、法律を守らなかった場合の罰則について示されている。

条番号	条文
二十	墓地を経営しようとする者が都道府県知事の許可を受けなかった場合、及び第十九条の整備改善命令等に従わなかった場合、拘禁刑または罰金を科す。
二十一	埋葬など墓地区域外で行ったり、墓地の管理者が市町村に届けなかった場合、罰金又は拘留若しくは科料を科す。

(2) 沖縄県墓地公園整備基本指針（平成 12 年 3 月）

本指針では、市町村墓地公園整備の基本計画の策定、推進及び墓地行政の円滑な実施を図ることを目的として、沖縄県における望ましい墓地の在り方を示すとともに、市町村が公営墓地の整備に取り組むべき方向性を示している。

市町村の墓地整備の方向性

1. 墓地整備の事業手法

- 墓地公園整備を行う場合、地域に適合した開発の在り方を考える。基準は「墓地公園を十分に確保出来るか」と「墓地公園の建設、管理・運営に財源を捻出し得るか」の2点。
- 墓地整備を進めるには「墓地埋葬法」と「都市計画事業」、「土地区画整理事業」のいずれかに準拠する手法で墓地整備を検討していく。

2. 関係法令による墓地整備

- 都市計画・土地区画整理法に基づく整備
市町村が策定する各種計画において、現存する墓地が周辺環境に影響を及ぼしていることから、墓地地帯そのものだけでなく、連結する道路の整備やアクセス手法等含めて計画に盛り込む。
- 墓地埋葬法の許可に基づく整備
都市計画事業や土地区画整理事業等による認可を受けていない墓地整備は、墓地埋葬法による許可を受けなければならない。

3. 墓地規模の決定

- 県は平成 8 年度から平成 10 年度にかけて「墓地現況・需要予測調査」を実施した。需要予測は「簡易予測式」と「沖縄地域工学研究所方式」を利用した。

【簡易予測式】（沖縄大学吉川博也教授の算出式を使用）

総人口×13÷10,000 人＝年間墓地需要数

総世帯数×4÷1,000 人＝年間墓地需要数

死亡者数×0.2＝年間墓地需要数

【沖縄地域工学研究所方式】

総人口×平均納骨率×人口当たり墓地需要率÷2＝年間墓地需要数

総世帯数×平均納骨率×人口当たり墓地需要率÷2＝年間墓地需要数

死亡者数×平均納骨率＝年間墓地需要数

【横田方式】

$S = \text{定着指向係数} (0.7 \sim 0.8\%)$

墓地需要率 = $0.2 \sim 0.3\%$ 傍系世帯率 $0.3 \sim 0.4\%$

$S \times \text{死亡者数} \times (\text{墓地需要率} \div \text{傍系世帯率}) \div 2 = \text{年間墓地需要数}$

4. 墓地の形態

- 沖縄県の墓地は大型（約 30 m²以上）に造られることが一般的であったが、形状は維持しつつ面積を縮小していく整備を考える。
- 墓地用地の確保が困難な地域においては「合葬式共同墓」も考慮する必要がある。

5. 墓地の構造及び設置場所

- 現行法（墓地、埋葬等に関する法律及び施行規則）を基に墓地の建設基準を決定する。
- 市街化区域では都市の緑化促進に比重が置かれるため公園整備事業と抱き合わせた墓地の建設計画を立てることが可能だが、敷地の 60%は緑地形成を行わなければならない。

(3) 那覇広域都市計画区域マスタープラン（令和4年11月）

本計画は、那覇広域都市計画区域の地域の概ね 20 年後の都市圏の将来像を示すものである。

本計画では、良好な樹林地や集落周辺において墓地の建設が散見され、自然環境の保全や景観の面から課題となっていることが示されている。

「主要な都市計画の決定の方針」では、墓地は自然環境との調和が必要であり、墓地の拡散を防ぐための土地利用の促進や整備について検討を行うことが示されている。

表 「主要な都市計画の決定の方針」に示されている墓地に関する内容

No.	方針	内容
1	土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 「市街化区域内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針」	墓地の整備にあたっては、周辺地域の土地利用や自然環境との調和に配慮し、可能な限り集約化を図り秩序ある土地利用を促進する。
2	都市環境に関する主要な都市計画の決定の方針 「自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針」	墓地の集約化を図り、良好な自然地等への墓地の拡散を防ぐため、広域的な観点から墓園の整備について検討する。

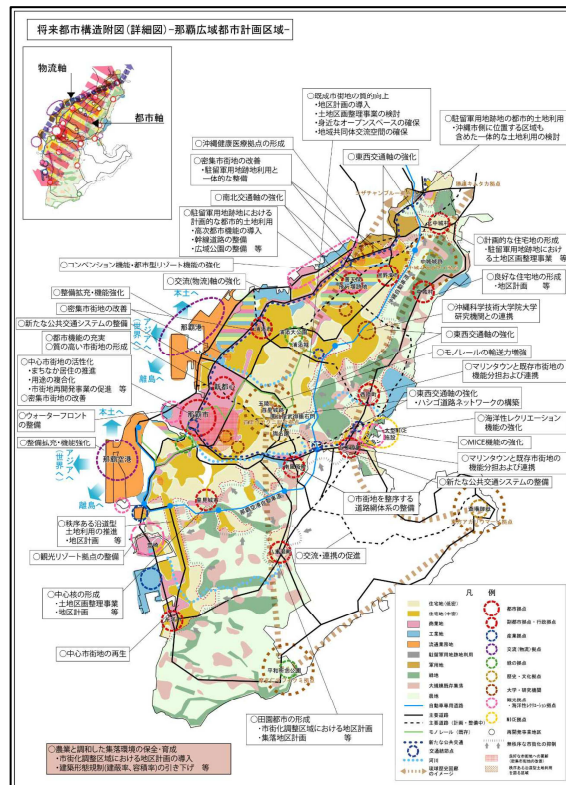


図 将来都市構造附図

(4) 第5次浦添市総合計画後期基本計画（素案）

本市の最上位計画であり、浦添市の将来を展望するまちづくりの基本となる計画である。「浦添市墓地基本計画」に基づき、墓地の規制・誘導、無許可・無縁墓地対策、公営墓地整備等を行い、適切な墓地行政を推進することが方向性として示されている。

■施策を取り巻く環境

墓地	沖縄県では、公営による墓地供給の圧倒的不足および檀家制度がないため、 <u>個人が墓地を建設（経営）する慣習</u> があります。そのため、 <u>個人所有地への墓地建設により、無秩序な墓地の建設</u> がなされてきました。本市は大半が市街地化されており、 <u>無秩序な墓地の立地は住環境を阻害し、今後の都市計画に支障をきたす恐れ</u> があります。また、 <u>少子高齢化社会の進行により個人墓地は、無縁墓地化する恐れ</u> があり、 <u>一度無縁墓地となると撤去が難しい</u> という課題があります。 そのため、 <u>墓地の規制誘導および受け皿となる公営墓地整備、無縁墓地対策を推進していく</u> 必要があります。
----	--

■基本的な取り組み（今後5年間の主な取り組み）

墓地対策の基本的な取り組み

①	墓地の乱立を 방지 住環境の保全 および 都市計画の推進を 図るため、墓地の規制・誘導を 図ります。
②	市民の墓地需要を踏まえつつ、社会情勢や新たなニーズの変化に対応した、公営墓地整備を 図ります。
③	少子高齢化社会の進行を踏まえ、個人墓地の無縁化を防止するとともに、土地の有効利用の促進を 図ります。

(5) 浦添市都市計画マスタープラン（令和8年1月改定）

本計画は、市の土地利用や都市施設等の都市計画に関する基本的な方針を示すものである。

本計画では都市づくりの課題として個人墓地禁止区域の拡大が挙げられており、誰もが安全安心に暮らせる良好な住環境の形成を目指している。

1. 土地利用・市街地整備に関する方針

・ 個人墓地禁止区域の設定

良好な市街地の形成を図るため、個人墓地禁止区域の拡大等による墓地の規制や無縁墓地の対策、多様な墓地需要へ対応するため公営墓地の再整備について検討を行う。

2. 都市環境に関する方針

- ・ 市街化調整区域については、本市の自然環境を構成する地区として斜面緑地や河川沿いの緑地の維持・保全を推進する。
- ・ 墓園等は、みどりに被われ、周辺の風景と調和した景観形成を推進する。

3. 東地域における墓地の扱い

- ・ 浦添市東地域では、大規模な斜面緑地が浦添大公園、浦添墓地公園等の公園として残されている。
- ・ 浦添墓地公園は緑地保全ゾーンに位置しており、緑地保全ゾーンは「市街地における身近なみどりとして保全を図るとともに、みどりのネットワークの形成を図る」と定義されているため、緑の景観を崩さないよう管理を行う必要がある。

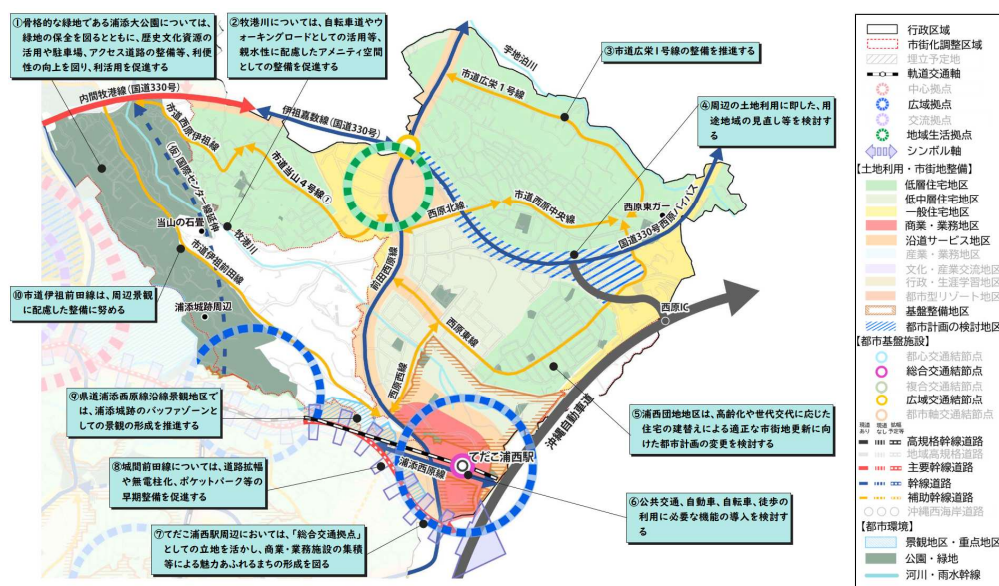
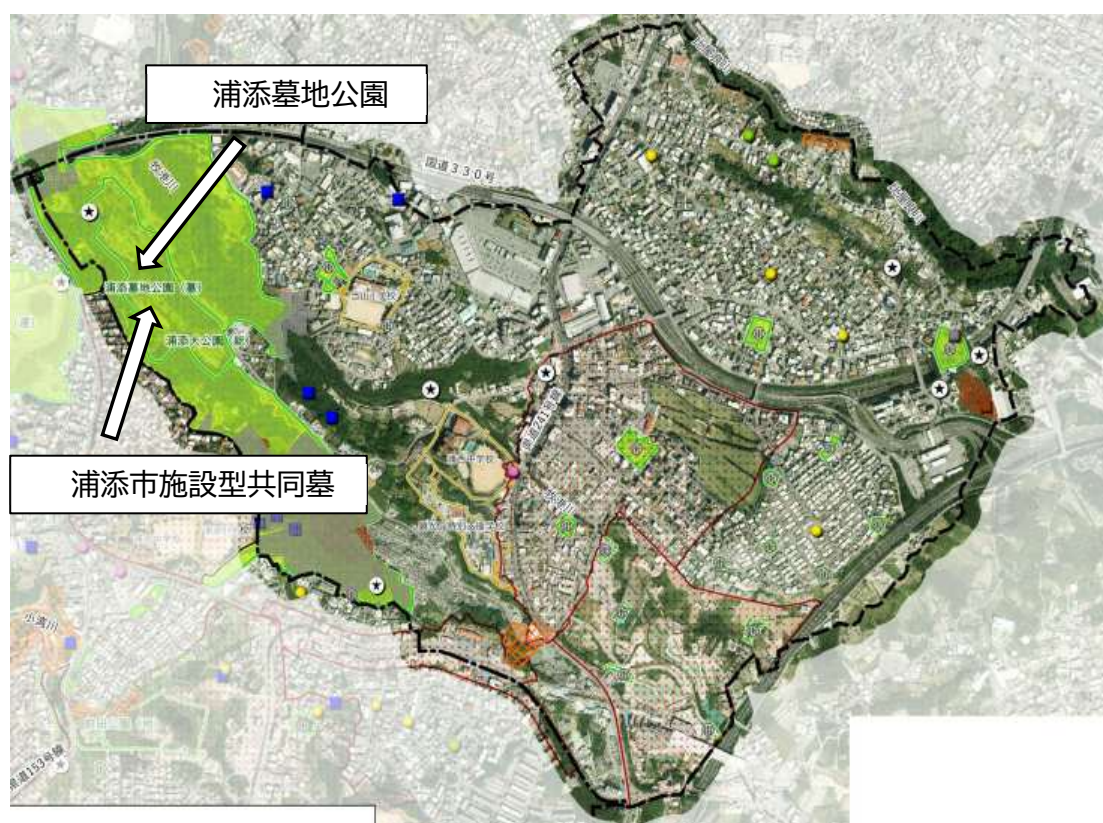


図 浦添城跡周辺における整備内容

(6) 浦添市緑の基本計画（ティードヌファみどり計画）（令和2年5月）

緑の基本計画は、都市における緑地の保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に推進するための計画。

浦添市施設型共同墓、浦添墓地公園が位置する東地域では、みどりのまちづくりの方針として、「風格あるふるさとのみどり軸の強化」等が定められており、浦添大公園の丘陵や周辺の斜面緑地も含めて保全し、風格漂うふるさとのみどり軸としての景観の強化等が示されている。



(7) 浦添市景観まちづくり計画（令和4年3月）

景観計画は、景観行政団体が、良好な景観の形成を図るため、その区域、良好な景観の形成に関する基本的な方針、行為の制限に関する事項等を定める計画。

市全域が景観計画区域に指定されており、景観まちづくりを牽引する重点・優先エリアとして「浦添グスク周辺エリア」と「西海岸及び港川周辺エリア」を位置付け。

類型別景観まちづくりの方針における伝統的集落地区では、クサティ森にある個人墓地等の緑化を促すことなどが定められている。

- 重点・優先区域について（P53、54）
地先公有水面を含む市全域を景観計画区域に指定
「浦添グスク周辺エリア」と「西海岸及び港川周辺エリア」を重点・優先エリアとして位置付け

表 類型別景観まちづくりの方針（一部）

1. 伝統集落地区	目標の姿									
方針-1：伝統集落を擁護するクサティ森と大切な地域資源を保全・回復します。（公有空間） 方針-2：伝統的まちなみ景観を保全・回復します。（私有空間・公有空間） 方針-3：伝統集落を感じさせる通りや広場の景観を保全・回復します。（公有空間）	伝統集落地区では、集落背後のクサティ森や御嶽、拝所、樋川、トゥン（殿）等の祭祀広場、綱引き等のまつりの場などの歴史的資源が地域の暮らしに密着して息づいており、大切に管理されています。これにより、来訪者にも歴史と伝統が生きた地域としての個性が感じられます。住宅は平屋か2階建てで、道路から後退して建てられ、屋敷内は緑が多く見られ、石垣や生垣、低い塀がめぐり落ち着いた佇まいのまちなみ景観となっています。また、地区内の通りは直線的ではなく、かつての緩やかな敷地割りの道路形態を残しています。舗装材等により車の道と歩車共存の道が明確にされており、民地の手入れされた花木や緑陰が続き、歩いて楽しく安全な通りを実感します。									
目標基準	民間					公共			活動	
	建築物・工作物	開発行為	物件等埋積	土石等採取	土地形質の変更	拠点施設	線の基盤	面整備	自主的活動	支援・事業
(1) クサティ森を守る。 ①シンボルである背後のクサティ森の保全に努める。（売らない、開発しない等） ②クサティ森を協働で緑化し維持管理を行うよう努める。（苗木提供・協働植栽・住民・NPO等による維持管理等） ③クサティ森にある個人の墓地等の緑化を促す。 ④屋外での物品等の集積・貯蔵は沿道や主要視点場から見えないよう工夫する。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

(8) 牧港補給地区跡地利用計画（令和6年3月）

令和6年3月に「牧港補給地区跡地利用基本計画」が改定され、牧港補給地区の跡地利用に向けたまちづくりの方針が示されている。

牧港補給地区跡地は、第1次計画の中長期的な対応として一定規模以上の公営墓地整備の候補地に挙げられている。

表 牧港補給地区の概要

地権者数	約2,700名
筆数	約5,400筆
所有区分	私有地:約82.7% 公有地:約17.3%
公有地内訳	内閣府、財務省、財務省大臣官房、国土交通省、沖縄県、浦添市
地目	畑:44% 雑種地:38.3%、宅地:6.9%、原野:5.2%、 墓地:4.5% 等
地積	1,000㎡以下:90.6%、200㎡以下 :29.8%



図 土地利用ゾーニング図

(9) 市関連計画と墓地基本計画の関わりから見た課題

本計画に関連する計画として、「第五次浦添市総合計画」、「浦添市都市計画マスタープラン」、「浦添市緑の基本計画」、「浦添市景観まちづくり計画」及び「牧港補給地区跡地利用計画」等が挙げられる。

これら市関連計画は、本市のまちづくり・景観・土地利用等に関わる計画であり、墓地はまちづくり等を阻害する要因となっている。

そのため、市関連計画を推進できるよう墓地の規制・誘導について、これら計画と整合性を図る必要がある。

4章 墓地実態調査

本章では、墓地経営許可状況や個人墓地・法人墓地・公営墓地の配置状況等を整理し、浦添市における墓地の現状と課題を把握する。

(1) 市内の墓地数及び面積の推移並びに個人墓地の概要

浦添市では、平成24年4月1日から墓地等の経営許可権限が県から移譲され、市が許可申請の手続きを行っている。

第1次計画策定時点（平成24年度）と比較した墓地数・面積の推移は、次のとおりである。第1次計画策定時（平成24年度）の墓地数は6,952基（空き墓182基を含む）であり、令和7年5月末時点の墓地数は7,567基である。増加数は615基（うち個人墓地530基、法人墓地85基）、増加面積は約2.63ha（26,258㎡）である。増加した墓地のほとんどが個人墓地である。

墓地が増加した地区としては、前田、西原、当山、沢岬などが挙げられ、特に前田では約1.7ha、西原・沢岬・当山でもそれぞれ数千㎡規模の墓地面積が増加している。

これらの結果から、第1次計画策定以降に、市内の墓地数・面積は増加しており、墓地の増加は特定の字に偏在していることが確認される。

表 墓地数の推移

	現行計画策定時 (平成24年度)	令和7年5月末時点	増加数	面積(増加分のみ)(㎡)
全体	6,952基 (空き墓(182基含む))	7,567基	615基 (個人墓地:530基 法人墓地:85基)	26,258.28(2.63ha)

表 各字における墓地数の推移

字名	現行計画策定時 (平成24年3月)	平成25~令和7年度	増加数	面積 (㎡:増加分のみ)	面積 (ha:増加分のみ)
伊祖	156	181	25	432.5	0.04 ha
牧港	276	291	15	301	0.03 ha
港川	69	71	2	49	0.00 ha
勢理客	83	85	2	54	0.01 ha
内間	212	246	34	994.45	0.10 ha
西原	498	628	130	3,248.7	0.32 ha
当山	465	568	103(法人墓地85基含む)	1,304.3	0.13 ha
安波茶	58	61	3	79.3	0.01 ha
屋富祖	36	40	4	185.7	0.02 ha
宮城	6	6	0	0	0.00 ha
経塚	55	55	0	0	0.00 ha
城間	124	128	4	90	0.01 ha
前田	2275	2448	173	17,218.8	1.72 ha
大平	179	180	1	28	0.00 ha
沢岬	399	500	101	1,874	0.19 ha
仲間	2046	2060	14	263.5	0.03 ha
仲西	15	19	4	135	0.01 ha
合計	6,952	7,567	615	26,258.28	2.63

※墓地街区における個人墓地増加数を除く

(2) 法人墓地の概要

権限移譲以前からのものも含め、市内には複数の法人墓地が立地している。主な法人墓地の概要は次のとおりである。

- 許可を受けている法人墓地は9か所（うち1か所は権限移譲後に新設）
- 法人墓地の経営主体は、宗教法人又は公益法人等に限られるが、企業が経営している事例もみられる
- 法人墓地全体の面積は約 35,000 m²、墓地区画数は約 1,800 区画

法人墓地は、公営墓地の一般墓地（区画に墓石を建立し、家族や親族が代々継承していく伝統的な個人墓）区画の一般公募ができないなか、市民の一般墓ニーズの受け皿となっていた。権限移譲後に墓地経営許可をした法人墓地には、区画墓地が埋まった後も墓地需要循環を促すよう合葬墓の設置を義務付けている。

一方で、将来的に公営墓地整備が進み、市民ニーズの多くを公営墓地で賄えるようになった場合には、新規法人墓地の需給バランスや経営の持続性にも留意が必要となる。

表 市内の法人墓地の概要

	名称	場所在地番	経営主体	許可年月日	面積(m ²)	墳墓数(基)
1	浦添城跡霊園墓地	仲間城原 446 他 78 筆	個人	S45.12.14	22,208	1,000
2	名称なし	前田真和志堂 1172-1.1173.1174.1175	企業	S46.12.20	2,252	75
3	たくし霊園墓地	沢岨沢岨原 366-2	企業	S53.12.20	1,228.3	42
4	浦添市仲間霊園	仲間城原 435-1 他 40 筆	財団	H8.3.29	1,412	62
5	浦添前田中央霊園	前田真和志堂 1214.1215	宗教	H9.12.26	1,459	50
6	安国寺浦添市仲間霊園	仲間 434.436-1	宗教	H16.5.28	1,499	104
7	遍照寺当山霊園	字当山東リ原 649 番地、649 番地 6	宗教	H19.1.4	2,038	212
8	城徳寺墓苑 浄土(かがやき)	浦添市字前田真和志堂 1204 番1、1203 番3、1199 番7	宗教	H22.12.6	2,011.1	136
9	安国寺浦添霊園(心庭)	南第一土地区画整理地区 94 街区3区画	宗教	H26.9.30	995.8	79
	安国寺浦添霊園(心庭)	南第一土地区画整理地区 94 街区3区画	宗教	H27.1.9	995.8	85 (墳墓数増)

出典：浦添市墓地経営許可台帳、浦添市公営墓地整備基本計画

(3) 公営墓地の概要

① 一般墓地（区画に墓石を建立し、家族や親族が代々継承していく伝統的な個人墓）

浦添市には、浦添墓地公園（都市計画公園として整備）と浦添南第一墓園（土地区画整理事業地内に整備）の2つの公営墓地が整備されている。

これらの公営墓地の特徴は、概ね次のとおりである。墓地区画はほぼ満杯であり、わずかな空き区画も公共事業に伴う墳墓移転（改葬）用として確保せざるを得ない状況にあるため、一般市民向けの新規供給（公募）は困難である。また、墓地公園の平均区画面積は約 13 m²と比較的大きく、1基ごとの区画が広いことから、限られた用地のなかで供給可能な区画数に制約がある。また、墓地区画の使用期限は、永代となっており、一度墓地区画の使用が始まると永代に渡り固定され、区画数が累積的に増えていくため、一般市民向けの供給を実施する場合は、更なる用地確保が必要となる。

公営墓地の永代使用料は 55,300 円/m²であり、12.5 m²区画の場合、使用料は約 69 万円となっており、管理料は徴収していない。

このように、公営墓地は整備されてきたものの、1基ごとの区画面積が大きく、使用期限が永代であり、現在は主として公共事業に伴う移転（改葬）用区画として機能しているため、一般の新規需要に対応できていないこと及び一般の新規需要に対応するためには更なる用地確保が必要という課題がある。

表 市内の公営墓地の概要（令和7年12月31日現在）

名称	浦添墓地公園	浦添南第一墓園
墓地面積(m ²)	16,956.6 m ²	573.7 m ²
整備年	昭和 59 年 7 月供用開始	平成 21 年 6 月供用開始
公園・墓園規模	73,537.1 m ²	700 m ²
墓地区画数	1,293 区画(空き区画 18 区画)	105 区画(空き区画 29 区画)
永代使用料	55,300 円/m ²	55,300 円/m ²
管理料	なし	なし
駐車場	40 台	なし

出典：浦添市

表 令和7年12月31日現在の墓地公園と浦添南第一墓園の利用状況

墓地公園

区画面積	許可		未許可		合計	
	区画数	面積	区画数	面積	区画数	面積
5.0 m2	17	85.0 m2	0	0.0 m2	17	85.0 m2
7.0 m2	1	7.0 m2	0	0.0 m2	1	7.0 m2
8.0 m2	52	416.0 m2	0	0.0 m2	52	416.0 m2
10.0 m2	23	230.0 m2	3	30.0 m2	26	260.0 m2
10.4 m2	26	269.1 m2	0	0.0 m2	26	269.1 m2
12.0 m2	31	372.0 m2	0	0.0 m2	31	372.0 m2
12.5 m2	942	11,775.0 m2	11	137.5 m2	953	11,912.5 m2
14.0 m2	2	28.0 m2	1	14.0 m2	3	42.0 m2
15.0 m2	2	30.0 m2	0	0.0 m2	2	30.0 m2
17.5 m2	73	1,277.5 m2	1	17.5 m2	74	1,295.0 m2
21.0 m2	106	2,226.0 m2	2	42.0 m2	108	2,268.0 m2
合計	1,275	16,715.6 m2	18	241.0 m2	1,293	16,956.6 m2

浦添南第一墓園

区画面積	許可		未許可		合計	
	区画数	面積	区画数	面積	区画数	面積
4.0 m2	28	112.0 m2	20	80.0 m2	48	192.0 m2
4.1 m2	1	4.1 m2	1	4.1 m2	2	8.2 m2
4.3 m2	0	0.0 m2	3	12.9 m2	3	12.9 m2
4.4 m2	0	0.0 m2	1	4.4 m2	1	4.4 m2
5.0 m2	0	0.0 m2	1	5.0 m2	1	5.0 m2
5.1 m2	0	0.0 m2	1	5.1 m2	1	5.1 m2
5.2 m2	0	0.0 m2	1	5.2 m2	1	5.2 m2
5.8 m2	1	5.8 m2	0	0.0 m2	1	5.8 m2
7.0 m2	45	315.0 m2	0	0.0 m2	45	315.0 m2
7.6 m2	0	0.0 m2	1	7.6 m2	1	7.6 m2
12.5 m2	1	12.5 m2	0	0.0 m2	1	12.5 m2
合計	76	449.4 m2	29	124.3 m2	105	573.7 m2

② 施設型共同墓

平成 26 年 3 月に浦添市公営墓地整備基本計画を策定し、平成 30 年 7 月 1 日より施設型共同墓を供用開始。

浦添市施設型共同墓は、納骨室と複数の焼骨を共同で埋蔵する合葬室を備えた新しい形態の公営墓となっている。

■施設型共同墓の概要

構 造	鉄筋コンクリート造 地上 1 階
納骨室	1 体用納骨壇 2,600 壇 2 体用納骨壇 865 壇
合葬室	複数の焼骨を共同で埋蔵する施設（最大収蔵数：15,000 柱）
参拝室	納骨時や回忌法要時に利用できる施設
共同参拝所	半屋外にあり、5 組同時に参拝ができる

■使用資格について

下記の要件をすべて満たす者
浦添市に住所を有する者（又は死亡時に浦添市民であった者の焼骨を埋蔵する者）
祭祀を主宰する者
焼骨を所持していること（生前予約は除く）
合葬室及び 2 体用納骨壇（焼骨を 1 体埋蔵する者に限る）については、下記の要件を満たす者であれば生前に申し込みすることが可能である
浦添市に住所を有する者
自己の使用を目的とすること
申請時の年齢が 65 歳以上であること（合葬室）

■使用料金について

納骨室 1 体用納骨壇		
1 壇につき	6 年	56,000 円
	12 年	80,000 円
	32 年	160,000 円
合葬室		
1 体につき	永年	30,000 円

納骨室 2 体用納骨壇		
1 壇につき	6 年	98,000 円
	12 年	138,000 円
	32 年	265,000 円

- ・ 納骨室の使用期間が経過した後は、合葬室へ埋蔵します
- ・ 納骨室の使用料金には、合葬室の使用料金も含まれています。

■ 納骨堂について

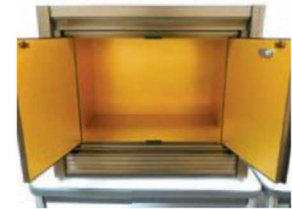
■ 納骨壇について

○埋葬できる骨壺等の規格

1体用・2体用の納骨壇の概要
・幅:26cm以下 ・奥行き:26cm以下 ・高さ:33cm ※7寸壺程度(直径21cm×高さ約22.5cm)の大きさ



1体用納骨壇



2体用納骨壇

■ 2体用納骨壇 使用例

○夫婦用として、ご健在である妻が申込者として2体用32年の許可を受け、夫の焼骨を埋蔵し、許可日から8年後に妻がなくなった場合

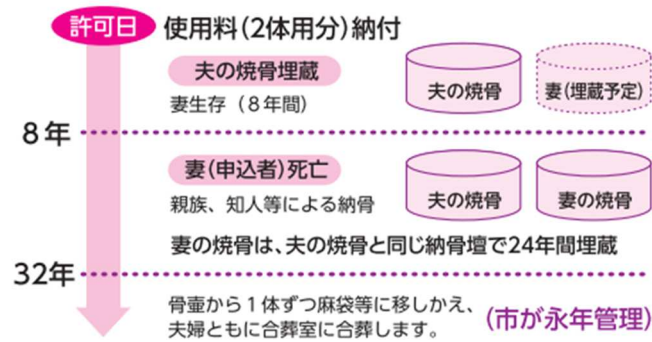


写真 浦添市施設型共同墓

表 浦添市施設型共同墓使用状況

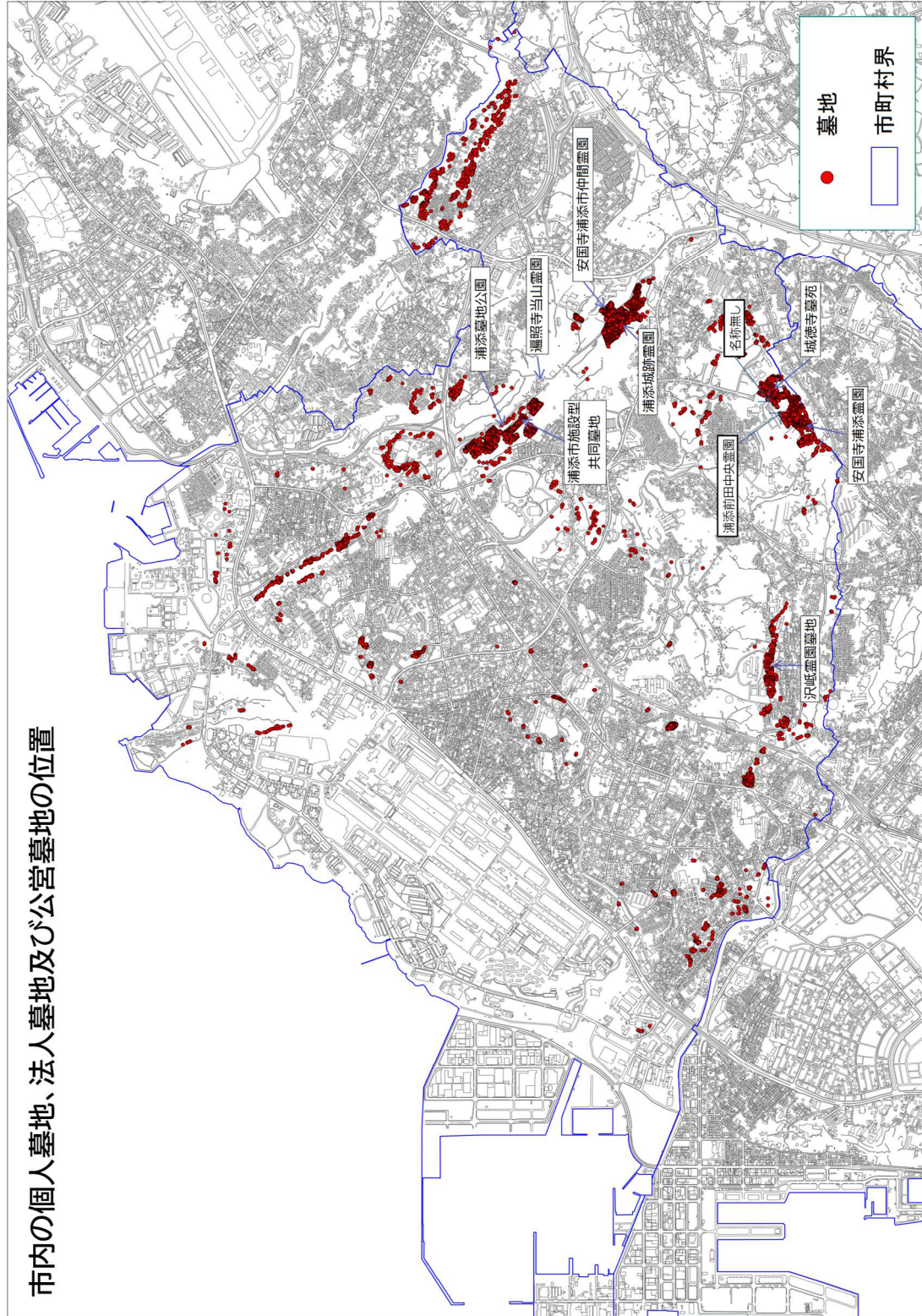
種類	年数	申請件数		埋蔵件数		申請済体数					
		件数	合計	件数	合計	焼骨数(体)		生前予約(体)		小計	合計
1体用納骨壇	6年	242	431	240	404	242	431	0	0	242	431
	12年	135		113		134		0		134	
	32年	55		51		55		0		55	
2体用納骨壇	6年	47	218	46	207	88	332	6	104	94	436
	12年	74		66		119		28		148	
	32年	97		95		125		66		194	
合葬室	生前予約	252	992	9	735		742	250	252	252	992
	焼骨	740		726		742				740	
計		1641	1,641	1,346	1,346	1,509	1,509	350	350	1,859	1,859

種類	埋蔵済体数				収蔵可能件数	利用率
	埋蔵済焼骨数(体)	生前予約(体)	小計	合計		
1体用納骨壇	240	0	240	404	2,600壇	16.60%
	113	0	113			
	51	0	51			
2体用納骨壇	86	2	88	334	865壇 (1,730柱)	25.20%
	106	5	111			
	122	10	135			
合葬室		9	9	735		
	726		726			
計	1,447	26	1,473	1,470		

2025年12月31日時点

※埋蔵体数については2体用納骨壇の2体とも焼骨の場合で、2体別日に埋蔵する場合もあるが、1体目の埋蔵時に2体埋蔵したものとして計算されます。
生前予約分については2回目の埋蔵承認申請書記入欄の埋蔵日をもとに集計します。

市内の個人墓地、法人墓地及び公営墓地の位置



出典：浦添市墓地経営許可台帳

(4) 墓地の土地利用と資産税への影響

個人墓地を公営墓地に集約したうえで、既存の墓地用地を宅地等へ転用した場合、土地の有効利用が図られるとともに、資産税収入の増加が見込まれる。

試算によれば、

- 個人墓地の総面積約 26 万㎡を、原野・畑・雑種地・宅地（住宅・非住宅）等に用途変更した場合、地目ごとの課税標準単価に応じて、年間の合計課税額が試算される
- 墓地のままでは固定資産税が課されないのに対し、用途変更後は一定の税収が見込まれる

このことは、個人墓地の集約・墓じまいを促進し、土地の有効活用と市税収入の確保を両立させることが、墓地行政のみならず財政上の観点からも重要である。

墓地の面積

課税地目	墓地
面積(㎡)	263,096.2

個人墓地を原野・畑・雑種地・宅地に
変更した場合における合計課税額

課税地目	原野	畑	雑種地	宅地(住宅)	宅地(非住宅)
面積(㎡)	263,096	263,096	263,096	263,096	263,096
平均単価(円/㎡)	28.9	53.8	331.2	194.4	677.9
合計課税額(円)	7,606,111	14,158,785	87,133,251	51,158,003	178,355,018

※各地目の令和7年度課税標準額の平均単価を用いて算出

※宅地(住宅)は小規模住宅用地(1/6特例)として算出

※畑は市街化区域内の畑として算出

資料：資産税課提供資料より作成

(5) 墓地実態調査から見た課題の整理

以上の墓地実態調査から、次のような課題が明らかとなる。

- 第1次計画策定以降も墓地数・面積は増加しており、市街地内の特定地区において個人墓地等が増加している。
- 市街地内の狭小な土地に個人墓地が点在していることにより、まちづくり・景観・土地利用・環境の面での支障が生じている。
- 公営墓地の個人区画はほぼ満杯であり、一般市民向けの新規供給が困難な状況にある一方で、法人墓地がその受け皿の一部を担ってきた。
- 個人墓地として利用されている土地は固定資産税が非課税であり、墓じまいと用途転換によって、土地の有効活用と税収確保の両面で効果を期待できる。

これらの点は、第2次計画において墓地の規制・誘導、公営墓地整備、無縁墓地対策の基本方針を検討する際の重要な条件となる。

5章 墓地意向調査

本章では、市民等を対象に実施したアンケート調査の結果を整理し、墓地行政における意向やニーズの現状を明らかにする。

(1) 調査の概要

① 目的

本調査は、墓地行政における意向やニーズを把握し、第2次浦添市墓地基本計画の検討に資する基礎資料とすることを目的として実施した。

② 調査対象及び方法

- 調査対象：浦添市在住者及び市外・県外在住者
- 実施期間：令和7年9月1日～9月30日
- 調査方法：Web アンケート及び紙アンケート（市役所、施設型共同墓管理事務所、自治会事務所等に回収箱を設置）
- 周知方法：市広報誌、市ホームページ、市LINE、市職員掲示板、ポスター掲示・チラシ配布等

③ 回収状況

- 目標回答数：400件
- 回答数：688件（うち、市民571件、市外119件）
- 回答形式：Web回答486件、紙アンケート回答202件

市民571件の回答を次ページ以降にまとめる。

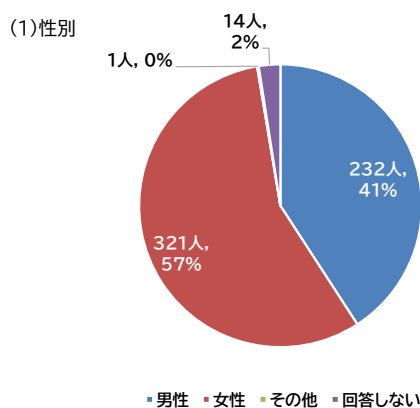
市外119件の回答は、資料編に掲載する。

(2) 回答者の属性

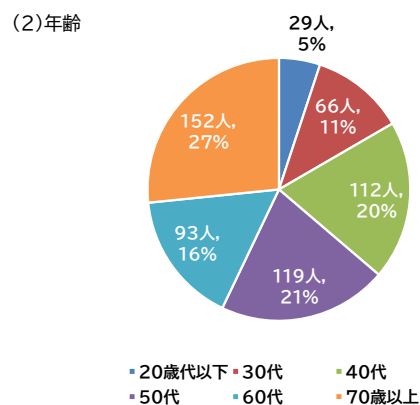
① 性別・年齢構成

性別は、男性が約 41%、女性が約 57%となった。

年齢構成は、「70歳以上」が27%、「50代」「40代」がそれぞれ約20%程度であり、中高年層から高齢層の回答が多い。



回答者数:568人

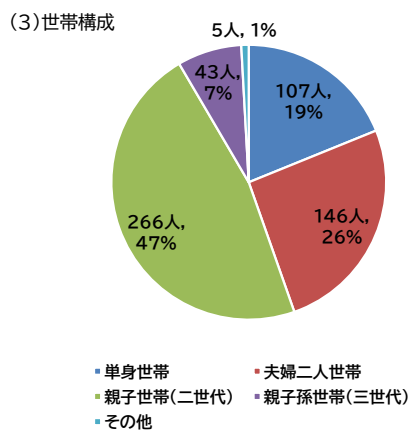


回答者数:571人

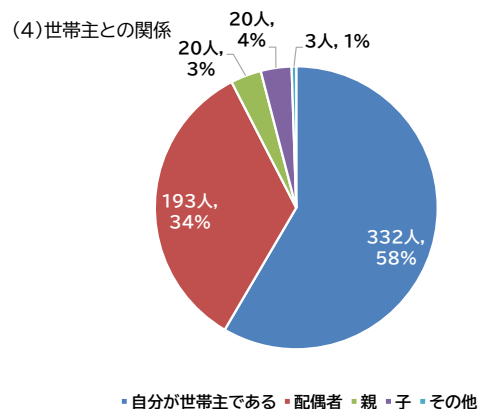
② 世帯構成・世帯主との関係

世帯構成は、「親子世帯（二世帯）」が47%、「夫婦二世帯」が26%と「単身世帯」が19%となった。

世帯主との関係は、「自分が世帯主」が58%、「配偶者」が34%となっており、世帯の意思決定に関わる立場からの回答が多い。



回答者数:567人



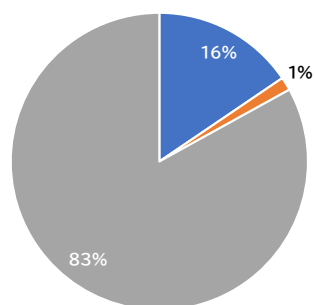
回答者数:568人

③ 居留意向

市内居住者のうち、「住み続けたい」が83%となっており、「市外へ転出する予定」はごく少数であった。

このことから、将来にわたって浦添市内での生活を前提に墓地を検討する層が多いことがうかがえる。

(6-1)(5)で市内と回答された方



■ わからない ■ 市外へ転出する予定 ■ 住み続けたい
回答者数:555人

(3) 墓地に関する意識

① 墓地制度等に関する認知度

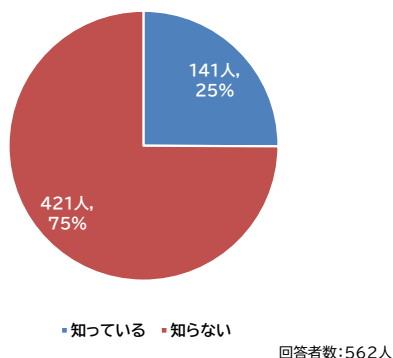
個人墓地が「特殊ケースとして認められてきた」ことを知っている割合は 25%にとどまり、多くは認識していない。

墓地建設の際に墓地埋葬法による申請・許可が必要であることについては、「知っている」「知らない」がほぼ半々である。

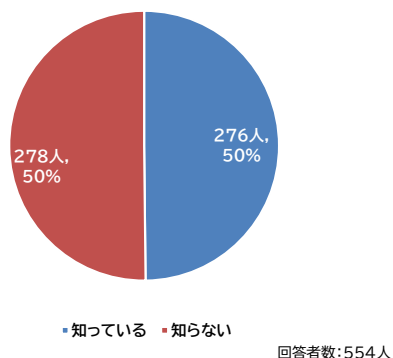
個人墓地を相続した際の不動産相続登記義務化や、墓地撤去後の他用途利用（宅地・畑等）が可能であることについても、「知らない」が過半を占めている。

これらから、墓地の許可制度や墓じまい後の土地利用に関する基本的な情報が、市民に十分浸透しているとはいえない状況がうかがえる。

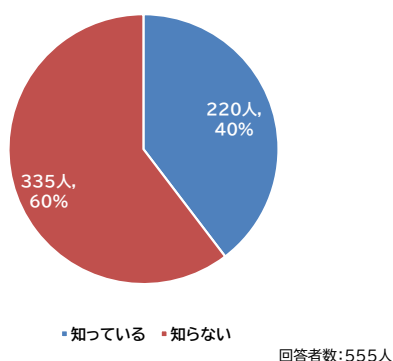
問1.個人墓地が特殊ケースとして認められてきたことを知っているか



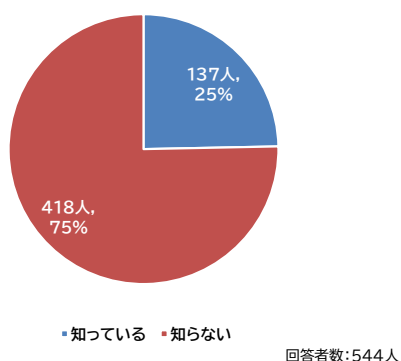
問2.墓地建設の際に墓地埋葬法による申請・許可が必要であることを知っているか



問3.個人墓地を相続した際、不動産の相続登記が義務化されたことを知っているか？



問4.現在、墓が立っている土地の墓を撤去し、他の用途(宅地・畑)で利用できることを知っているか

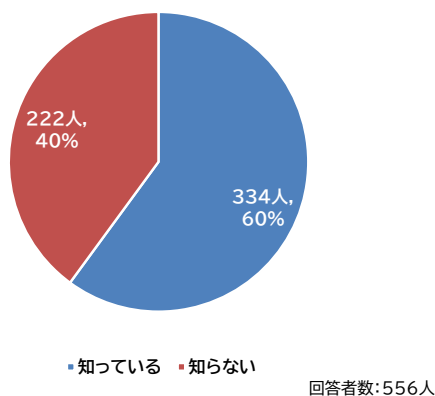


② 施設型共同墓の認知度

浦添市が継承者不在でも利用できる施設型共同墓を供給していることについて、「知っている」が60%、「知らない」が40%であった。

施設型共同墓の認知は一定程度進んでいるものの、なお情報提供の余地がある。

問5.浦添市では継承者がいなくても利用できる施設型共同墓の供給をしていることを知っているか

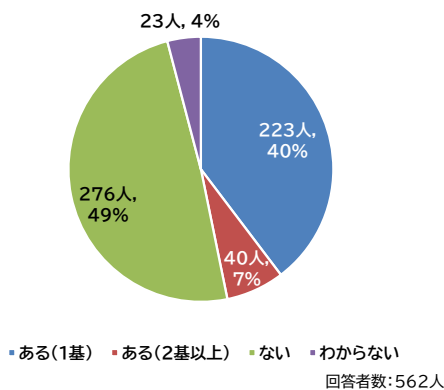


(4) 墓地の有無

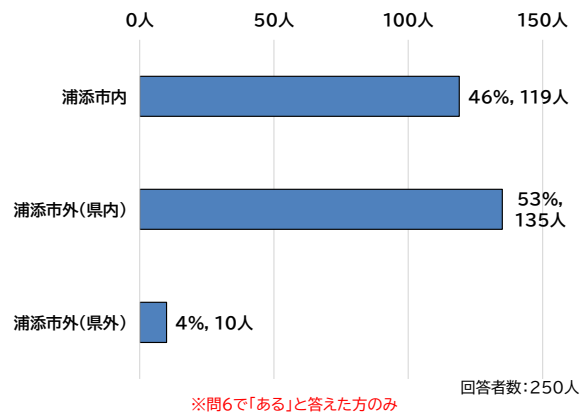
① 現在使用（管理）している墓地の有無及び所在地

現在使用（管理）している墓地が「ない」とする回答が49%、「ある」とする回答が47%（「ある（1基）」40%・「ある（2基以上）」7%）となった。現在使用している墓地の所在地は、「浦添市外（県内）」が最も多く、「浦添市内」がこれに次ぐ。県外に墓地を有する回答も一定数ある。

問6.現在使用(管理)している墓地の有無



問7.現在使用(管理)している墓地の所在地 (複数回答)



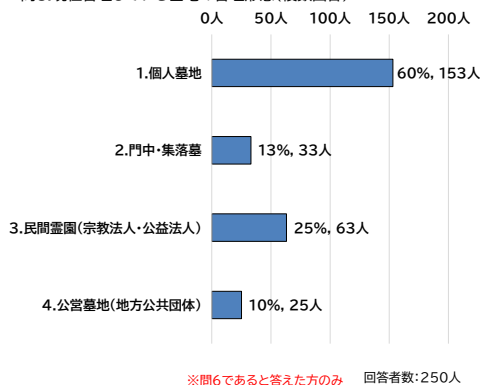
② 墓地の管理形態及び管理上の問題

現在管理している墓地の形態としては、「個人墓地」が60%で最も多く、「民間霊園」が25%、「門中・集落墓」が13%となっている。

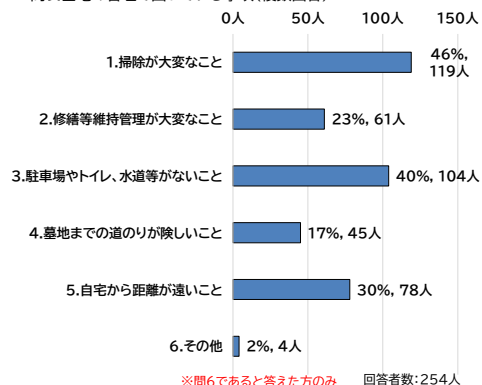
これは、沖縄県全体の特徴である「個人墓地中心の慣習」が、浦添市においても現れている。墓地の管理で困っている事項としては、「掃除が大変」が最も多く、「駐車場やトイレ、水道等がないこと」、「自宅から距離が遠いこと」が続いている。

これは、管理負担の軽減やアクセス性の改善が、今後の墓地整備における重要な視点であることを示している。

問8.現在管理している墓地の管理形態(複数回答)



問9.墓地の管理で困っている事項(複数回答)



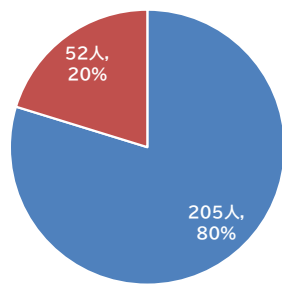
※墓地意向調査における「民間霊園」とは「法人墓地」のことを指す。

③ 継承者の有無及び公営墓地への移転意向

墓地の継承者については、「いる」が80%で多いものの、「いない」も20%存在する。現在使用（管理）している墓を墓じまいし、公営墓地へ移転する意向については、「移転を希望する」が28%、「希望しない」が72%であった。

現時点で移転の希望は多くはないが、継承者不在の層や維持管理負担を感じている層を中心に、一定のニーズが存在することがうかがえる。

問10.墓地の継承者の有無

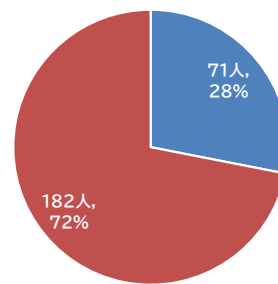


■いる ■いない

※問6であると答えた方のみ

回答者数:257人

問11.現在使用(管理)している墓の墓じまいをし、浦添市公営墓地内へ移転希望



■ある ■ない

※問6であると答えた方のみ

回答者数:253人

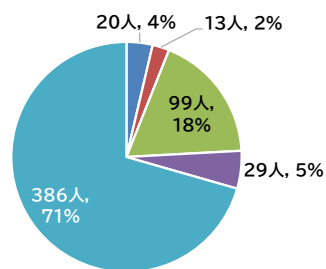
(5) 今後の墓地の取得希望

① 取得予定の有無と希望する管理形態

今後の墓地取得予定については、「予定はない」が71%と多数を占める一方で、「予定がある（時期は未定を含む）」が18%、「散骨を検討」が5%あった。

今後墓地の取得を予定している層を対象とした結果では、希望する管理形態として、「浦添市公営墓地（浦添市が管理する墓地）」が64%、「民間霊園」が19%、「個人墓地」が17%となっており、公営による墓地供給への希望が多い。

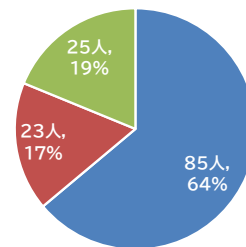
問12.今後の墓地の取得予定



- 予定がある(5年以内)
- 予定がある(5~10年以内)
- 予定がある(時期は未定)
- 散骨を検討(遺骨を海などに撒く)
- 予定はない

回答者数:548人

問13.希望する管理形態



- 浦添市公営墓地(浦添市が管理する墓地)
- 個人墓地(個人で土地を取得し、建設する墓地)
- 民間霊園(宗教法人・公益法人が管理する墓地)

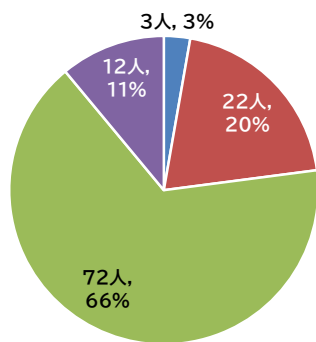
※問12で予定があると答えた方のみ 回答者数:133人

② 希望する墓の種類

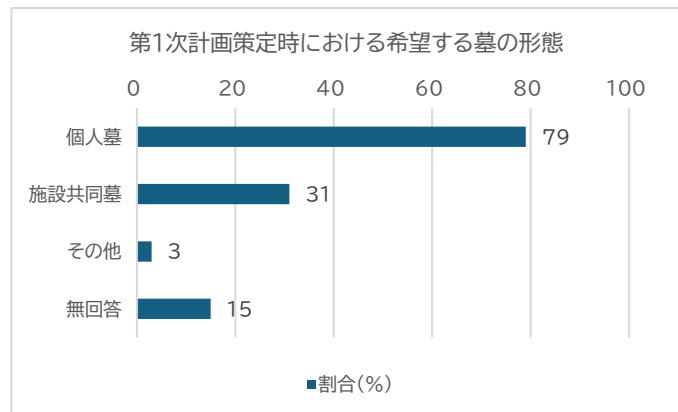
希望する墓の種類としては、「施設型共同墓」が66%で多く、「個人墓」が20%、「芝生墓」が11%、「花壇墓」は3%というニーズ構成であった。

第1次計画策定時（平成23年度調査）と比較すると、個人墓希望は79%から20%へ大きく減少、施設型共同墓希望は31%から66%へ大きく増加しており、継承者に負担をかけない共同利用型墓地への志向が強まっていることがわかる。

問14.希望する墓の種類



■花壇墓 ■個人墓 ■施設型共同墓 ■芝生墓



※墓地意向調査における「個人墓」とは、「一般墓※個人、宗教法人・公益法人、浦添市が管理する土地に墓石を建立し、家族や親族が代々継承していく伝統的なお墓」を指す。

※個人墓は第1次計画策定における希望する墓の形態、家族墓・門柱墓・兄弟墓・模合墓の合計

※第1次計画策定における希望する墓の形態は、複数回答のため、合計値は100%を超える。

表 第1次計画策定時における希望する墓の形態

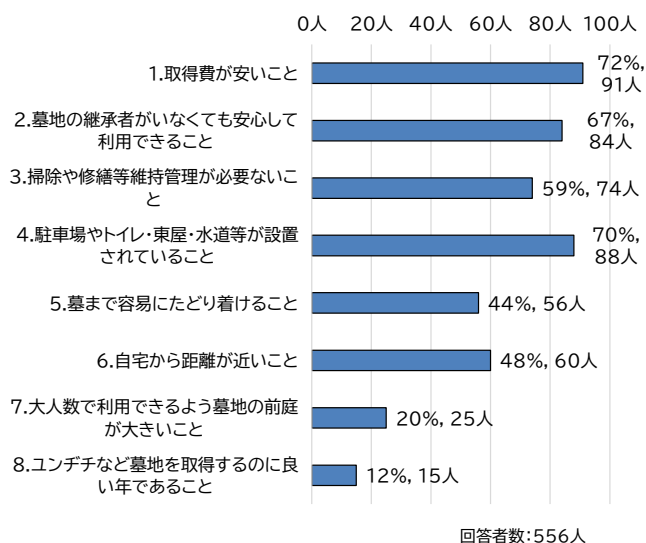
	件数	割合 (%)
個人墓（一般墓）	288	79
施設共同墓	114	31
その他	9	3
無回答	54	15
合計	367	-

③ 墓地取得時の重視事項

墓地取得時に重視する点としては、「取得費が安いこと」が最も多く、「駐車場やトイレ・東屋・水道等が設置されていること」、「継承者がいなくても安心して利用できること」が続く。

費用負担の軽減と利用環境の充実、継承負担の軽減が、今後の墓地整備における重要な条件となっている。

問15.墓地取得時の重視事項(複数回答)

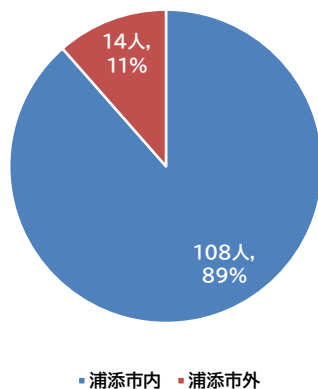


④ 希望する墓地の場所

希望する墓の場所については、「浦添市内」が89%と多く、「浦添市外」を希望する割合は11%にとどまる。

このことから、浦添市民は市内における墓地供給を求めていることが確認される。

問16.希望する墓の場所



回答者数:122人

(6) 今後の墓地行政に対する意向

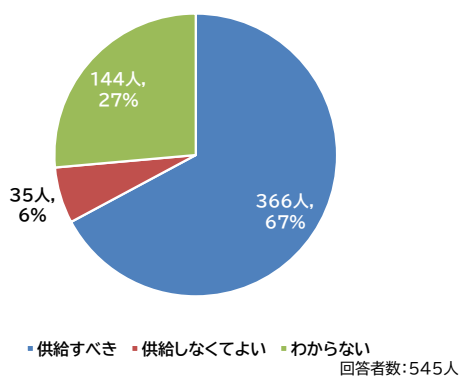
① 市民向け・市外民向け墓地の供給

市民向け墓地の供給については、「供給すべき」が67%と多数を占め、「供給しなくてよい」は6%にとどまる。

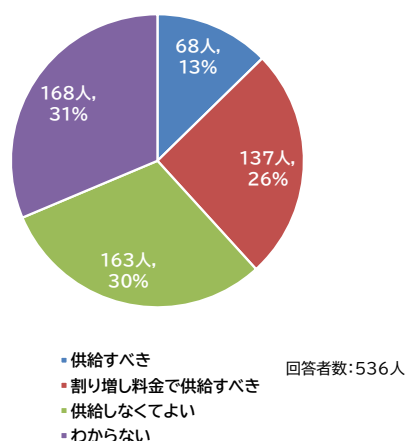
市外民向け墓地の供給については、「割増料金」を含めた「供給すべき」が39%で最も多いが、「わからない」、「供給しなくてよい」もそれぞれ約30%の意見がある。

市民向け墓地供給については前向きな意向が強い一方、市外民向け供給については意見が割れている状況がみられる。

問17.市民向け墓地の供給について



問18.市外民向けの墓地の供給



② 個人墓地・民間霊園・土葬の規制

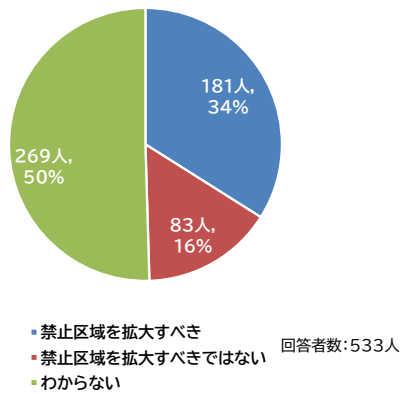
個人墓地禁止区域の拡大については、「わからない」が50%を占めるものの、「拡大すべき」が34%あり、「拡大すべきでない」の16%を上回っている。

民間霊園の規制についても、「規制すべき」が42%、「規制すべきでない」は13%となっている。

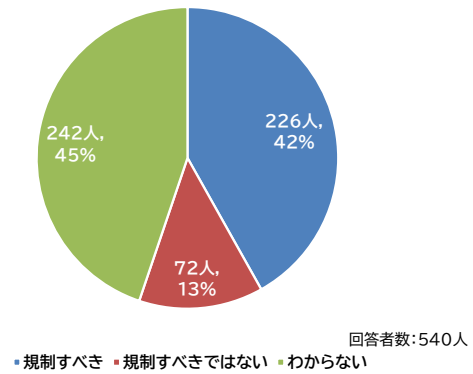
土葬の規制については、「規制すべき」が78%を占め、「規制すべきでない」は4%とごく少数である。

これらから、墓地の立地や形態に対する一定の規制強化を求める市民意向が示されている。

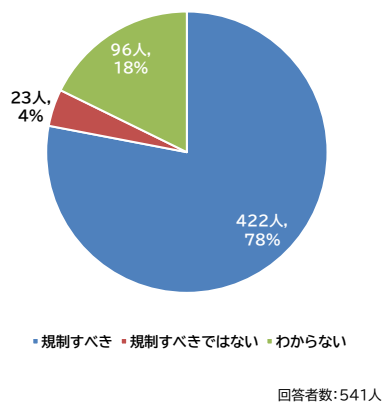
問19.個人墓地の規制(個人墓地禁止区域)について



問20.民間霊園の規制について



問21.土葬(火葬せずそのまま地中に死体を埋めること)の規制について



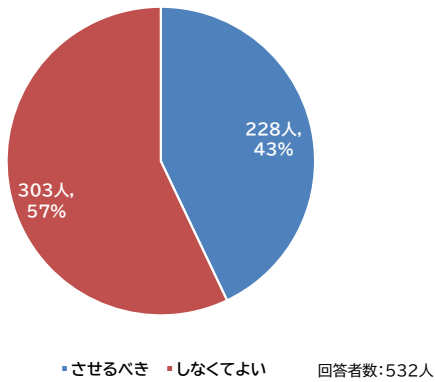
③ 個人墓地の移転・サービスニーズ等

市内個人墓地を公営墓地内へ移転させるべきかについては、「移転させるべき」43%と「しなくてよい」57%と概ね半々であり、意見が分かれている。

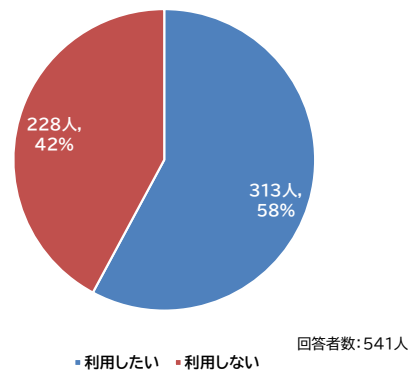
公営墓地内での墓参り用品販売については、「利用したい」が58%、墓参り代行サービスについては、「利用したい」が34%あり、一定のニーズが存在する。

ペット墓については、「利用したい」が36%であるが、回答者の全てがペットを飼っているわけではないため、新たなニーズとしてうかがえる。

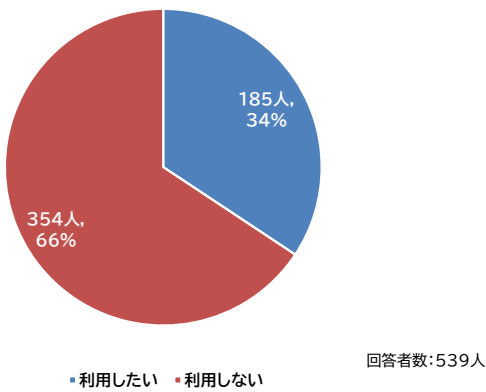
問22.優遇策を設けてでも、市内の個人墓地を浦添市公営墓地内へ移転



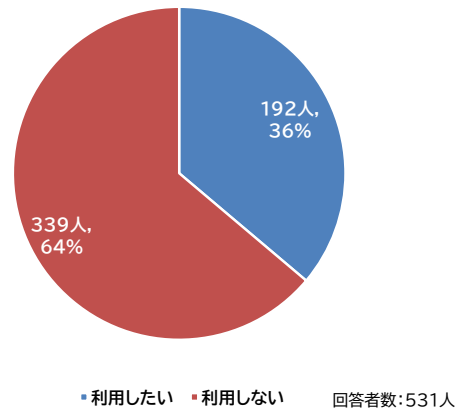
問23.浦添市公営墓地内での墓参り用品(線香・重箱等)の販売



問24.市が手数料を徴収し、利用者の代わりに浦添市公営墓地内のお墓の墓参り代行



問25.ペット墓



④ 自由記述からの主な意見

自由意見では、

- 墓地計画全体に対する期待や懸念（市民負担の軽減、市民優先の供給等）
- 個人墓地の乱立・管理不全に対する問題意識
- 共同墓・施設型共同墓の評価や、経済的理由・身寄りの有無にかかわらず利用できる施設への要望

などが多く寄せられた。

寄せられた自由意見は、資料編に掲載する。

(7) 墓地意向調査から見たポイント

以上のアンケート結果から、墓地意向調査における主要なポイントは次のとおりである。

- 第1次計画策定時と比較して、個人墓（一般墓※個人、宗教法人・公益法人、浦添市が管理する土地に墓石を建立し、家族や親族が代々継承していく伝統的なお墓）から施設型共同墓等へのニーズの大きなシフトが確認された。
- 将来の墓地取得予定者において、公営墓地（公的管理）への期待が高い。
- 墓地取得にあたっては、取得費用の負担軽減、管理負担の少なさ、継承者不在でも安心して利用できることが重視されている。
- 個人墓地禁止区域の拡大や土葬・民間霊園の規制について、一定の規制強化を支持する意向が示されている。
- 個人墓地から他用途への転用や、市内個人墓地の公営墓地への移転（改葬）促進等について、一定の理解・ニーズが存在する一方、制度や手続きに関する認知度が十分ではない。

これらの結果は、第2次計画において、個人墓地・民間霊園・土葬に対する規制・誘導のあり方、施設型共同墓を中核とした公営墓地整備の方向性、無縁墓地対策と墓じまい・土地活用の仕組みづくりを検討する上で基礎となる。

6章 墓地需要調査

本章では、浦添市の将来人口推計及び墓地意向調査(アンケート)の結果を用いて、将来の墓地需要を推計するとともに、その結果が今後の墓地行政に与える影響を整理する。

(1) 墓地需要調査の考え方

墓地需要の推計にあたっては、浦添市の将来人口やアンケート調査による「今後の墓地取得意向」や「希望する管理形態・墓の種類・場所」を組み合わせ、「将来の死亡者のうち、どの程度が浦添市内に墓地を取得し、そのうちどの種類・管理主体の墓地を愛好するか」を算出する。

具体的には、国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計(男女別5歳階級別人口及び生存率)から、2025年～2050年までの5年間隔での死亡数を推定する。

アンケート調査のうち、問12「今後の墓地の取得予定」、問13「希望する管理形態」、問14「希望する墓の種類」、及び問16「希望する墓地の場所」などの結果を用いて、浦添市内での墓地取得希望割合及び形態別の希望割合を求めることで、将来の墓地需要を把握した。

アンケート調査結果

対象となる設問
問12.今後の墓地の取得予定
問13.希望する管理形態
問14.希望する墓の種類
問16.希望する墓地の場所



問12.今後の墓地の取得予定
問13.希望する管理形態
問14.希望する墓の種類
問16.希望する墓地の場所
(浦添市内のみ)

現在、浦添市内に
墓地を希望している
人数の割合

浦添市の将来人口数

1.男女別5歳階級別人口数
2.将来人口数



男女別将来人口生存率

2025年～2050年
までの死亡者数

現在、浦添市内に
墓地を希望している
人数の割合



2025年～2050年
までの死亡者数



2025年～2050年
までの墓地の需要結果

(2) 墓地取得希望割合の算出

②-1 今後の墓地取得予定 (問 12×問 16)

浦添市内在住者のうち、アンケートの問 12「今後の墓地の取得予定」で「予定がある(5年以内)」と「予定がある(5～10年以内)」、「予定がある(時期は未定)」と回答した者は 131 人であった。その回答者を「今後墓地を取得する予定がある」者とし、問 16「希望する墓地の場所」で「浦添市内に墓地を希望する」と回答した者は 108 人であった。

その結果、市内のアンケート回答者数 571 人の内、「浦添市在住で、今後浦添市内に墓地の取得を希望する者」の割合は 19%となる。この割合は墓地需要を算出していくうえでの係数として扱うため、墓地需要係数とする。

計算式は

$$108 \text{ (取得予定者数)} \div 571 \text{ (アンケート回答者数・市内のみ)} \times 100 = 19\% \text{ (墓地需要係数)} \quad \text{となる。}$$

墓地需要係数は、第 1 次計画策定時と比較して、個人墓(一般墓※個人、宗教法人・公益法人、浦添市が管理する土地に墓石を建立し、家族や親族が代々継承していく伝統的なお墓)から施設型共同墓等へのニーズの大きなシフトが確認されたことを踏まえ、「骨壺ベースによる墓地需要予測」を算出する際にも用いる。

表 浦添市内における今後の墓地取得希望割合

今後の墓地の取得予定 (問 12×問 16)	浦添市内	
	件数	割合
予定がある(5年以内)	17	3%
予定がある(5～10年以内)	11	2%
予定がある(時期は未定)	80	14%
取得予定者数	108	19%
アンケート回答者数(浦添市民のみ)	571	100%

②-2 以降は、現在浦添市に在住して今後浦添市内に墓地を希望する者から、管理形態別の希望割合と墓の種類別の希望割合、個人墓地・公営墓地の希望割合の算出を行う。

②-2 墓地の管理形態別希望（問 13×問 16）

「浦添市内在住で、浦添市内に墓地の取得を希望する」者から「浦添市内で希望する管理形態」の割合を算出した。

- ・ 個人墓地（個人で土地を取得し、建設する墓地）：約 14%
- ・ 法人墓地（宗教法人・公益法人が管理する墓地）：約 16%
- ・ 浦添市公営墓地（浦添市が管理する墓地）：約 70%

表 浦添市内における希望する墓地の管理形態割合

希望する墓地の管理形態 (問 13×問 16)	浦添市内墓地取得希望者			浦添市在住者回答に 対する割合
	件数	割合	合計件数	
個人墓地 (個人で土地を取得し、建設する墓地)	15	14%	108	108/571=19%
法人墓地 (宗教法人・公益法人が管理する墓地)	17	16%		
浦添市公営墓地 (浦添市が管理する墓地)	76	70%		

②-3 墓の種類別希望（問 14×問 16）

同様に、「浦添市内」を希望する層について、希望する墓の種類の割合は次のとおりである。

- ・ 個人墓（一般墓）：約 19%
- ・ 施設型共同墓：約 68%
- ・ 花壇墓：約 2%
- ・ 芝生墓：約 11%

表 浦添市内における希望する墓地の種類割合

希望する墓地の種類 (問 14×問 16)	浦添市内	
	件数	割合
個人墓(一般墓)	18	19%
施設型共同墓	63	68%
花壇墓	2	2%
芝生墓	10	11%
回答者数	93*	100%

※市内に墓地を希望する人数は 131 人だが、無回答を除いているため 93 人となる。

※墓地需要調査における「個人墓」とは、「一般墓※個人、宗教法人・公益法人、浦添市が管理する土地に墓石を建立し、家族や親族が代々継承していく伝統的なお墓」を指す。

(3) 将来死亡数の推計

③-1 推計方法

男女別 5 歳階級別人口と浦添市における将来生存率を用いて、2030 年、2035 年、2040 年、2045 年、及び 2050 年の 5 年分について、年齢階級ごとの死亡数を推計した。

死亡者推計の手法として、国立社会保障・人口問題研究所が公表している「都道府県・市区町村別の将来の生残率」を用いて、男性と女性の推定死亡数の算出を行った。

算出した男性の「推定死亡数（年齢階級別）」と女性の「推定死亡数（年齢階級別）」を合算し、5 年間の総死亡者数とした。

表 浦添市における男性の推定死亡数（2030～2050年）

	2030年			2035年			2040年			2045年			2050年		
	推定人口	推定生存率	推定死亡数	推定人口	推定生存率	推定死亡数	推定人口	推定生存率	推定死亡数	推定人口	推定生存率	推定死亡数	推定人口	推定生存率	推定死亡数
0～4歳	2,797			2,792			2,703			2,590			2,443		
5～9歳	2,716	0.99958	1	2,680	0.99963	1	2,679	0.99967	1	2,596	0.99970	1	2,493	0.99972	1
10～14歳	2,976	0.99975	1	2,670	0.99977	1	2,636	0.99979	1	2,636	0.99980	1	2,555	0.99981	0
15～19歳	3,073	0.99940	2	2,813	0.99945	2	2,523	0.99948	1	2,488	0.99951	1	2,487	0.99954	1
20～24歳	2,918	0.99823	5	2,700	0.99835	4	2,467	0.99845	4	2,209	0.99854	3	2,173	0.99862	3
25～29歳	3,212	0.99793	7	3,159	0.99803	6	2,995	0.99811	6	2,734	0.99818	5	2,451	0.99824	4
30～34歳	3,413	0.99718	10	3,240	0.99733	9	3,210	0.99747	8	3,094	0.99760	7	2,822	0.99772	6
35～39歳	3,254	0.99597	13	3,363	0.99623	13	3,196	0.99647	11	3,180	0.99669	11	3,093	0.99690	10
40～44歳	3,334	0.99412	20	3,195	0.99454	17	3,287	0.99494	17	3,126	0.99531	15	3,122	0.99566	14
45～49歳	3,509	0.99088	32	3,266	0.99156	28	3,133	0.99218	25	3,216	0.99277	23	3,061	0.99331	20
50～54歳	3,791	0.98524	56	3,474	0.98630	48	3,231	0.98729	41	3,104	0.98821	37	3,183	0.98907	35
55～59歳	4,276	0.97780	95	3,674	0.97929	76	3,373	0.98068	65	3,139	0.98196	57	3,024	0.98316	51
60～64歳	3,624	0.96538	125	4,157	0.96763	135	3,584	0.96970	109	3,298	0.97162	94	3,075	0.97341	82
65～69歳	3,127	0.95524	140	3,445	0.95849	143	3,960	0.96147	153	3,425	0.96422	123	3,162	0.96677	105
70～74歳	2,858	0.93217	194	2,957	0.93609	189	3,273	0.93967	197	3,769	0.94293	215	3,272	0.94591	177
75～79歳	2,699	0.88863	301	2,569	0.89377	273	2,675	0.89837	272	2,978	0.90249	290	3,434	0.90621	322
80～84歳	1,985	0.81909	359	2,232	0.82715	386	2,144	0.83423	355	2,253	0.84048	359	2,527	0.84600	389
85～89歳	1,006	0.70441	297	1,441	0.71664	408	1,617	0.72744	441	1,577	0.73697	415	1,682	0.74535	428
90～94歳	571	0.53603	265	544	0.54991	245	809	0.56244	354	905	0.57369	386	903	0.58374	376
95歳～	180	0.34864	117	258	0.35432	167	280	0.36310	178	400	0.37631	249	457	0.36513	290
計	55,319		2,039	54,629		2,149	53,775		2,238	52,717		2,291	51,419		2,315

表 浦添市における女性の推定死亡数（2030～2050年）

年齢	2030年			2035年			2040年			2045年			2050年		
	推定人口	推定生存率	推定死亡数	推定人口	推定生存率	推定死亡数	推定人口	推定生存率	推定死亡数	推定人口	推定生存率	推定死亡数	推定人口	推定生存率	推定死亡数
0～4歳	2,661			2,656			2,571			2,464			2,324		
5～9歳	2,592	0.99962	1	2,561	0.99965	1	2,561	0.99968	1	2,482	0.99971	1	2,384	0.99972	1
10～14歳	2,836	0.99980	1	2,583	0.99982	0	2,553	0.99983	0	2,553	0.99984	0	2,475	0.99985	0
15～19歳	3,179	0.99970	1	2,751	0.99971	1	2,501	0.99972	1	2,468	0.99972	1	2,467	0.99972	1
20～24歳	2,940	0.99905	3	2,839	0.99911	3	2,479	0.99916	2	2,244	0.99921	2	2,207	0.99926	2
25～29歳	3,212	0.99913	3	3,248	0.99917	3	3,163	0.99921	2	2,800	0.99923	2	2,525	0.99926	2
30～34歳	3,421	0.99871	4	3,270	0.99879	4	3,324	0.99886	4	3,260	0.99892	4	2,911	0.99897	3
35～39歳	3,258	0.99791	7	3,362	0.99804	7	3,216	0.99816	6	3,281	0.99827	6	3,230	0.99837	5
40～44歳	3,477	0.99652	12	3,223	0.99675	10	3,302	0.99696	10	3,160	0.99716	9	3,232	0.99735	9
45～49歳	3,781	0.99459	20	3,415	0.99495	17	3,176	0.99529	15	3,240	0.99561	14	3,102	0.99590	13
50～54歳	4,014	0.99239	31	3,757	0.99287	27	3,397	0.99332	23	3,169	0.99372	20	3,223	0.99410	19
55～59歳	4,541	0.98971	47	3,942	0.99030	38	3,691	0.99084	34	3,342	0.99134	29	3,128	0.99180	26
60～64歳	3,952	0.98544	58	4,455	0.98629	61	3,873	0.98707	50	3,629	0.98778	44	3,291	0.98843	38
65～69歳	3,559	0.98135	66	3,861	0.98255	67	4,355	0.98362	71	3,792	0.98457	59	3,556	0.98544	52
70～74歳	3,178	0.97230	88	3,462	0.97396	90	3,764	0.97542	93	4,248	0.97670	99	3,706	0.97784	82
75～79歳	3,385	0.95236	161	3,067	0.95508	138	3,337	0.95740	142	3,637	0.95941	148	4,108	0.96116	160
80～84歳	2,591	0.91657	216	3,151	0.92203	246	2,873	0.92668	211	3,131	0.93065	217	3,428	0.93404	226
85～89歳	1,765	0.84122	280	2,286	0.85114	340	2,762	0.85969	388	2,545	0.86706	338	2,789	0.87339	353
90～94歳	1,209	0.68896	376	1,215	0.70356	360	1,624	0.71641	461	1,937	0.72767	528	1,819	0.73747	478
95歳～	578	0.39854	348	737	0.40310	440	819	0.41425	480	1,079	0.42873	616	1,257	0.41404	737
計	60,129		1,722	59,841		1,853	59,341		1,992	58,461		2,136	57,162		2,204

(4) 墓地需要予測結果

④-1 総需要数の推計

③-1 で算出した将来の推定死亡者数に対し、墓地需要係数 19% を乗じることで、2026 年～2030 年と 2031 年～2035 年、2036 年～2040 年、2041 年～2045 年、2046 年～2050 年における「浦添市内在住で、今後浦添市内に墓地を希望している」者の予測数が算出される。2026 年～2030 年は 715 基で 2031 年～2035 年は 760 基、2036～2040 年は 804 基、2041 年～2045 年は 841 基、2046 年～2050 年には 859 基と見込まれる。これらを「墓地需要予測数」とする。

各年度の墓地需要者数の算出方法については、墓地需要予測数（5 年間）を均等に分配し算出した。

※墓地需要予測数は、死亡者予測数から算出しているため、墓じまいに伴う需要は含まれていない。

(小数第 1 位を四捨五入)

表 ②-1 と③-1 の結果から需要予測割合を算出

年代	死亡者予測数	墓地需要係数	墓地需要予測数(5年間)
2026～2030年	3,762	19%	715
2031～2035年	4,002	19%	760
2036～2040年	4,230	19%	804
2041～2045年	4,427	19%	841
2046～2050年	4,519	19%	859
合計	20,940		3,979

以上の結果から、各年度における「施設型共同墓に集約する場合を想定した墓地需要者数」について以下の表にまとめる。

その結果、2025 年～2050 年までの墓地需要予測数は 3,979 となった。

表 各年における墓地需要予測数（係数 19% の場合）

年代	墓地需要予測数	年代	墓地需要予測数	年代	墓地需要予測数
2026年	143	2035年	152	2044年	168
2027年	143	2036年	161	2045年	168
2028年	143	2037年	161	2046年	172
2029年	143	2038年	161	2047年	172
2030年	143	2039年	161	2048年	172
2031年	152	2040年	161	2049年	172
2032年	152	2041年	168	2050年	172
2033年	152	2042年	168	合計	3,979
2034年	152	2043年	168		

同様に、「浦添市内在住で今後施設型共同墓を希望する」回答者の予測数を算出する。

P.50 の②-3「墓の種類別希望」のアンケート結果から、施設型共同墓を希望する割合は68%となるので、墓地需要予測数に68%を乗じ、施設型共同墓予測数とする。

(小数第1位を四捨五入)

表 ②-3と③-1の結果から需要予測数を算出

年代	墓地需要予測数	施設型共同墓希望割合	施設型共同墓希望予測者数
2026～2030年	715	68%	486
2031～2035年	760	68%	517
2036～2040年	804	68%	547
2041～2045年	841	68%	572
2046～2050年	859	68%	584
合計	3,979		2,705

表 各年における施設型共同墓希望予測者数（施設型共同墓希望割合が68%の場合）

年代	施設型共同墓希望予測者数	年代	施設型共同墓希望予測者数	年代	施設型共同墓希望予測者数
2026年	97	2035年	103	2044年	114
2027年	97	2036年	109	2045年	114
2028年	97	2037年	109	2046年	117
2029年	97	2038年	109	2047年	117
2030年	97	2039年	109	2048年	117
2031年	103	2040年	109	2049年	117
2032年	103	2041年	114	2050年	117
2033年	103	2042年	114	合計	2,705
2034年	103	2043年	114		

④-2 管理形態別の需要予測

25年間の累計墓地需要数 3,979 基(壺)に対して、「②-2 墓地の管理形態別希望」から算出された管理形態別希望割合を適用すると、概ね次のような配分となる。

(小数第1位を四捨五入)

- 個人墓地（個人で土地を取得し、建設する墓地）：557 基（壺）
- 法人墓地（宗教法人・公益法人が管理する墓地）：637 基（壺）
- 浦添市公営墓地（浦添市が管理する墓地）：2,785 基（壺）

表 管理形態別の需要予測割合を算出

墓地の管理形態	墓地需要予測割合	25年間の累計
個人墓地（個人で土地を取得し、建設する墓地）	14%	557
法人墓地（宗教法人・公益法人が管理する墓地）	16%	637
浦添市公営墓地(浦添市が管理する墓地)	70%	2,785
墓地需要予測数 合計	100%	3,979

④-3 墓の種類別の需要予測

「②-3 墓の種類別希望」で算出した種類別の希望割合に墓地需要係数 0.19 を乗じた結果、25 年間の種類別墓地需要数は、概ね次のように見込まれる。

(小数第 1 位を四捨五入)

- 個人墓（一般墓）：756 基（壺）
- 施設型共同墓：2,706 基（壺）
- 花壇墓：80 基（壺）
- 芝生墓：438 基（壺）

浦添市公営墓地（浦添市が管理する墓地）：2,785 基（壺）は次のように見込まれる。

- 公営墓地内での個人墓・花壇墓・芝生墓の需要：891（壺）
- 公営墓地内での施設型共同墓の需要：1,894 基（壺）

表 墓の種類別の需要予測割合を算出

希望する墓地の種類	墓地需要予測割合	25 年間の累計
個人墓(一般墓)	19%	756
施設型共同墓	68%	2,706
花壇墓	2%	80
芝生墓	11%	438
墓地需要予測数 合計	100%	3,979

表 墓の種類別需要予測数まとめ

		25 年間の累計(基)
墓地需要予測数		3,979
希望する墓地 の管理形態	個人墓地(個人で土地を取得し、建設する墓地)	557
	法人墓地(宗教法人・公益法人が管理する墓地)	637
	浦添市公営墓地(浦添市が管理する墓地)	2,785
希望する墓 の種類	個人墓(一般墓)	756
	施設型共同墓	2,706
	花壇墓	80
	芝生墓	438

※墓地意向調査における「個人墓」とは、「一般墓※個人、宗教法人・公益法人、浦添市が管理する土地に墓石を建立し、家族や親族が代々継承していく伝統的なお墓」を指す。

表 浦添市公営墓地内における墓の種類別需要予測数まとめ

		25 年間の累計(基)
浦添市公営墓地(浦添市が管理する墓地)		2,785
個人墓(一般墓)・花壇墓・芝生墓		891
施設型共同墓		1,894

(5) 墓地需要と施設型共同墓における需要吸収力の関係

⑤-1 骨壺数ベースによる需要推計

第1次計画策定時と比較して、個人墓（一般墓※個人、宗教法人・公益法人、浦添市が管理する土地に墓石を建立し、家族や親族が代々継承していく伝統的なお墓）から施設型共同墓等へのニーズの大きなシフトが確認されたことを踏まえ、市民の墓地需要における浦添市施設型共同墓の需要吸収の推計を行った。

実際の運用形態（納骨壇と合葬式墓地）を踏まえ、推計した。

アンケートから得られた「施設型共同墓を希望する」割合と、2025年12月時点における施設型共同墓の契約年数別の利用割合（6年・12年・32年）を用いて、年間の納骨壇利用数及び合葬数を推計した。

また、年間の納骨壇利用数及び合葬数の利用割合については、納骨壇申請件数（649件）と合葬室申請件数（992件）を合わせた合計（1,641件）から算出した。
（納骨壇：40%、合葬室：60%）

○各列の算出方法について

- A) 墓地需要者数は④-1で算出した各年度における需要予測数を利用する。
- B) 2018年から2025年までの各値については実績値を記載している。（2025年の墓地需要者数以外は実績値を記載。）
- C) 納骨壇申請数は、A)で算出した墓地需要者数に2025年12月時点における施設型共同墓の契約年数別の利用状況から算出した納骨壇の利用割合を乗じて算出した。
（式：墓地需要者数×40%）
- D) 納骨壇の契約年数は、2025年12月までの年数別の契約割合（6年（45%）・12年（32%）・32年（23%））をCで算出された納骨壇申請数の予測値に乗じて算出した。
（式：C×各契約年数の割合）
- E) 合葬室の利用者の算出方法は、Aで算出した墓地需要者数からCで算出した納骨壇利用者数を差し引いて算出する。（式：A-C）
- F) 納骨壇を6年契約した利用者に限り6年後に再契約をする場合がある。
浦添市施設型共同墓の供用が開始された2018年からの再契約率の実績値は、2023年度及び2024年度にそれぞれ55%と33%であった。これらの中央値44%を6年契約者数に乗じて再契約者数を算出する。（6年契約者数×継続率44%）
- G) C+Fでその年における納骨壇の合計使用数を算出する。

※各数値については未公開の内部データによるものである

年	A	C	D			E	F	G=C+F
	墓地需要者数	納骨壇申請数	納骨壇の契約年数			合葬室	6年継続者	納骨壇合計
			6年	12年	32年			
2018		127	59	31	37	171		127
2019		77	33	31	13	118		77
2020		98	57	25	16	94		98
2021		81	47	21	13	107		81
2022		71	41	17	13	97		71
2023		98	50	23	25	183	28	126
2024		128	59	49	20	131	11	139
2025		189	30	24	19	116	15	204
2026	143	57	26	18	13	86	25	82

赤枠内 B

表 各列の算出方法について

⑤-2 種類別墓地需要割合に基づく施設型共同墓の需要推計

施設型共同墓を希望する墓地需要のみを施設型共同墓に収蔵した場合、2050 年までに納骨壇は残り 2,742 体となり、合葬室の収蔵可能数は 11,511 体となる。

※納骨壇の遺骨は、契約年数終了後、合葬室へ移行するため、空き区画が発生する。そのため、納骨壇の収蔵可能残数は、前年より増加することがある。

表 種類別墓地需要割合に基づく
2050 年までの施設型共同墓の利用実績と需要推計結果

年	墓地需要者数	納骨壇申請数	納骨壇の契約年数			合葬室	6年継続者	納骨壇合計	収蔵可能件数	収蔵可能残数	収蔵可能件数	収蔵可能残数
			6年	12年	32年							
2018		127	59	31	37	171		127	3,465	3,338	15,000	14,829
2019		77	33	31	13	118		77	3,465	3,261	15,000	14,711
2020		98	57	25	16	94		98	3,465	3,163	15,000	14,617
2021		81	47	21	13	107		81	3,465	3,082	15,000	14,510
2022		71	41	17	13	97		71	3,465	3,011	15,000	14,413
2023		98	50	23	25	183	28	126	3,465	2,885	15,000	14,199
2024		128	59	49	20	131	11	139	3,465	2,805	15,000	14,046
2025		189	30	24	19	116	15	204	3,465	2,750	15,000	13,888
2026	97	39	17	12	9	58	25	64	3,465	2,744	15,000	13,807
2027	97	39	17	12	9	58	21	60	3,465	2,731	15,000	13,729
2028	97	39	17	12	9	58	18	57	3,465	2,715	15,000	13,638
2029	97	39	17	12	9	58	22	61	3,465	2,732	15,000	13,543
2030	97	39	17	12	9	58	26	65	3,465	2,768	15,000	13,450
2031	103	41	19	13	10	62	13	55	3,465	2,789	15,000	13,352
2032	103	41	19	13	10	62	8	49	3,465	2,808	15,000	13,255
2033	103	41	19	13	10	62	8	49	3,465	2,818	15,000	13,163
2034	103	41	19	13	10	62	8	49	3,465	2,821	15,000	13,074
2035	103	41	19	13	10	62	8	49	3,465	2,835	15,000	12,979
2036	109	44	20	14	10	66	8	51	3,465	2,876	15,000	12,853
2037	109	44	20	14	10	66	8	52	3,465	2,880	15,000	12,753
2038	109	44	20	14	10	66	8	52	3,465	2,867	15,000	12,665
2039	109	44	20	14	10	66	8	52	3,465	2,853	15,000	12,577
2040	109	44	20	14	10	66	8	52	3,465	2,840	15,000	12,488
2041	114	46	21	15	11	69	8	54	3,465	2,825	15,000	12,396
2042	114	46	21	15	11	69	9	54	3,465	2,810	15,000	12,303
2043	114	46	21	15	11	69	9	54	3,465	2,797	15,000	12,211
2044	114	46	21	15	11	69	9	54	3,465	2,784	15,000	12,118
2045	114	46	21	15	11	69	9	54	3,465	2,771	15,000	12,025
2046	117	47	21	15	11	70	9	55	3,465	2,756	15,000	11,930
2047	117	47	21	15	11	70	9	56	3,465	2,743	15,000	11,835
2048	117	47	21	15	11	70	9	56	3,465	2,730	15,000	11,739
2049	117	47	21	15	11	70	9	56	3,465	2,717	15,000	11,644
2050	117	47	21	15	11	70	9	56	3,465	2,742	15,000	11,511

⑤-3 今後の墓地需要を全て施設型共同墓に集約した場合の需要推計

施設型共同墓に全ての墓地需要を集約した場合、2050年までに納骨壇は残り2,458体となり、合葬室の収蔵可能数は10,562体となる。

表 墓地需要者を施設型共同墓に集約する場合の
2050年までの施設型共同墓の利用実績と需要推計結果

年	墓地需要者数	納骨欄申請数	納骨壇の契約年数			合葬室	6年継続者	納骨壇合計	収蔵可能件数	収蔵可能残数	収蔵可能件数	収蔵可能残数
			6年	12年	32年							
2018		127	59	31	37	171		127	3,465	3,338	15,000	14,829
2019		77	33	31	13	118		77	3,465	3,261	15,000	14,711
2020		98	57	25	16	94		98	3,465	3,163	15,000	14,617
2021		81	47	21	13	107		81	3,465	3,082	15,000	14,510
2022		71	41	17	13	97		71	3,465	3,011	15,000	14,413
2023		98	50	23	25	183	28	126	3,465	2,885	15,000	14,199
2024		128	59	49	20	131	11	139	3,465	2,805	15,000	14,046
2025		189	30	24	19	116	15	204	3,465	2,750	15,000	13,888
2026	143	57	26	18	13	86	25	82	3,465	2,725	15,000	13,780
2027	143	57	26	18	13	86	21	78	3,465	2,694	15,000	13,674
2028	143	57	26	18	13	86	18	75	3,465	2,660	15,000	13,556
2029	143	57	26	18	13	86	22	79	3,465	2,659	15,000	13,433
2030	143	57	26	18	13	86	26	83	3,465	2,677	15,000	13,312
2031	152	61	27	19	14	91	13	74	3,465	2,678	15,000	13,178
2032	152	61	27	19	14	91	11	72	3,465	2,682	15,000	13,047
2033	152	61	27	19	14	91	11	72	3,465	2,677	15,000	12,920
2034	152	61	27	19	14	91	11	72	3,465	2,666	15,000	12,798
2035	152	61	27	19	14	91	11	72	3,465	2,664	15,000	12,669
2036	161	64	29	21	15	96	11	76	3,465	2,689	15,000	12,508
2037	161	64	29	21	15	96	12	76	3,465	2,678	15,000	12,372
2038	161	64	29	21	15	96	12	76	3,465	2,658	15,000	12,242
2039	161	64	29	21	15	96	12	76	3,465	2,639	15,000	12,112
2040	161	64	29	21	15	96	12	76	3,465	2,620	15,000	11,982
2041	168	67	30	22	15	101	12	79	3,465	2,597	15,000	11,845
2042	168	67	30	22	15	101	13	80	3,465	2,576	15,000	11,710
2043	168	67	30	22	15	101	13	80	3,465	2,556	15,000	11,573
2044	168	67	30	22	15	101	13	80	3,465	2,537	15,000	11,437
2045	168	67	30	22	15	101	13	80	3,465	2,517	15,000	11,300
2046	172	69	31	22	16	103	13	81	3,465	2,496	15,000	11,160
2047	172	69	31	22	16	103	13	82	3,465	2,476	15,000	11,021
2048	172	69	31	22	16	103	13	82	3,465	2,458	15,000	10,880
2049	172	69	31	22	16	103	13	82	3,465	2,439	15,000	10,740
2050	172	69	31	22	16	103	13	82	3,465	2,458	15,000	10,562

以上の結果から、施設型共同墓を希望する墓地需要のみならず、全ての墓地需要を施設型共同墓に収蔵したとしても、2050年時点で納骨壇は残り2,458体、合葬室は10,562体が収蔵可能である。

このことから、施設型共同墓は、当面の墓地需要に対して有効な受け皿となる。

なお、上記墓地需要には、墓じまいに伴う墓地需要は含まれていないが、墓じまいが増加している現状を観察しつつ、今後の需要予測の見直しを検討する。

(6) 墓地需要調査からの示唆

以上の需要調査・推計結果から得られる主なポイントは、次のとおりである。

- 2025年～2050年の25年間で、浦添市における墓地需要は約4,000基と見込まれ、そのうち約2,800基が浦添市公営墓地への需要、また墓の種類としては約2,700基が施設型共同墓への需要である。
- 市民のニーズは、第1次計画策定時と比較して、個人墓（一般墓※個人、宗教法人・公益法人、浦添市が管理する土地に墓石を建立し、家族や親族が代々継承していく伝統的なお墓）から施設型共同墓等へのニーズの大きなシフトが確認されており、公営による施設型共同墓の役割が一層重要になる。
- 2050年までの浦添市内における全ての墓地需要を、現有の施設型共同墓に収蔵したとしても、納骨壇・合葬室ともに十分に収蔵余力があるため、当面の墓地需要に対して有効な受け皿となる。
- 収蔵余力を踏まえると、墓じまいによる改葬先としても、施設型共同墓は有効な受け皿となる。
- 個人墓（一般墓）や新たな墓の種類である花壇墓・芝生墓についても、一定の墓地需要がある。

本計画において明らかになった以上の諸点は、施設型共同墓を中核とした公営墓地整備及び花壇墓や芝生墓等の新たなニーズを踏まえた公営墓地整備、公営墓地と法人墓地との役割分担の検討する上で重要となる。

7章 事例調査

本章では、公営墓地・法人墓地等の事例調査及びヒアリングの結果を整理する。

具体的には、北中城村公営墓地、沖縄清明の丘公園、八重瀬メモリアルパーク等の取組から、今後の本市の墓地行政にとって有用な示唆を抽出する。

(1) 調査の目的と方法

① 目的

事例調査は、次の観点から、他の自治体・公益財団法人の取組を把握し、第2次計画の検討に活かすことを目的として実施した。

- 公営墓地・共同墓の整備・運営の実態
- 個人墓地規制や無縁墓地対策の仕組み
- 需要動向や利用者ニーズへの対応
- 財源確保や管理運営体制の工夫

② 調査対象

主な調査対象は、次のとおりである。

- 北中城村公営墓地
- 沖縄清明の丘公園（糸満市、公益財団法人沖縄県平和記念墓苑管理協会が管理運営）
- 八重瀬メモリアルパーク（八重瀬町、公益財団法人沖縄県メモリアル整備協会が管理運営）

③ 調査方法

- 各施設の概要資料・パンフレット・Web情報の収集・整理
- 管理主体（自治体担当課・公益財団法人）へのヒアリング

（墓地申請状況、規制区域の有無、運営体制、利用状況、料金設定、無縁墓対策、混雑時対応、サービス内容等）

(2) 公営墓地の事例

① 北中城村公営墓地

市町村	北中城村（公営墓地）
名称	北中城村公営墓地
事業主体	北中城村 住民生活課 環境対策係
所在地	北中城村字島袋 1607 番地
墓地区画数	364 区画
永代使用	1 体用納骨壇、2 体用納骨壇、合葬室
管理料（墓地のみ）	年間管理料あり（村民 3 千円・村民以外 5 千円）
駐車場	38 台完備
その他	1 階…納骨堂 地下…合葬室（棚方式） 常時換気扇稼働（湿気対策）



管理事務所



礼拝所



屋外礼拝所



納骨堂

(3) 法人墓地の事例

① 沖縄清明の丘公園（糸満市）

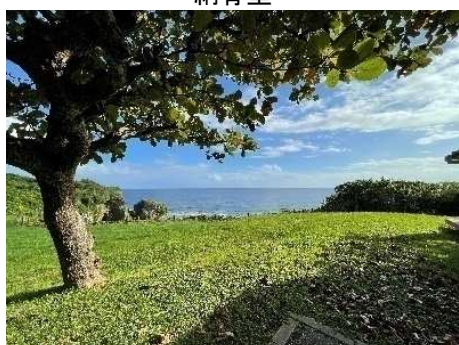
市町村	糸満市（法人墓地）
名称	沖縄清明の丘公園
事業主体	公益財団法人 沖縄県平和祈念墓苑管理協会
所在地	沖縄県糸満市字大度 1010 番地
規模	68,830 m ² （20,858 坪）
墓地区画数	1,740 基予定
永代使用料	14 万円/m ² ～
管理料	年 1 回の口座振替
駐車場	274 台完備
その他	納骨堂 小さなお墓 永代合祀墓



納骨堂



墓地区画



園内風景



小さなお墓

② 八重瀬メモリアルパーク（八重瀬町）

市町村	八重瀬町（法人墓地）
名称	八重瀬メモリアルパーク
事業主体	公益財団法人 沖縄県メモリアル整備協会
所在地	沖縄県島尻郡八重瀬町具志頭 1019 番地
規模	9,175 m ² （うち納骨堂 60 m ² ）
墓地区画数	墓地：508 区画、納骨堂 1,080 室
永代使用料	1 人当たり 10 万円～
管理料	永代使用料に含まれる
その他	納骨堂（おきなわ霊廟）※位牌の年間預かり可能 期限付き墓「結 Familiar」（個別墓） 「デジタルサイネージ墓石」※写真登録可能 「ペット墓」※利用者のペットのみ埋蔵可能 生前契約、改葬手続き代行対応



おきなわ霊廟



デジタルサイネージの墓石



個別墓「結 Familiar」



ペット墓

	北中城村 住民生活課
過去3年間の墓地申請状況	個人墓地のみ申請あり (R4年度 2件、R5年度 6件、R6年度 2件)
個人墓地禁止区域の有無及び拡大の方針	墓地規制区域として導入済み 予定なし
個人墓地禁止区域内での申請時の対応	申請後、墓地検討委員会にて許認可判断
法人墓地禁止区域の導入予定	墓地規制区域として導入済み
埋葬(土葬)禁止区域の導入	予定なし
無縁墓対策や公営墓地への移転(改葬)誘導策	個人墓地の無縁墓対策なし 公営墓地内個人墓(一般墓)は、許可証発行の際に承継予定者を把握
管理運営体制	直営…申請対応業務 委託…施設管理業務
管理人員数(申請対応・施設管理)	職員2名+会計年度職員2名 シルバー人材センターへ委託
使用料や管理料	永代使用料:1区画385,000円 年間管理料:3,000円(村内)、5,000円(村外) 納骨堂 :50,000円～
区画数や共同墓の収蔵可能数	墓地区画数:364区画(12㎡) 1体用納骨壇:160壇、2体用納骨壇:120壇
現在の利用率・空き区画	墓地:43%(156/364) 1体用納骨壇:11%(17/160)、2体用納骨壇:6%(7/120)
募集方法(先着・抽選等)	区画墓地…抽選会 納骨室・合葬室…随時募集
年間新規申込件数	墳墓「R7:14件、R6:36件、R5:30件」 納骨堂「R7:1件、R6:9件、R5:4件」 合葬墓「R7:5件、R6:4件、R5:5件」
基金条例の有無・用途・財務状況	基金条例あり、用途は管理委託 7,000千円、機械警備50千円、修繕等
申込者資格(収蔵可能焼骨)の対象	村内に住所を有する人、又は 村内に墓を所有し、現在使用している人
生前予約の有無・割合	なし
公営墓地内の無縁墓の発生状況・対策	許可証発行時に、継承予定者を把握
清明祭・十六日祭時の対応(駐車台数・混雑対策)	入り口と出口を分けて一方通行対応
公営墓地内での墓参り用品の販売	実施なし ※指定管理移行の場合、検討
ペット墓の要望	なし
利用者からの特段要望	なし
条例や制度面での改善要望	墓地規制区域における申請において、周辺に墳墓がある場合は許可せざるを得ない状況である。改善の必要あり
終活支援・墓じまい相談会・広報活動	沖縄県メモリアル整備協会へ相談会場提供

	公益財団法人 沖縄県平和祈念墓苑管理協会
区画数や墓の数、納骨堂の有無	墓地区画（1㎡あたり14万円～） 小さなお墓（有期限） 永代合祀墓
管理主体や運営体制	公益財団法人
現在の利用率や空き率	-
申請者の年齢層、世帯構成、居住地などの利用者の傾向	県内在住者 県出身者で現在県外在住の人 ※県外からの問合せ増加傾向
最近需要が高い墓地の形態	海が見える区画 小さなお墓 ※区画を増やすことが検討されている。
無縁墓の発生状況・対策	管理料未納（3年間）かつ連絡が取れない場合、継承者調査
新しい埋蔵形態に関する問合せや要望	樹木葬についての問い合わせあり
新しい埋蔵形態の導入形態や検討状況	特になし
墓地利用に関するデジタル化の取組	特になし
公共交通の利便性や駐車場の充足	駐車場あり 園内の外周道路の幅員が広いため、お墓の近くに車を横付け可能
利用者向けの設備やサービス	芝生エリア 休憩所※食事可能
環境や景観に配慮した工夫	景観維持継続のため、定期的な草刈り ※海が一望できる立地
沖縄ならではの風習に対する配慮や調整	清明祭・十六日祭等の時期は園内を一方通行対応 ※路上駐車スペースを確保
墓地の維持管理体制	直営で維持管理
墓参り用品の販売	造花 お酒 線香等
終活支援・墓じまい相談会・広報活動	随時、相談受付

	公益財団法人 沖縄県メモリアル整備協会
区画数や墓の数、納骨堂の有無	個人墓（一般墓※永代使用、使用権承継あり） 期限付き墓（期限経過後、合葬墓へ改葬） 納骨堂（合葬墓付き） ※位牌（2万+消費税） ※ペット墓（3万+種皮税）利用者のペットに限る
管理主体や運営体制	公益財団法人
現在の利用率や空き率	墓地区画は、ほぼ満杯（納骨堂は空きあり）
申請者の年齢層、世帯構成、居住地などの利用者の傾向	県内在住者が主
最近需要が高い墓地の形態	期限付き墓 納骨堂 ※費用が安い ペット墓※利用者に限り提供
無縁墓の発生状況・対策	清明祭期に案内通知郵送・返信があれば、継承者調査
新しい埋蔵形態に関する問合せや要望	樹木葬・散骨についての問い合わせあり ※他の業者を案内 ※樹木葬は維持管理が難しい
新しい埋蔵形態の導入形態や検討状況	特になし
墓地利用に関するデジタル化の取組	室内墓所でデジタルサイネージを利用した参拝 ※故人や家族等の登録した写真がデジタルサイネージに映される。
公共交通の利便性や駐車場の充足	駐車場あり
利用者向けの設備やサービス	法要室、会食室、東屋、お手洗い（バリアフリー）、自販機
環境や景観に配慮した工夫	防草シートを張り、その上に人工芝・造花を設置 ※維持管理が便利になった
沖縄ならではの風習に対する配慮や調整	清明祭時期、混雑防止のハガキを送付 ウチカビは、後日まとめてお炊き上げ
墓地の維持管理体制	シルバー人材センターへ清掃や植栽管理を委託
墓参り用品の販売	線香 造花
終活支援・墓じまい相談会・広報活動	県内各市町村庁舎にて相談会実施 ※県民の意識改革（墓じまいに伴う墓地から宅地等への利用推進）のため、行政との連携を検討。

(4) ヒアリング結果の整理

北中城村住民生活課、公益財団法人沖縄県平和記念墓苑管理協会、公益財団法人沖縄県メモリアル整備協会へのヒアリングから、次のような共通点・特徴が見られた。

① 墓地の規制・誘導に関する対応

- 北中城村では、個人墓地禁止区域を設定しており、法人墓地を含む墓地禁止区域も設定している。
- 土葬禁止区域については、設定していない。

② 管理運営体制と財源確保

- 行政直営＋シルバー人材センターとの組み合わせによって、清掃・植栽管理・受付業務等を分担し、効率的な運営を図っている。
- 大規模修繕や再整備に備え、公営墓地においては基金条例の制定と積立を行っており、長期的な財政負担の平準化策として参考となる。
- 北中城村は、年間管理料を導入することにより、区画が埋まった後の長期的な維持管理費の確保を想定している。

③ 需要動向と人気の高い墓地形態

- いずれの事例においても、合葬墓・共同墓・納骨堂等の「コンパクトで管理負担の小さい形態」の需要が高く、期限付き墓や小規模区画墓など、柔軟なメニューが好まれている。
- 海が見える場所など、景観・ロケーションへのこだわりを持つ利用者も一定数存在する。
- 高齢化や家族構成の変化により、「生前から自分で準備したい」「子ども世代に負担をかけたくない」というニーズが強まっており、生前予約や相談機能の重要性が増している。

④ 無縁墓地対策・終活支援

- 無縁墓地対策については、継承者情報の把握（許可時の届出、管理料の支払状況の確認、清明祭等の案内通知郵送に対する返信の確認等）など、事前の把握と早期の対応に重点が置かれている。
- 公益法人が、終活相談会や墓じまい相談を実施することにより、墓じまいへの市民の心理的ハードルを下げる役割を果たしている事例もある。

⑤ **混雑時対応・利用環境の工夫**

- 清明祭や十六日祭等の繁忙期には、園内道路の一方通行化などにより、安全・円滑な交通確保に努めている。
- 墓参り用品の販売については、北中城村では行っていない。一方で、法人墓地では線香・花・小物等の販売を行っており、一定のニーズがある。

(5) 事例調査からの示唆

以上の事例・ヒアリング結果から、浦添市の第2次墓地基本計画にとって重要と考えられるポイントは次のとおりである。

① 施設型共同墓・合葬墓の役割

- 法人墓地の事例から、合葬墓・施設型共同墓や使用期限付きの小規模区画墓が、継承者不在層や経済的負担を抑えたい層、終活を意識した生前契約の受け皿として重要な役割を果たしていることが確認できる。
- 浦添市においても、施設型共同墓を核としつつ、使用期限付き墓や小規模区画墓等を組み合わせた柔軟なメニューを検討することが有効である。

② 規制区域と柔軟な運用の両立

- 北中城村では、域内のほとんどに個人墓地禁止区域・墓地規制区域を設定しており、住民の墓地需要の受け皿となる公営の墓地を整備している。
- 浦添市においても、市民の墓地需要の受け皿となる施設型共同墓の整備・供給を開始しているため、個人禁止区域の拡大について、検討をする必要がある。

③ 財源確保と長期的な維持管理

- 公営墓地の整備には多額の費用が必要となるため、長期的な維持管理を見据えた財源確保策が不可欠である。
- 使用期限付き墓や合葬への移行、小規模区画墓等を組み合わせることで、収蔵能力と維持管理コストのバランスをとる手法も参考となる。

④ 無縁墓地対策と情報提供

- 継承者情報の把握や、一定期間の連絡不通時の対応など、無縁墓地化を未然に抑える仕組みづくりは、早期に取り組むべき課題である。
- 墓じまいや墓地移転（改葬）に関する不安・疑問を解消するため、行政や公益法人による相談体制の整備・情報提供・広報の重要性が確認された。

⑤ 利用環境・サービスの工夫

- 駐車場・トイレ等の基礎的な施設整備や、混雑時の安全対策は、利用者満足度と安全性の観点から不可欠であり、公営墓地整備においても重要な要素となる。
- 墓参り用品の販売やペット墓等のサービス提供については、ニーズや公営施設としての位置づけを踏まえ、段階的に検討する余地がある。

8章 墓地に関する課題整理

第1次浦添市墓地基本計画策定の経緯、浦添市の概況、市関連計画と墓地基本計画の関わり、墓地実態調査、墓地意向調査、墓地需要調査及び事例調査等を踏まえると、本市の墓地行政が抱える課題は、おおむね次のとおり整理できる。

(1) 第1次浦添市墓地基本計画策定の経緯から見た課題

第1次浦添市墓地基本計画及び浦添市公営墓地整備基本計画に基づき、個人墓地禁止区域の設定や施設型共同墓の整備など、一定の成果は得られている。一方で、次の点が今後の課題として上げられる。

- 施設型共同墓を整備し、受け皿を確保したことを踏まえつつ、市民ニーズや将来の墓地需要を見据えた個人墓地禁止区域の拡大について、市関連計画を踏まえた具体的な検討が必要であること。
- 中長期的対応として位置付けてきた新規公営墓地整備について、現状の財政制約や用地制約を踏まえると厳しい状況であること。
- 少子高齢化の進行により、今後維持管理が困難となる個人墓地の増加が見込まれるなか、無縁墓地発生抑制や移転（改葬）・集約を促す具体的施策が不足していること。

(2) 浦添市の概況から見た課題

人口減少・少子高齢化、世帯分化・単身世帯の増加、土地利用の宅地化の進展、厳しい財政状況といった本市を取り巻く情勢の変化は、墓地行政にも次のような影響を及ぼしている。

- 家族構成の変化等により、家族墓の増加や承継者不在による無縁墓地の増加が懸念されること。
- 市街地の宅地化が進行し、まとまった墓地用地の確保が困難となっていることから、大規模な新規公営墓地整備には現実的な制約が大きいこと。
- 市財政は厳しく、新たな墓地事業に要する初期投資や維持管理費の確保が難しい状況にあり、財源制約を踏まえた墓地整備・運営のあり方が求められていること。

(3) 市関連計画と墓地基本計画の関わりから見た課題

- 本計画に関連する計画として、「第五次浦添市総合計画」、「浦添市都市計画マスタープラン」、「浦添市緑の基本計画」、「浦添市景観まちづくり計画」及び「牧港補給地区跡地利用計画」等が挙げられる。
- これら市関連計画は、本市のまちづくり・景観・土地利用等に関わる計画であり、墓地はまちづくり等を阻害する要因となっている。
- そのため、市関連計画を推進できるよう墓地の規制・誘導について、これら計画と整合性を図る必要がある。

(4) 墓地実態調査から見た課題

墓地経営許可状況等の実態把握により、次のような課題が明らかとなっている。

- 市街地内の狭小な土地に個人墓地が点在していることにより、まちづくり・景観・土地利用・環境の面での支障が生じていること。
- 本来、宅地等として活用可能な土地が墓地として利用されている結果、固定資産税収入の面で機会損失が生じていること。

(5) 墓地意向調査から見た課題

市民等を対象としたアンケート調査からは、墓地に対する意識やニーズに関し、次のような傾向と課題が示されている。

- 個人墓地禁止区域の拡大を求める意向が一定程度確認されたこと。
- 土葬の規制を求める意向が多いこと。
- 将来の墓地取得を予定している回答では、公営による墓地供給を希望する声が多いこと。
- 平成 23 年度調査と令和 7 年度調査を比較すると、希望する墓の種類は、個人墓（一般墓）が 79%から 20%へ大幅に減少し、施設型共同墓が 31%から 66%へ大幅に増加しており、継承者不在でも安心できる施設型共同墓の需要が高まる一方、従来型個人墓（一般墓）のニーズは縮小していること。
- 花壇墓や芝生墓など、比較的小規模で維持管理負担の軽い新しい形態の墓地に対するニーズも顕在化していること。
- 墓地取得時の重視事項として、「取得費が安いこと」が最も多く挙げられており、経済的負担に配慮した墓地供給が求められていること。
- 墓地から他用途（宅地等）への用途変更が可能であるにもかかわらず、その認知

度は十分とはいえ、墓じまい後の土地利用に関する情報提供・周知が不足していること。

- 市内の個人墓移転促進策の必要性について「必要」と回答する割合が一定程度（43%）存在し、個人墓地の移転・集約に対する潜在的なニーズが確認されたこと。
- ペット墓についても、36%が「必要」と回答しており、ペット供養に関する新たな需要が生じていること。

(6) 墓地需要調査から見た課題

将来人口推計とアンケート結果を踏まえて行った墓地需要調査からは、次のような課題が示されている。

- 今後 25 年間の墓地需要予測数は約 4,000 基（壺）と見込まれ、そのうち浦添市公営墓地（浦添市が管理する墓地）の需要は約 2,800 基（壺）、施設型共同墓の需要は約 2,700 基（壺）と推計されるなど、公営による墓地供給のニーズが一層高まること。
- 2050 年までの浦添市内における全ての墓地需要を、現有の施設型共同墓に収蔵したとしても、納骨壇・合葬室ともに十分に収蔵余力があるため、当面の墓地需要に対して有効な受け皿となること。
- 墓じまいによる改葬先としても、施設型共同墓は有効な受け皿となること。
- 施設型共同墓を中核とした公営墓地整備及び花壇墓や芝生墓などのニーズを踏まえた公営墓地整備を検討する必要があること。
- 公営墓地を整備するにあたっては、公営墓地と法人墓地との役割分担を踏まえた検討をする必要があること。

(7) 課題の整理

以上を踏まえ、本市の墓地行政が直面する主要な課題は、現行計画と同様、次の3点に集約される。

① 墓地の規制・誘導

- 市街地内に立地する個人墓地により、住環境や土地の有効利用への支障が生じている。
- 施設型共同墓が整備されたことを踏まえ、市民ニーズや将来の墓地需要を考慮しつつ、市関連計画を踏まえた個人墓地禁止区域を拡大する必要がある。
- 市民アンケートでは、個人墓地禁止区域の拡大を求める意向が一定程度示され、土葬の規制を求める意向は多く、墓地の立地や形態に関する規制・誘導の見直しが求められている。

② 公営墓地整備

- 宅地化の進行や財政制約により、大規模な公営墓地の新規整備は困難であり、限られた条件下での整備方策が求められる。
- 浦添市公営墓地及び施設型共同墓のニーズが高まっており、施設型共同墓を中核とした公営墓地整備が求められている。
- 墓地取得費用を重視する市民意向や花壇墓や芝生墓、ペット墓などの新たなニーズを踏まえ、利用者の経済的負担に配慮した公営墓地整備のあり方を検討する必要がある。

③ 無縁墓地対策

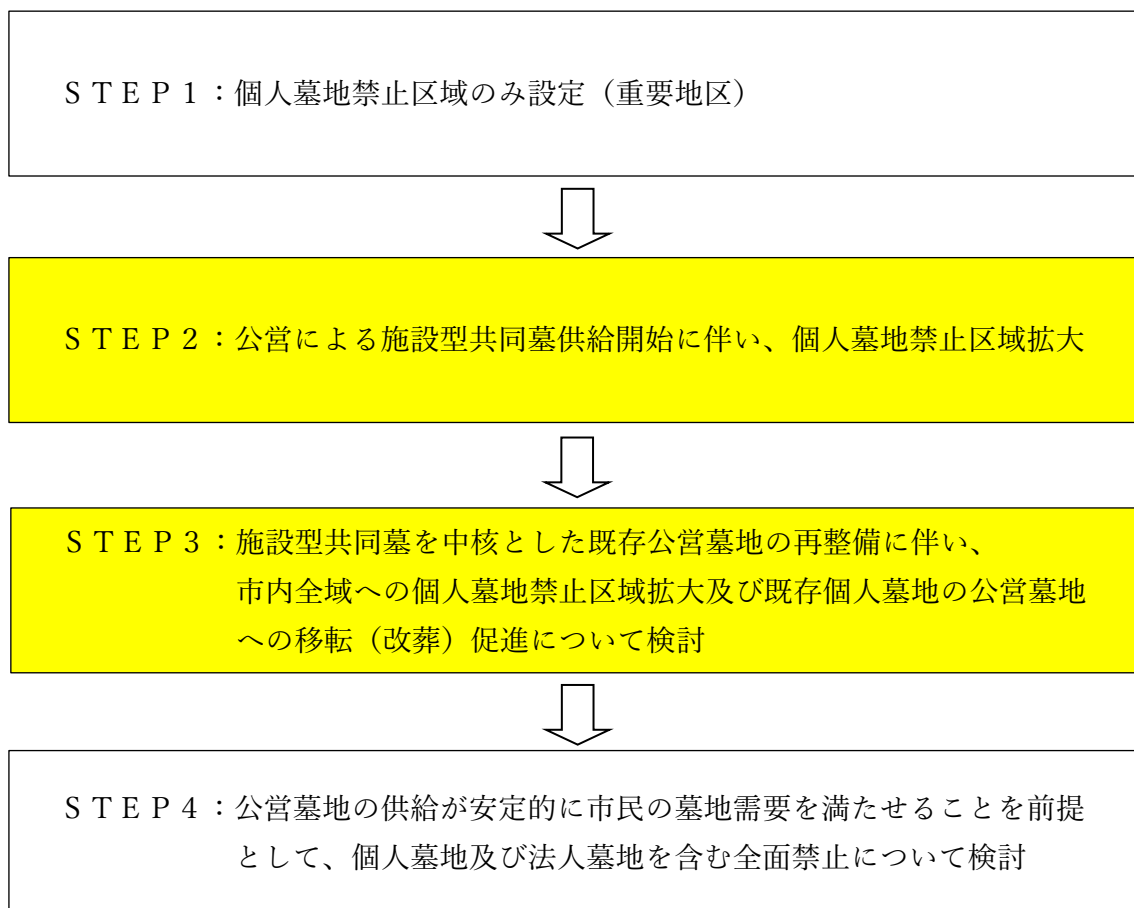
- 少子高齢化や世帯分化の進行により、承継者不在による無縁墓地の増加が懸念される。
- 維持管理が困難となる個人墓地の増加を見据え、移転（改葬）・集約を促進するための施策が必要である。
- 墓じまいによる改葬先として、施設型共同墓の活用が期待される。
- 無縁墓地の発生抑制とあわせて、墓じまい後の土地利用に関する周知が必要である。

9章 基本方針

前章までに整理した課題を踏まえ、浦添市の墓地行政における基本方針を、墓地の規制・誘導、公営墓地整備、無縁墓地対策の3つを柱として定める。

これらは、第1次計画における基本方針を継承しつつ、人口・社会構造の変化や市民ニーズの変化を踏まえ、浦添市墓地基本計画推進フローのSTEP2の具現化及びSTEP3の見直しを図るものである。

浦添市墓地基本計画の推進フロー



基本方針 1 墓地の規制・誘導

方針の考え方

本市は大半が市街地化されており、無秩序な墓地の立地は、住環境を阻害し、将来の都市計画や土地利用の高度化に支障をきたすおそれがある。また、市民アンケートにおいても、個人墓地禁止区域の拡大を求める意向が一定程度示され、土葬の規制を求める意向は多い。

このため、本市は、墓地の乱立を防止し、住環境の保全及び都市計画の推進を図ることを目的として、次の考え方にに基づき墓地の規制・誘導を進める。

- 個人墓地禁止区域の拡大
- 市内全域を土葬禁止区域へ指定

個人墓地の規制・誘導（個人墓地禁止区域の拡大）

個人墓地及び公営墓地に対する需要の推移や今後 25 年間の墓地需要調査の結果並びに浦添市施設型共同墓の収蔵可能数より、2050 年までの市民の墓地需要に対応可能であることが示された。

このことを踏まえ、無秩序な個人墓地の立地を抑制し、住環境の保全及び都市計画の推進を図る観点から、次の方針により個人墓地禁止区域を拡大する。

- 市域面積 1,948ha のうち、市街化区域 1,522ha 及び国指定史跡浦添城跡、浦添大公園を、個人墓地禁止区域に指定する（既存墓地街区は除く）。
- 牧港補給地区については、返還後の土地利用の方向性を踏まえ、返還時に個人墓地禁止区域の設定について検討する。
- 個人墓地禁止区域内に既に立地している個人墓地については、公営墓地への移転（改葬）を促すことを基本としつつ、墓地、埋葬等に関する法律に基づく条例により許可を受けた個人墓地の経営者がその墓地を建て替える場合は、一定の条件のもとで認める。

法人墓地の規制・誘導

浦添市の公営墓地は、施設型共同墓の整備以降、多くの市民の墓地需要の受け皿となっている。一方、公営墓地内の個人墓（一般墓）区画は既に満杯となっており、新たな供給が困難であることから、個人墓地及び法人墓地が市民の個人墓（一般墓）ニーズの一部を担ってきた経緯がある。

この状況を踏まえ、次のとおり法人墓地に係る規制・誘導を行う。

- 現行の「浦添市墓地等の経営の許可等に関する条例」における、法人墓地の設置場所・構造設備基準に基づく規制を基本的に維持する。
- 将来的には、市民の墓地需要を定期的に把握し、公営墓地により市民需要を概ね満たすことが可能となった段階で、新規の法人墓地については経営許可を認めないなど、適切な規制・誘導を行う。

土葬禁止区域の設定

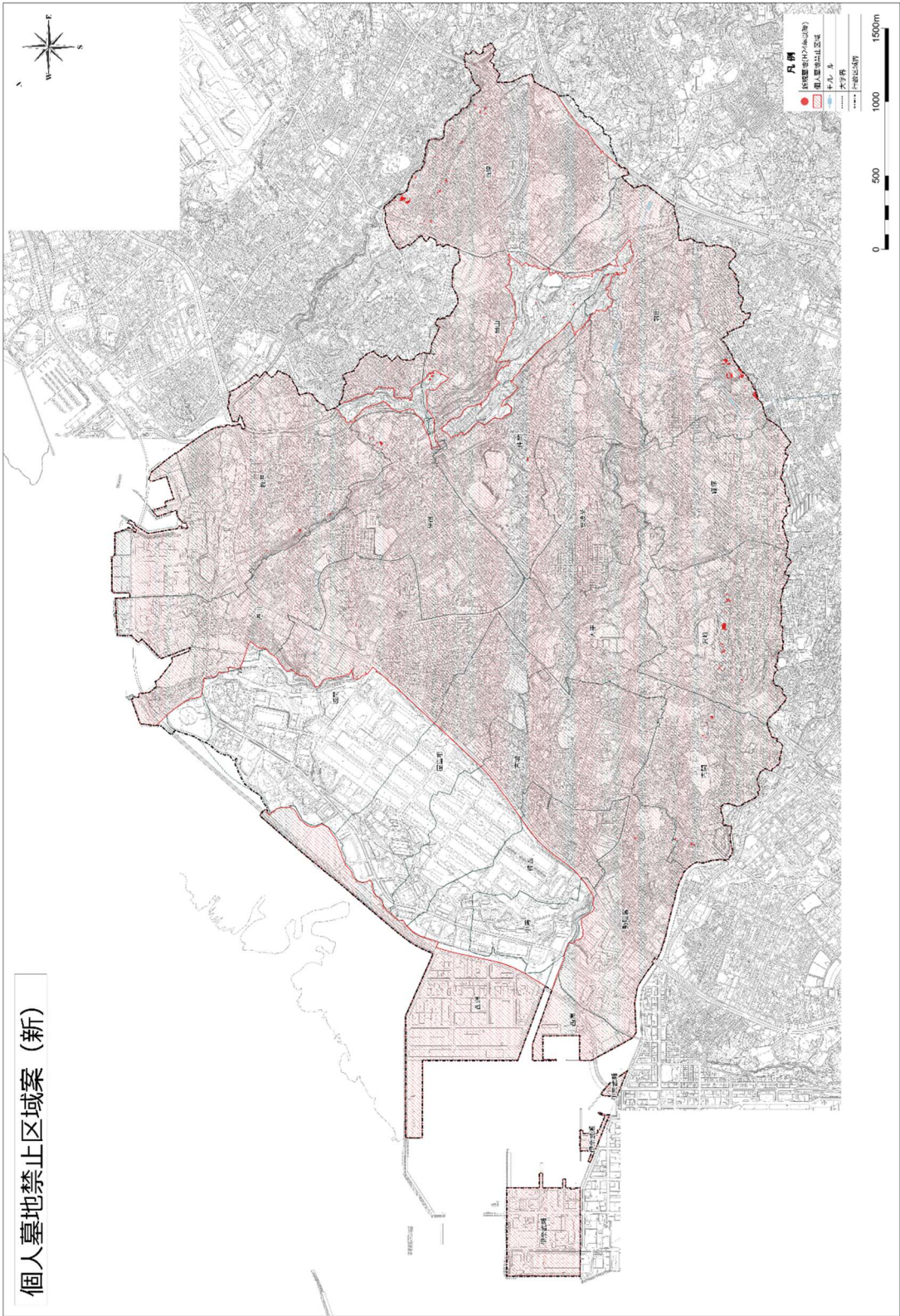
本市には、湧水や井戸（カー）等、昔から信仰と結びついた水環境が数多く存在しており、地下水は生活・環境面で重要な資源となっている。

土葬については、地下水を汚染するおそれがあるほか、市民アンケートにおいても、土葬の禁止を求める意向が多く示されている。

これらを踏まえ、本市は、市内全域を土葬禁止区域に指定する。



浦添湧き水マップ



基本方針 2 公営墓地整備

方針の考え方

墓地意向調査及び墓地需要調査から、公営による墓地供給を求める声が強く、特に施設型共同墓へのニーズが高いことが示された。しかし、個人墓（一般墓）や新たな墓の種類である花壇墓・芝生墓についても、一定の墓地需要がある。

一方で、本市は市域が狭く、用地及び予算の確保が困難であることから、大規模な新規公営墓地の整備には大きな制約がある。

このため、本市は、施設型共同墓を中核とした既存公営墓地の再整備を基本としつつ、利用者の経済的負担にも配慮した公営墓地整備を進める。

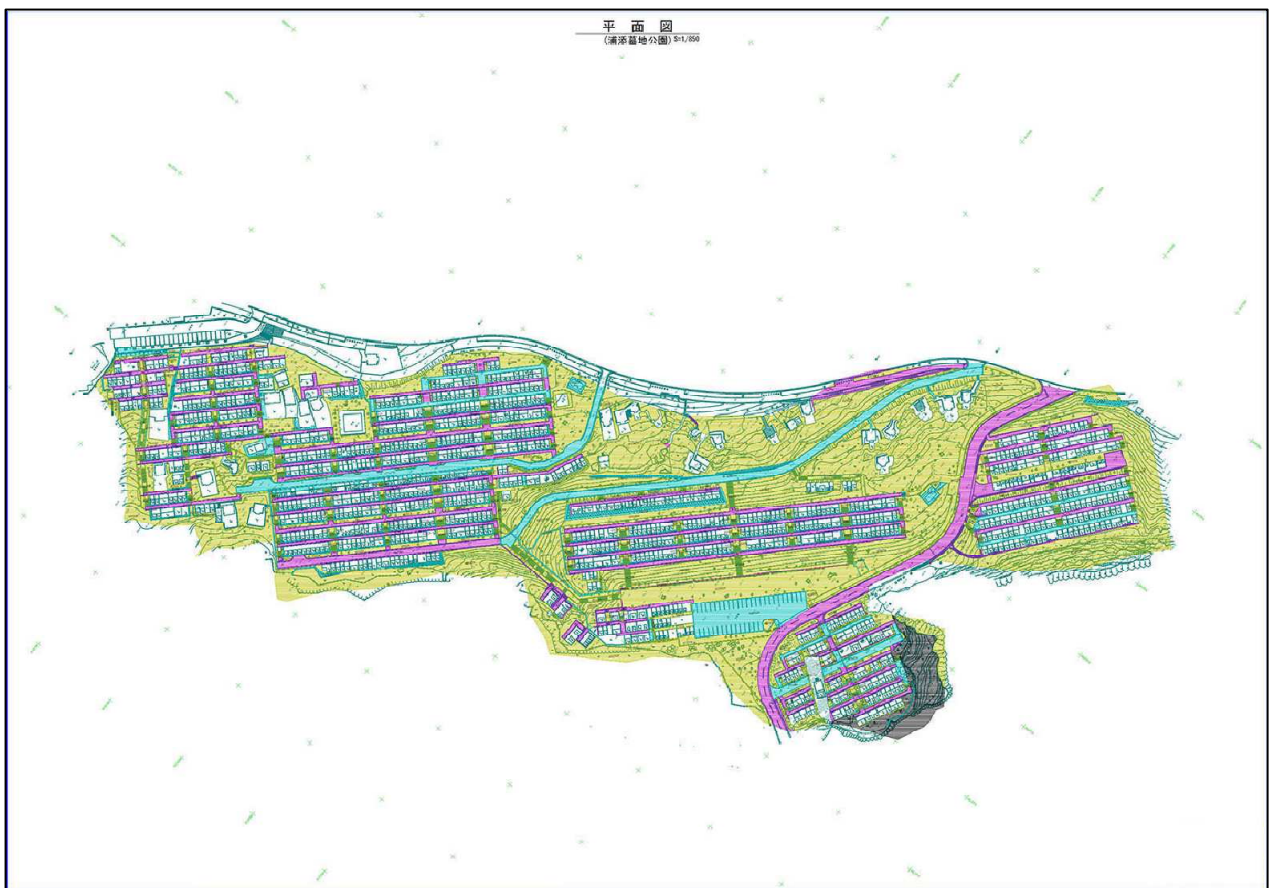
既存墓地公園の再整備を前提とした浦添市公営墓地整備基本計画の改定

- 公営墓地の整備については、短期的対応として施設型共同墓の整備、長期的対応として新規公営墓地の整備を位置付けてきた。しかし、本市は市域が狭く、用地及び予算の確保が困難であることから、新規公営墓地の整備は厳しい状況にある。そのため、既存の公営墓地を再整備することにより、個人墓（一般墓）1基当たりの面積を縮小し、市民の新規墓地需要に対応する。
- 永続的に既存の公営墓地内で市民の墓地需要へ対応できるよう、永代使用权ではなく期限付き墓地使用权の導入について検討する。
- また、無縁墓や期限を迎えた墓地区画のスムーズな返還には墓石の所有権が支障となる。そのため、花壇墓や芝生墓など墓石の所有権を本市が持つ墓石付き墓地について、検討する。
- 再整備に当たっては、既存個人墓（一般墓）の撤去が必要となるが、受け皿の確保や解体費・墓石の産業廃棄物処分等に掛かる費用負担が課題となる。このため、既存個人墓（一般墓）の永代使用权返還を条件に、施設型共同墓の使用料減免や、市による解体費・墓石撤去費用の一部負担等の支援策を検討する。
- 現状、公営墓地内の個人墓（一般墓）について継承者の把握が十分でないことから、再整備時の支障となるおそれがある。継承者の申出を促す看板等を設置や清明祭時の案内通知の返戻調査等を通じ、継承者情報の把握を進める。
- 無縁骨収蔵墳墓は満杯状態にあるため、既存の無縁骨については施設型共同墓内へ集約し、空いた区画を再整備用地の一部として活用、また無縁骨については、所有権の時効等を踏まえ、一定期間（例：20年間）保管後に合葬することも検討する。
- 浦添市公営墓地整備基本計画の改定を実施し、既存墓地公園の具体的な再整備のあり方について示す。

財源確保の検討

公営墓地の再整備には多額の費用を要することから、財源の確保と負担の平準化が課題となる。このため、次のような観点から財源確保策を検討する。

- 墓地公園全体を一括して再整備するのではなく、ブロック分けによる段階的な整備とし、事業費の平準化を図る。
- 施設型共同墓には一定の収蔵余力があることから、対象範囲外の遺骨を割増料金で受け入れることや、ペット墓の供給等、新たな需要に対応したメニューを導入し、再整備費用の原資とする可能性を検討する。



浦添墓地公園

浦添市施設型共同墓申込資格

申し込み資格

(1) 納骨室

次のア～カの全てに該当する者

- ア 浦添市に住民登録のある者、または死亡時において浦添市民であった者の焼骨を埋蔵しようとする者
- イ 祭祀を主宰する者
- ウ 焼骨を所持している者
- エ 使用許可を受けた日から1年以内に焼骨を埋蔵できる者（生前予約は除く。）
- オ 6年、12年又は32年の使用期間満了後、合葬室に共同埋蔵されることに同意できる者
- カ 2体用納骨壇の申込みは、焼骨を1体又は2体所持している者
（ただし、納骨壇の使用期間は、使用許可を受けた日からとなる。）

(2) 合葬室埋蔵できる焼骨の範囲

次のア、イの全てに該当する者

- ア (1)のア～エの全てに該当する者
- イ 合葬室へ共同埋蔵することに同意できる者

★生前予約について

合葬室及び2体用納骨壇（焼骨を1体埋蔵する者に限る。）については、次のア～エの要件を満たす者であれば、生前に申し込みすることができる。

- ア 浦添市に住民登録のある者
- イ 自己の焼骨の埋蔵を目的とする者
- ウ 申請時の年齢が65歳以上の者（合葬室）
- エ 合葬室に共同埋蔵することに同意できる者



(共同参拝所)

埋蔵できる焼骨の範囲

原則、申込者と焼骨が次のいずれかの関係にあること。

- ア 本人（生前予約に限る。）
- イ 配偶者（妻、夫又は事実上の婚姻関係を含む。）
- ウ 血族（法定血族を含む）3親等以内（父母、祖父母、子、孫、曾祖父母、ひ孫、兄弟姉妹、叔父、伯父、叔母、伯母、甥、姪）
- エ 姻族2親等以内（配偶者の父母、子、兄弟姉妹、祖父母、孫等）

基本方針3 無縁墓地対策

方針の考え方

少子高齢化や世帯分化の進行に伴い、個人墓地の継承が困難となるケースが増加すると見込まれる。無縁墓地は、周辺環境の悪化や不法投棄の温床となるおそれがあるほか、一度無縁墓地化した後の撤去・整理には多大な負担を伴う。

このため、本市は、個人墓地の無縁化を未然に防止するとともに、墓じまい後の土地の有効活用を図ることを目的として、次の方針に基づき無縁墓地対策を推進する。

- ・ 既存個人墓地の公営墓地への移転（改葬）を促進する施策の導入
- ・ 墓じまいに伴う他用途への土地利用活用の周知

既存個人墓地の公営墓地への移転（改葬）促進

市内に存在する既存個人墓地については、固定資産税非課税や解体・処分費用の問題等から、墓じまいが進みにくい状況が想定される。一方、個人墓地が無縁化して放置されれば、周辺環境への悪影響や撤去の困難さといった課題が顕在化する。

このため、本市は次の方向性により、既存個人墓地の公営墓地への改葬促進を図る。

- ・ 施設型共同墓等への改葬を選択した個人墓地について、改葬先公営墓地の使用料の減免や解体費用・墓石撤去費用の一部助成など、経済的負担を軽減する優遇措置の導入を検討する。
- ・ 改葬の手続きや必要な費用、利用可能な公営墓地の種類等について、相談体制や情報提供を充実させ、早期の改葬及び整地化を支援する。
- ・ 無縁墓地の発生を抑制するため、墓地許可時や継承時に継承者情報を適切に把握するとともに、継承状況の把握に向けた仕組みづくりを進める。

墓じまい後の土地利用活用の周知

墓地から他用途（宅地・畑・雑種地等）への用途変更が可能であるにもかかわらず、その認知度は十分ではない。墓じまい後の土地利用が見通せないことは、個人墓地の整理をためらう要因の一つとなる。このため、本市は次の取組を進める。

- ・ 墓じまい後の土地を宅地等へ転用できることや、その際に想定される固定資産税の負担など墓じまいに関する手続きについて、わかりやすく情報提供する。
- ・ 墓じまい後の土地利用を検討できるよう、本市が目指す将来都市像や地区別の将来像の発信等情報提供に努める。
- ・ 必要に応じて、終活支援や墓じまい相談会等との連携を図り、専門家による相談機会の確保に努める。

資料編

1. 委員会、部会名簿

検討委員会

	氏名	所属等
1	堤 純一郎	琉球大学 名誉教授
2	友寄 孝	沖縄しまたて協会 技術環境研究所 アドバイザー
3	安里 真弥	浦添市自治会長会 副会長
4	照屋 冴子	浦添市女性連合会 会長
5	比嘉 愛子	浦添市老人クラブ連合会 会長

検討部会

	所属	職名
1	市民部	部長
2	環境保全課	課長
3	企画課	課長
4	跡地未来課	課長
5	産業振興課	課長
6	観光振興課	課長
7	都市計画課	課長
8	道路課	技幹
9	区画整理課	課長
10	土地区画整理組合指導室	室長
11	美らまち推進課	課長
12	文化財課	課長

作業部会

	所属	職名
1	環境保全課	係長級
2	企画課	係長級
3	跡地未来課	係長級
4	産業振興課	係長級
5	観光振興課	係長級
6	都市計画課	係長級
7	道路課	係長級
8	区画整理課	係長級
9	土地区画整理組合指導室	係長級
10	美らまち推進課	係長級
11	文化財課	係長級
12	その他市職員の中から部会長が指名したもの	係長級

2. 規則、要綱

○浦添市墓地行政検討委員会規則

平成 23 年 3 月 29 日

規則第 10 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、浦添市附属機関設置に関する条例(昭和 47 年条例第 4 号)第 3 条の規定に基づき、浦添市墓地行政検討委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第 2 条 委員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 市長の諮問に応じて、浦添市墓地基本計画について調査審議し、答申すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、墓地行政に関する事項について、調査審議すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 関係団体を代表する者
- (4) その他市長が必要があると認める者

(平 28 規則 15・一部改正)

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、会議における審議の参考に供するため必要があると認める場合には、委員でない者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民部環境保全課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(浦添市墓地整備基本計画検討委員会規則の廃止)

2 浦添市墓地整備基本計画検討委員会規則(平成13年規則第9号)は、廃止する。

(会議の招集に関する特例)

3 この規則の施行の後最初に開かれる委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附則(平成28年3月2日規則第15号)

この規則は、公布の日から施行する。

3. アンケート調査



浦添市では、平成 24 年 3 月に浦添市墓地基本計画を策定し、個人墓地の禁止区域設定や浦添市施設型共同墓の整備(平成 30 年 7 月より供用開始)を行ってきました。

今回、「浦添市墓地基本計画」の次期計画の策定に向けて、墓地行政における皆様の意向やニーズを把握するため、WEB アンケートを実施します。

皆様のご回答は、貴重な資料となります。

ぜひアンケートへのご協力をお願いします。

ご協力よろしくお願ひします



アンケート概要

調査期間：2025 年 9 月 1 日（月）～9 月 30 日（火）

内 容：・墓地に関する意識
・墓地の有無
・今後の墓地の取得希望
・浦添市の今後の墓地行政について

回答方法：・WEB アンケート
※紙アンケート用紙での回答可

配 布

回収場所：・環境保全課窓口（市役所 5 階）
・浦添市施設型共同墓管理事務所
・お住まいの自治会事務所
・所属団体窓口

設 問 数：・最大 32 問（所要時間 10 分）

回答フォームへのアクセス方法

上記の二次元バーコードをスマホなどで読み取っていただき、ご回答下さい。

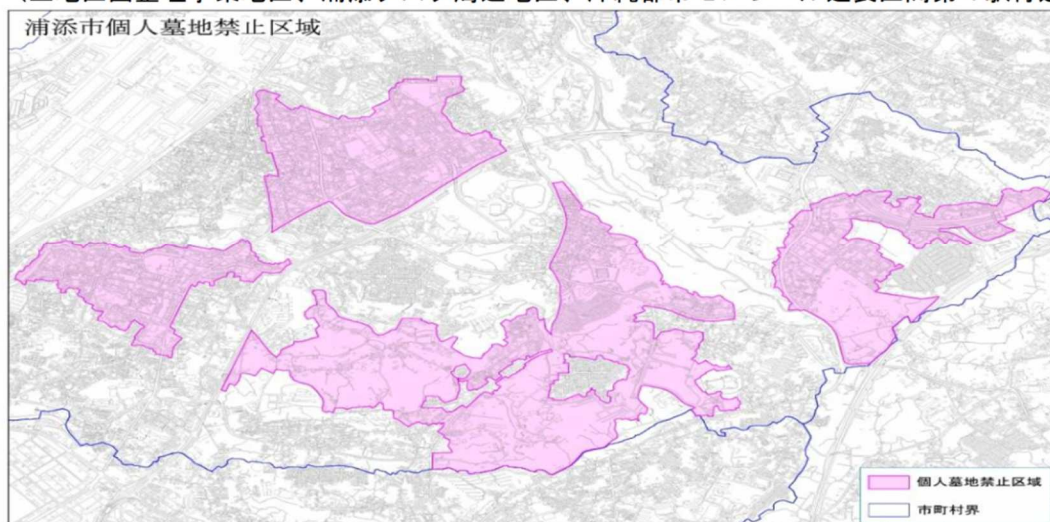


本調査で得られた情報につきましては、浦添市の墓地基本計画策定の目的以外には利用いたしません。また、ご回答いただいた情報については、浦添市で適切に管理いたします。

問い合わせ先
浦添市環境保全課（市役所 5 階）
098-876-1715

現行浦添市個人墓地禁止区域

(土地区画整理事業地区、浦添グスク周辺地区、沖縄都市モノレール延長区間第4駅付近)



お墓の種類

個人墓



花壇墓



芝生墓



施設型共同墓



問8 現在使用（管理）している墓地の管理形態「幾つでも選んで○で囲んで下さい」

- | | |
|-------------------|----------------|
| 1 個人墓地 | 2 門中墓・集落墓 |
| 3 民間霊園（宗教法人・公益法人） | 4 公営墓地（地方公共団体） |

問9 墓地の管理で困っている事項事項「幾つでも選んで○で囲んで下さい」

- 1 掃除が大変なこと
- 2 修繕等維持管理が大変なこと
- 3 駐車場やトイレ、水道等がないこと
- 4 墓地までの道のりが険しいこと
- 5 自宅から距離が遠いこと
- 6 特になし

問10 墓の継承者の有無「1つ選んで○で囲んで下さい」

- | | |
|------|-------|
| 1 いる | 2 いない |
|------|-------|

問11 現在使用（管理）している墓の墓じまいをし、浦添市公営墓地内への移転希望

「1つ選んで○で囲んで下さい」

- | | |
|------|------|
| 1 ある | 2 ない |
|------|------|

〈今後の墓地の取得希望〉

問12 今後の墓地の取得予定「1つ選んで○で囲んで下さい」

- | | | |
|----------------------|---|---------------------------------------|
| 1 予定がある（5年以内） | ⇒ | <input type="checkbox"/> (問13)へ進んで下さい |
| 2 予定がある（5～10年以内） | ⇒ | <input type="checkbox"/> (問13)へ進んで下さい |
| 3 予定がある（時期は未定） | ⇒ | <input type="checkbox"/> (問13)へ進んで下さい |
| 4 散骨を検討（遺骨を海にまく供養方法） | ⇒ | <input type="checkbox"/> (問17)へ進んで下さい |
| 5 予定はない | ⇒ | <input type="checkbox"/> (問17)へ進んで下さい |

問13 希望する管理形態「1つ選んで○で囲んで下さい」

- | | | |
|--------------------------|---|---------------------------------------|
| 1 個人墓地（個人で土地を取得し、建設する墓地） | ⇒ | <input type="checkbox"/> (問15)へ進んで下さい |
| 2 民間霊園（宗教法人・公益法人が管理する墓地） | ⇒ | <input type="checkbox"/> (問14)へ進んで下さい |
| 3 浦添市公営墓地（浦添市が管理する墓地） | ⇒ | <input type="checkbox"/> (問14)へ進んで下さい |

問 21 土葬（火葬せずそのまま地中に死体を埋めること）の規制について

「1つ選んで○で囲んで下さい」

- 1 規制すべき 2 規制すべきではない 3 わからない

問 22 優遇策を設けてでも、市内の個人墓地を浦添市公営墓地内へ移転

「1つ選んで○で囲んで下さい」

- 1 させるべき 2 しなくてよい

問 23 浦添市公営墓地内での墓参り用品（線香・重箱等）の販売

「1つ選んで○で囲んで下さい」

- 1 利用したい 2 利用しない

問 24 市が手数料を徴収し、利用者に代わり公営墓地内のお墓の墓参り代行

「1つ選んで○で囲んで下さい」

- 1 利用したい 2 利用しない

問 25 ペット墓「1つ選んで○で囲んで下さい」

- 1 利用したい 2 利用しない

問 26 これからの浦添市の墓地行政のあり方についてご意見があればお聞かせ下さい。

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

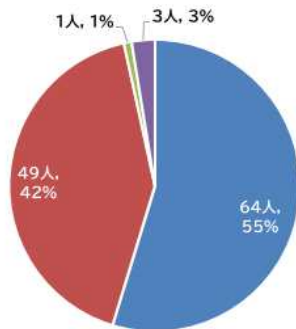
■ 市外・県外民のアンケート結果

アンケート調査結果

〈基本属性〉

- 性別について、男性が55%(64人)、女性が42%(49人)、回答しないが3%(3人)であった。
- 年齢について、「40代」が28%(33人)と最も多く、次いで「50代」が23%(27人)、「60代」が16%(19人)となっている。

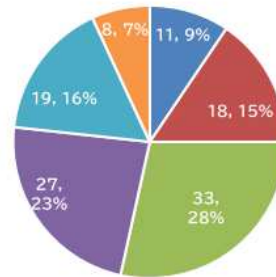
(1)性別



・男性 ・女性 ・その他 ・回答しない

回答者数:117人

(2)年齢



・20代以下 ・30代 ・40代
・50代 ・60代 ・70歳以上

回答者数:117人

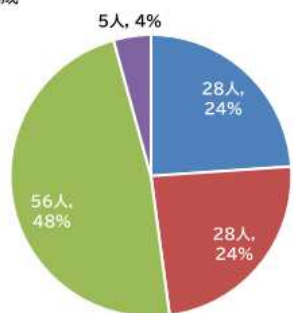
2

アンケート調査結果

〈基本属性〉

- 世帯構成について、「親子二世帯(二世代)」が48%(56人)と最も多く、次いで「夫婦二世帯」と「単身世帯」が同率24%(28人)であった。
- 世帯主との関係では、「自分が世帯主である」が62%(72人)と最も多く、次に「配偶者」が27%(31人)、「子」が6%(7人)であった。

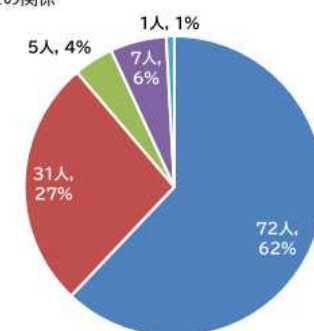
(3)世帯構成



・単身世帯 ・夫婦二世帯
・親子世帯(二世代) ・親子孫世帯(三世代)

回答者数:117人

(4)世帯主との関係



・自分が世帯主である ・配偶者 ・親 ・子 ・その他

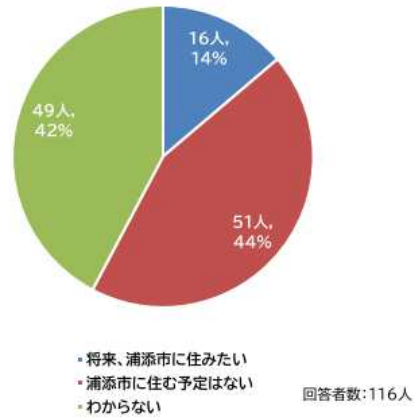
回答者数:116人

3

〈基本属性〉

- 市外に居住と回答された方のうち、「浦添市に住む予定はない」が44%(51人)、「わからない」が42%(49人)、「将来、浦添市に住みたい」が14%(16人)であった。

(6-1)(5)で市外・県外と回答された方

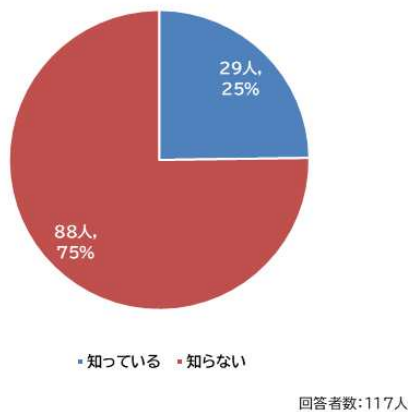


4

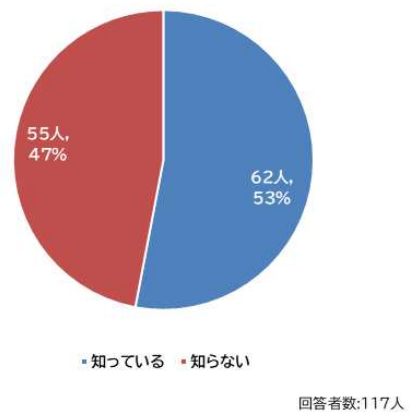
〈墓地に関する意識〉

- 個人墓地が特殊ケースとして認められてきたことを、「知っている」が25%(29人)、「知らない」が75%(88人)である。
- 墓地建設の際に墓地埋葬法による申請・許可が必要であることを、「知っている」が53%(62人)、「知らない」が47%(55人)である。

問1.個人墓地が特殊ケースとして認められてきたことを知っているか



問2.墓地建設の際に墓地埋葬法による申請・許可が必要であることを知っているか

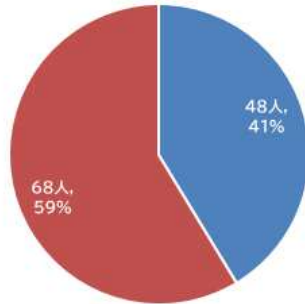


5

〈墓地に関する意識〉

- 個人墓地を相続した際、不動産を相続登記が義務化されたことを、「知っている」が41%(48人)、「知らない」が59%(68人)であった。
- 現在、墓が立っている土地の墓を撤去し、他の用途(宅地・畑)で使用できることを、「知っている」が38%(44人)、「知らない」が62%(73人)であった。

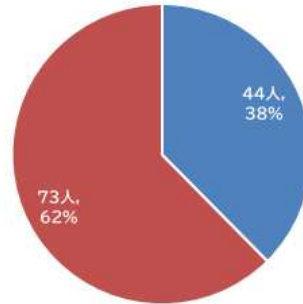
問3.個人墓地を相続した際、不動産の相続登記が義務化されたことを知っているか



・知っている ・知らない

回答者数:116人

問4.現在、墓が立っている土地の墓を撤去し、他の用途(宅地・畑)で使用できることを知っているか



・知っている ・知らない

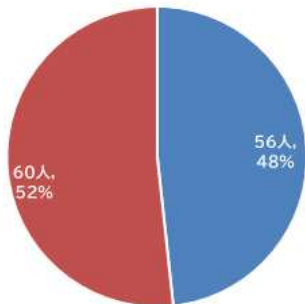
回答者数:117人

6

〈墓地に関する意識〉

- 浦添市では継承者がいなくても利用できる施設型共同墓の供給をしていることを、「知っている」が48%(56人)、「知らない」が52%(60人)であった。

問5.浦添市では継承者がいなくても利用できる施設型共同墓の供給をしていることを知っているか



・知っている ・知らない

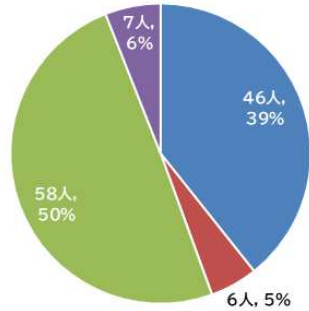
回答者数:116人

7

〈墓地の有無〉

- ・ 現在使用(管理)している墓地の有無について、「ない」が50%(58人)と最も多く、次に「ある(1基)」が39%(46人)、「ある(2基以上)」が5%(6人)となっている。
- ・ 現在使用(管理)している墓地の所在地について、「市外」が78%(39人)と最も多く、次いで「市内」が16%(8人)、「県外」は14%(7人)であった。

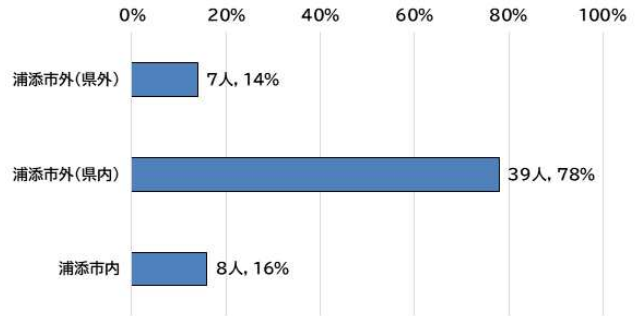
問6.現在使用(管理)している墓地の有無



■ある(1基) ■ある(2基以上) ■ない ■わからない

回答者数:117人

問7.現在使用(管理)している墓地の所在地

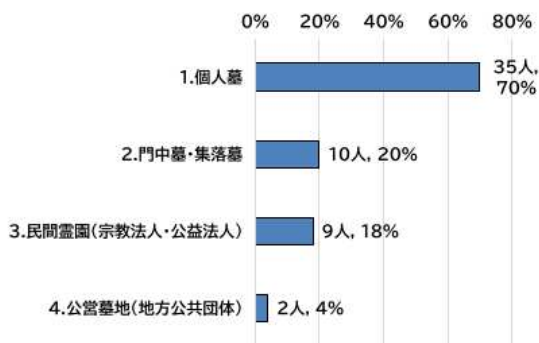


回答者数:50人

〈墓地の有無〉

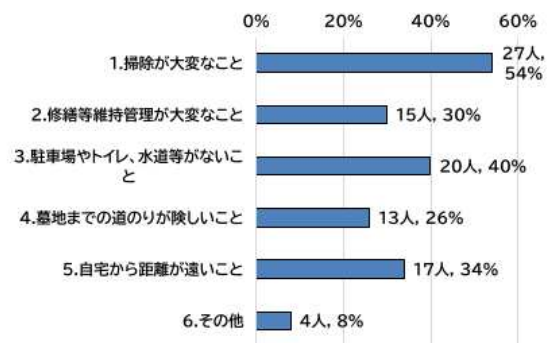
- ・ 現在管理している墓地の管理形態について、「個人墓地」が70%(35人)と最も多く、次いで「門中墓・集落墓」が20%(10人)、「民間霊園(宗教法人・公益法人)」が18%(9人)であった。
- ・ 墓地の管理で困っている事項について、最も多かったのは、「掃除が大変なこと」の54%(27人)であり、次に「駐車場やトイレ、水道等がないこと」が40%(20人)、「自宅から距離が遠いこと」が34%(17人)と続いた。

問8.現在管理している墓地の管理形態



回答者数:50人

問9.墓地の管理で困っている事項

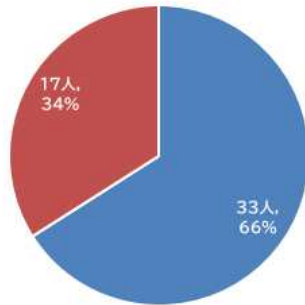


回答者数:50人

〈墓地の有無〉

- 墓地の継承者の有無について、「いる」が66%(33人)、「いない」が34%(17人)であった。
- 現在使用(管理)している墓の墓じまいをし、浦添市公営墓地内へ移転希望について、「ある」が6%(3人)、「ない」が94%(47人)であった。

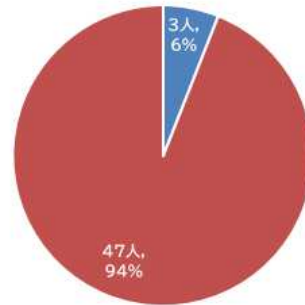
問10.墓地の継承者の有無



・いる ・いない

回答者数:50人

問11.現在使用(管理)している墓の墓じまいをし、浦添市公営墓地内へ移転希望



・ある ・ない

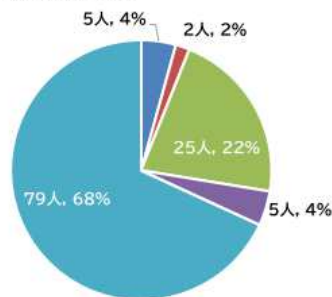
回答者数:50人

10

〈今後の墓地の所得希望〉

- 今後の墓地の取得予定について、「予定はない」が68%(79人)と最も多く、次いで「予定がある(時期は未定)」が22%(25人)、「予定がある(5~10年以内)」と「散骨を検討(遺骨を海などに撒く)」が4%(5人)と続いた。
- 希望する管理形態について、「民間霊園(宗教法人・公益法人が管理する墓地)」と「浦添市公営墓地(浦添市が管理する墓地)」が35%(11人)と最も多く、次に「個人墓地(個人で土地を取得し、建設する墓地)」が29%(9人)であった。

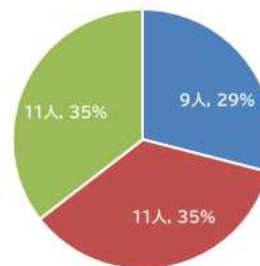
問12.今後の墓地の取得予定



・予定がある(5年以内) ・予定がある(5~10年以内)
 ・予定がある(時期は未定) ・散骨を検討(遺骨を海などに撒く)
 ・予定はない

回答者数:116人

問13.希望する管理形態



・個人墓地(個人で土地を取得し、建設する墓地)
 ・民間霊園(宗教法人・公益法人が管理する墓地)
 ・浦添市公営墓地(浦添市が管理する墓地)

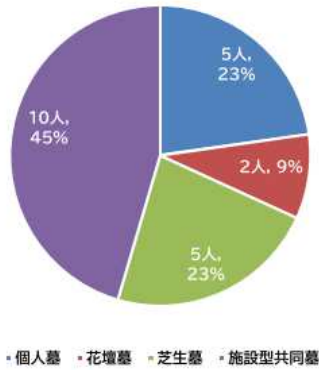
回答者数:31人

11

〈今後の墓地の所得希望〉

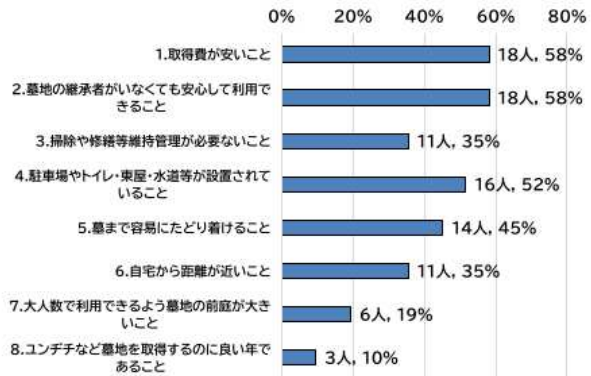
- 希望する墓の種類について、「施設型共同墓」が45%(10人)と最も多く、次に「個人墓」と「芝生墓」が23%(5人)、「花壇墓」が9%(2人)であった。
- 墓地取得時の重視事項について、「取得費が安いこと」と「墓地の継承者が否か打ても安心して利用できること」が58%(18人)と最も多く、次いで「駐車場やトイレ・東屋・水道等が設置されていること」が52%(16人)、「墓まで容易にたどり着けること」の45%(14人)と続いた。

問14.希望する墓の種類



回答者数:22人

問15.墓地取得時の重視事項

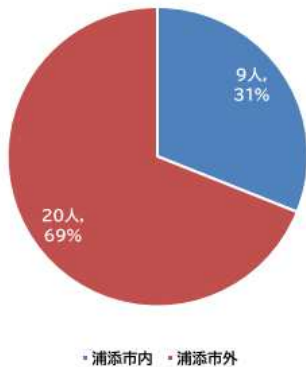


回答者数:31人

〈今後の墓地の所得希望〉

- 希望する墓地の場所について、「浦添市内」が31%(9人)、「浦添市外」が69%(20人)であった。

問16.希望する墓の場所

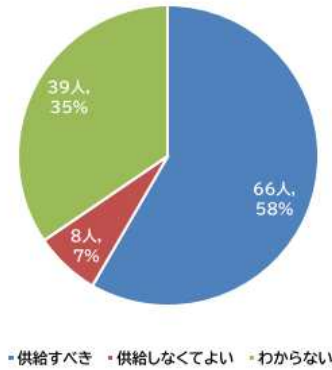


回答者数:29人

〈浦添市の今後の墓地行政について〉

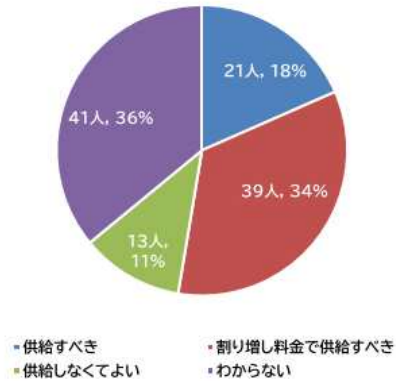
- 市民向け墓地の供給について、「供給すべき」が58%(66人)と最も多く、次いで「わからない」が35%(39人)、「供給しなくてもよい」が7%(8人)であった。
- 市外民向けの墓地の供給について、「わからない」が36%(41人)最も多く、次いで「割り増し料金で供給すべき」が34%(39人)、「供給すべき」が18%(21人)であった。

問17.市民向け墓地の供給について



回答者数:113人

問18.市外民向けの墓地の供給



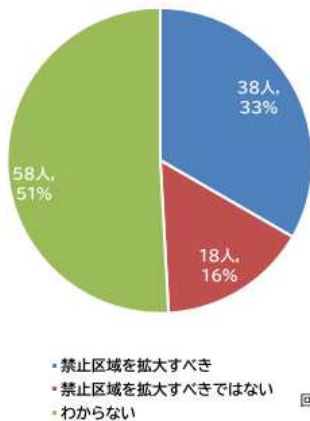
回答者数:114人

14

〈浦添市の今後の墓地行政について〉

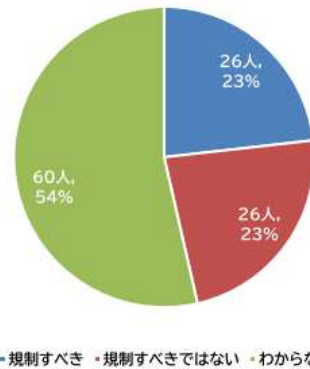
- 個人墓地の規制(個人墓地禁止区域)について、「わからない」が51%(58人)と最も多く、次に「禁止区域を拡大すべき」が33%(38人)、「禁止区域を拡大すべきではない」が16%(18人)であった。
- 民間霊園の規制については、「わからない」が54%(60人)と最も多く、次いで「規制すべき」と「規制すべきではない」が23%(26人)であった。

問19.個人墓地の規制(個人墓地禁止区域)について



回答者数:114人

問20.民間霊園の規制について



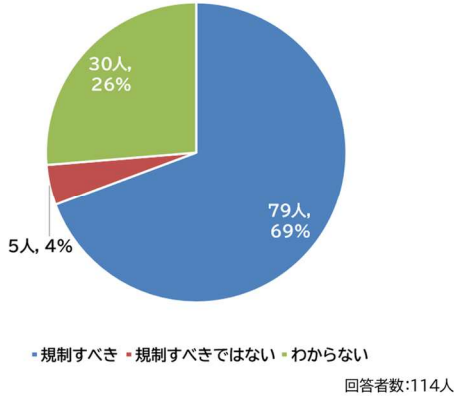
回答者数:112人

15

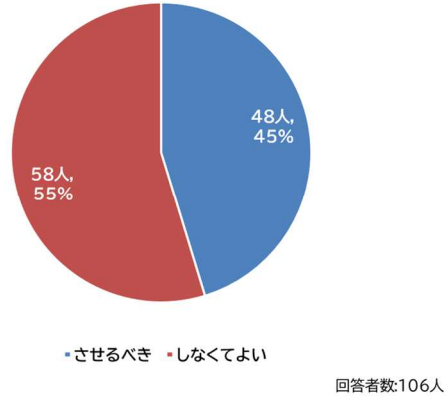
〈浦添市の今後の墓地行政について〉

- 土葬(火葬せずそのまま地中に死体を埋めること)の規制について、「規制すべき」が69%(79人)と最も多く、次いで「わからない」が26%(30人)、「規制すべきではない」が4%(5人)となった。
- 優遇策を設けてでも、市内の個人墓を浦添市公営墓地内へ移転について、「させるべき」が45%(48人)、「しなくてよい」が55%(58人)であった。

問21.土葬(火葬せずそのまま地中に死体を埋めること)の規制について



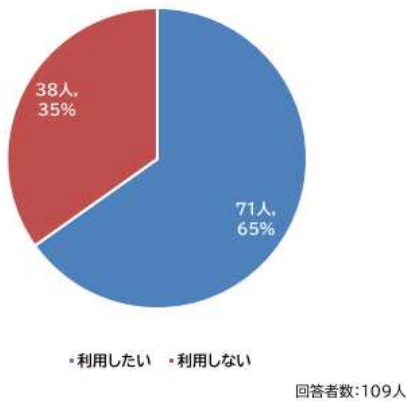
問22.優遇策を設けてでも、市内の個人墓を浦添市公営墓地内へ移転



〈浦添市の今後の墓地行政について〉

- 浦添市公営墓地内での墓参り用品(線香・重箱等)の販売について、「利用したい」が65%(71人)、「利用しない」が35%(38人)であった。
- 市が手数料を徴収し、利用者の代わりに浦添市公営墓地内のお墓の墓参り代行について、「利用したい」が38%(42人)、「利用しない」が62%(69人)であった。

問23.浦添市公営墓地内での墓参り用品(線香・重箱等)の販売



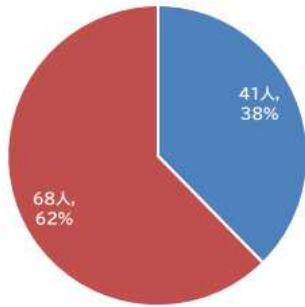
問24.市が手数料を徴収し、利用者の代わりに浦添市公営墓地内のお墓の墓参り代行



〈浦添市の今後の墓地行政について〉

- ペット墓について、「利用したい」が38%(41人)、「利用しない」が62%(68人)であった。

問25.ペット墓



・利用したい ・利用しない

回答者数:109人

■自由回答一覧

No	自由回答
1	市内に施設型共同墓を増やし昔に乱立した個人墓の移動整理を共同墓へ進める方向で、これからの若い人達は、お墓を継がないと言う声が増えているように思えます
2	・まだ墓地問題に関わったことがないため実感がわからない。 ・個人的に「ペットの墓」という感覚が理解できない。行政が関与せず各自自宅の庭に墓を作れば良いと思う。
3	70代の方々は、親から墓が有ると思うから若い世代になってくると新たな墓の考え方が増えると思われる。将来的には、市管理の施設型共同墓が、増えると思う。明るいイメージの施設だと良い。
4	あっちこちにある個人墓をなんとかしてほしい
5	いつも市民のために動いてくださりありがとうございます。 これからもますます住みやすい市として期待しております。 ありがとうございます。
6	いろんな形式のお墓があっても良いかと思う。
7	お墓が住居近くにありすぎます。できるだけ、一か所に集まるように整備してほしい。
8	お墓だらけだなあと感じる事が多々あります。時代と共に変えていく必要もあるのでは。
9	少子高齢化や単身者の増加、葬祭の簡素化、個人墓の集約化などにおいて施設型共同墓は時代に即していると思います。また土葬は温帯～亜熱帯地域では不衛生であるし、何より外国移民の流入定住に繋がる。これは墓問題とは比較にならない重大な治安問題となることは明らかで絶対に認めてはならないと思います。
10	お墓について考えたとき、なくてはならない物であり、なくてもよい物であり難しい問題と思う。個人で持つ場合は、多くの費用が掛かりそれを継いだ子供たちの負担も大きなものとなる。市が大々的に共同墓の広報を行い、もっと市民もしくは県民全員に知らせてほしい。
11	お墓について知識がありません、色々聞く機会が増えれば良いなと思う。
12	お墓は小さくてもいいので、公共墓地を要望する。現在の共同墓のコインロッカーでなくお墓として。親が墓を希望しているため。
13	お墓も必要だとは思いますが、山が全てお墓になってしまうのは、景観として気持ちの良いものではないので、最小限にとどめて欲しいと思います。
14	お墓を建てる予定地が、個人墓禁止区域になり、困っている人の話を聞いた事があります。先祖の為に、この場所だと先祖も喜ぶと、思える墓地を考えて欲しい。
15	お墓参りの代行にはお墓のお掃除なども含まれると思いますが、もし代行業を始めるのであれば、公共だからと安価な設定にするのではなく民間と同様またはそれに近い金額を設定するのが望ましい。 代行を任せられた方が「引き合わない」と感じることなく、ていねいに取り組めるような金額を検討すべきと考えます。

16	これからますます公営墓地の利用は増えていくと思う。若い世代の意見も聞きながら、時代にあわせた先を見据えた計画をきちんと考えて頂きたい
17	これからますます墓地が必要になると思います。もし、また市営の墓地を作るときは、バリアフリーにしてお年寄りが来やすくして欲しい。駐車場の確保もお願いしたい。動物も飼っているので、ペット墓地もぜひお願いしたいです。
18	これ以上個人墓が増えないようにしてほしいと思っています!宜しく申し上げます!
19	これ以上墓を増やさないでほしい。個人墓地ではなく公営墓地を利用するように推進してほしい。
20	すでに墓地の管理で困っている事項の中の、「修繕維持が大変」「掃除が大変」「墓地までの道のりが大変」ということから墓地を民間の方に今年移したところでした。詳しくを知らない素人でしかありませんが、市内の個人墓地を浦添市公営墓地内へ移転させるべきか、については管理の不十分な墓地に限定して考えました。文化的な形で遺していくべきという考えもあり、そういった個人の意思は尊重すべきかと思います。しかしその一方で管理ができていない個人墓地については対処があったら嬉しいなとも思いました。
21	ぜひ、利用したいので さらに環境を整えてほしいです。
22	トイレの拡充、墓掃除用具の貸出しや申請による木、枝の伐採をお願いしたいです。
23	とってもきれいな施設で、こんなきれいな墓地へ母も納骨できて、感謝してます。偶然浦添にこの施設があったので利用できたが、ここがなかったら、どうしていいか悩んでいたと思う。この施設を事前に申込みをしていた母にも感謝だが、この施設を運営している浦添にもすごく感謝しています。 市が手数料を徴収し、利用者に代わり浦添市公営墓地内のお墓の墓参り代行について、身体が動くうちは自分たちで、だけど県外や動けなくなったら代行もありがたいかも。
24	とても助かっています!!ありがとうございます!!
25	ない
26	まだまだ先の事かなとは思いますが、準備できる時、費用面とか場所とか、に準備したい。のがお墓です 私は他市から最近、浦添市へ転居しましたが、浦添市は住みやすくて終の地と考えてます。が、住宅とお墓の隣接が多い気がします。 怖いとかではなく、なんかいい方法はないのかしら、、と身勝手な意見です!
27	まだ知らない方も多いので、市民全体に周知してもらえるようにして欲しい。
28	みんな仲良く1つのお墓で一族が利用できると良いですね。
29	よく共存できていると思う
30	安価で入れる墓地が欲しいです。
31	以前に墓地公園内で転倒した老人を発見、頭部から血が出て救急車を呼びました。沖縄では旧七夕、清明祭などでお墓に足を運ぶ機会が多く年をとってもお墓で手を合わせた気持ちは強いと思います。手すりをつけ安全に歩行出来るように工夫してほしい。
32	浦添市だけではなく、日本全体で土葬をするべきではない。その国の文化を受け入れる

	気持ちで日本に来るならいいが、ほとんどの外国人は受け入れる気持ちがない。そんな人達の気持ちを考慮する必要はない。
33	浦添市におまかせします。
34	浦添市による施設型共同墓を更に増やして欲しい。芝生墓、花壇墓などニーズに合わせて併設して欲しいです。
35	浦添市に共同墓があるので、3年前に豊見城市から転居しました。豊見城市では、計画は有るが用地選定で進んで無いデス
36	浦添市の共同納骨堂について、旧暦の1月16日など混む時以外は予約制にして納骨堂内の参拝室にも入れると良い。また、外の共同参拝所側にベンチがもっと沢山あるとありがたいです。
37	浦添市の市域面積は約19k㎡、人口約115千人でまだ増加傾向にあります。また、高齢化が急速に進む中で「墓」の需要も必然的に高まるものと思います。しかし本市西側には大規模な墓地居座っている事もあり、まちづくりに支障を来していると思います。その様な状況下で、民間経営の墓地は拡大しつつ有るような気がします。墓地返還の目処が立っているのかどうか解りませんが、現状においては、公営墓地建設の為の用地取得の必要性を感じます。これが実現出来れば、個人墓の公営墓地への移転も可能になり、魅力あるまちづくりが実現出来ると思います。当面、墓地返還が無いのなら、高層マンション形式の立体型の墓苑があってもいいのではとも思います。
38	浦添市はほとんどが住宅や会社等が密集する地域となっていることから今後の都市計画での墓地行政の位置付けは大変重要であり、既存の墓地の誘導等も含めてまちづくりを進めるべきと考える。また、那覇市、宜野湾市と隣接することからこの点も含めた墓地行政の方向性や課題等も検討すべきと考える。
39	浦添市は那覇市に隣接する県内でも重要な拠点だと思いますので、住宅用地や農業用地が十分に供給されていて、用地が余っているのであれば、民間霊園も規制せず受け入れれば良いと考えます。
40	浦添市公営墓地に納骨できる親族等を拡大してほしいです。墓じまいする場合、先祖が対象者に含まれない場合がある。
41	浦添市公営墓地を利用したい場合、市内在住者は取得費用の優遇措置があると助かる。
42	浦添市行政がこのような共同墓地を設けてくださったこと誠に感謝します。職員の対応も親切です。
43	浦添市在中は永久に低料金で設定をお願いしたいです。
44	浦添市施設型共同墓への納骨について火葬場で終わってから移動→閉館までギリギリだったのもう少し遅くまで開いていたら良いと思います。 普段も仕事終わりに寄ることが出来たら良いと思います。(いつでも会いに行ける)
45	浦添市施設型共同墓を利用しています。墓に関する施策は既に十分ではないでしょうか。まだ空きはいっぱいあると伺っています。墓地のために残り少ない自然破壊も不要と思います。 少子高齢化、核家族化、人口減少が進展することが明らかであり、無縁墓、墓地が増加

	<p>することも懸念される。少子化対策や所得向上等、重要かつ必要最小限の施策に絞り、小さな行政を目指すべきだと思います。</p>
46	<p>浦添市内の景色が良い場所の墓地(経塚、仲間)など、場所によっては住宅用の土地や、その他に有効活用できそうな場所が多く見られる為、積極的に空き墓地や、管理が不明な空き地などは、市が介入して買収し公募してみたいかですか？</p> <p>私の知り合い達は、浦添に住みたいけど土地や物件が少なすぎるとお話ししてる方が多く見られます。今後の浦添市の財源確保の為に、もし可能であるならば動いて欲しいと思います。</p>
47	<p>浦添市民が安心して過ごせるように整備し、市外民とはしっかり区別してほしい。駐車場もしっかり確保できていると墓参りも安心できる。</p>
48	<p>浦添市民の希望を重視して欲しい</p>
49	<p>沖縄では墓地も問題ですが、お位牌の継承が私達年代では問題になっています。自分達のお位牌も今後どうなるかわからないのに、戦前から、若しくは預かってるお位牌の処分をどうするかで頭を悩ませてる方が沢山いますので、浦添市の共同墓地にお位牌も一緒に預かるか所が出来れば良いと思っています。</p> <p>市街地に点在している墓地は、これから少子化で継承の問題も出てきますので集約出来れば良いと思います</p>
50	<p>沖縄県特有の大きな墓地等、所有者(関係者含む)の高齢化や設置場所などにより管理が行き届いていない印象があります。特に特有の行事(清明祭)を行う際は、車社会である沖縄県にとっては、路上駐車増加などの交通状況の一時的悪化やそのほか治安に影響を及ぼすこともあると考える。個人的には、まばらに墓地を設置するのではなく、霊園などのある程度場所を固めて関係者が管理・利用がしやすくなるようにした方がよいと思います。</p>
51	<p>家族の絆を守り、人生を有意義にしていくために大切であると思う。自分のルーツを知ることができる。</p>
52	<p>家族構成 高齢者の単身 経済的に墓の設置が厳しい状況の人に 納骨堂の利用の申請等 がスムーズに出来るようになって欲しい。現状はわからないのですが ご了承ください。</p>
53	<p>皆さんお疲れ様です。色々な意見があると思いますが、故人が安らかに過ごせるなようご尽力頂きたいと思います。よろしくお願いたします</p>
54	<p>階段や段差が多く、高齢になってくるとつらいので、できるだけ段差がなく、勾配が少ないほうが良い。</p>
55	<p>外国人も増えてきていることから宗教の違いで埋葬方法も土葬であったりする場合があるので他自治体の状況も踏まえながら墓地行政に取り組んで行く必要があるのではないかと思います。</p>
56	<p>街中にお墓をよく見かけるが、住宅など建物を建てる土地が無くなってきていると感じるため、お墓の移転や大きい墓(亀甲墓)を建てさせない等制限して欲しい。沖縄はお墓だらけと思うことがあり、増えるばかりで移転はあっても無くなることは稀だと思うた</p>

	め、将来的に対策を考えて欲しい。
57	管理されていないと思われる墓地の維持・管理または、市営公営墓地への編入。 土葬を行う場合は宗教的な理由がある上で、規制区域を策定し実施。 墓地全体としては、駐車場やトイレ、経路等インフラの整備が必要と思われる場所が散見される。
58	頑張ってください。
59	規制しないと墓地が増え土地がなくなるので施設型共同墓でいいと思います。
60	記入書類が多く（代理人）委託申請書もらえば代わりに書類記入も出来るようにしてほしい。
61	共同墓地に移行するとして維持管理費用がある程度安くなること。
62	狭い市内に今後の霊園は必要がないと思う。個人や門中墓が後継者不能になったら、公営墓地に移転させた方が、土地利用がしやすいのかと思う。
63	区画整理などで墓地の移動が必要になる人々に、優先的に墓地をつくることができるように土地販売や代替地提供をしてもらえるとありがたい（近隣他市町村でも墓地の立ち退きをもとめるが、代替地の用意ができておらず進んでいないという話もあるため）。
64	空き墓などの対策は必要だと思うが、具体的な事はよく分からない。これからは、お墓を所有する人が減っていく気がするので、他市町村の動向も知りたい。
65	県外出身者なので、浦添を含む沖縄県内は住宅地の中にお墓がある場所がたくさんあって移住当初は驚きました。昔ながらのお墓を大切にしたいとは思いますが、手入れがされていないお墓も多いと思うので、個人墓地の禁止区域を増やして、共同墓などに集約するのはよいと思います。
66	現在、お寺の納骨堂に遺骨を収めています。一般墓を希望しており、出来れば自宅から近い浦添市公営墓地と考えていますが、募集がない、応募しても当たらないと聞いています。募集の方法を分かりやすくしてほしい。また当選しやすくしてほしいです。 現在、沖縄中の墓地を探して見っていますが、ほとんどが高台で階段というつくりになっています。年寄りには階段がきつく、墓参りしたくても出来ません。バリアフリーで、高台ではなく平坦な場所でも良いと思います。ご検討お願いします。
67	現在3年ほど連絡の取れない利用者の墓は、管理者のしかるべき通知書類などで通知した上で、整備していく事で、新しい利用者の墓地として利用していくことも、検討されてもいいと思います。
68	現在の市民共同墓の収容可能のキャパがどれ程で現在どれくらい埋まっているのかわかりませんが、将来的に持続可能となるよう増設等の検討も早いうちに行ってください。
69	現状維持で良いと思います。共同墓の管理をこれからもお願いします。
70	個人の墓を購入する、しないとかも出来にくい時代ではないか？親の墓を購入したとしても その墓を受け継ぐ人間もいない、親と同じ墓に入ったとしてもそれを引き継げる人間もいない、核家族も増え子供達の負担も増やすわけにはいかない。

	大きな墓は必要な家族もいるだろうが、今は 墓はいらないという家族も増えてるのは間違いはないと思う。
71	個人的には管理維持する手間を考えると、墓地を保有することには消極です。なるべく散骨など手間の少ない方法で執り行う方がいいと思います。
72	個人墓地の存在は沖縄県全体の問題です。市だけでなく市町村が一体となって、県としての対応を要請する方が良いのではないのでしょうか。もちろん、市独自の対応はあって然るべきですが、市域を超えて墓地の問題が存在する以上、全県的な取り組みも望みたいと思います。
73	個人墓地を住宅地から移転させて、特定地域に集約したほうが、土地の有効利用につながるのではないかと思います。
74	個人墓地を否定しないが、私は必要と思わないので親の世代までで終わらせたいと思う。自分自身は合同のお墓でもいいと考えてます。子が墓参りをしたければいつでも気軽に来られる公営墓地がいいと考えてます。
75	個人墓地周辺では違法駐車や不法投棄が横行していると感じるが、これらを個人管理に任せている（と受け止めている）ために墓の所有者も困っている。 かといって公営管理となると、風習的に時期的に同じタイミングで利用することを考えると好ましくない。 正直、モノレールから墓の群衆が見えるのも、文化的建造物等の近くにあるのもどうかと思っている。（個人所有ならしかたないが。）管理されていないように見受けられる墓もあり市全体で不足している状況か分からない。
76	古くなった墓や歩道の修繕費用、継承者問題で放置を防ぐ為にも施設型共同墓地を拡大し市民優先で利用、治安良い環境整備して頂けるとご家族が訪れやすいと思います。
77	公営墓地を創るなら西（海側）が良いと考える。
78	行事が多い沖縄、また親戚なども多いため、車社会の沖縄ですと、やはり交通面(渋滞)やパーキング問題なども気になります。 気持ちよくお墓参り出来る場所があるとありがたいですし、子供達世代でも通いやすい場所があるといいですね。
79	行政の対応が遅すぎる。エリア分けをすべき。
80	今ある納骨堂は便利だと思いますので、個人墓を無くして公営の墓があったらいいなと思います。
81	今は必要性を感じていませんが、今後お墓の継承者がいなくなり問題になってくると思っています。その際は永代供養などあるといいです。
82	今後、個人墓を持つ予定は無く施設型共同墓の利用を希望してます。 今後も利用できるような運営に努めて頂きたいと思います
83	今後は、施設型共同墓が主流になると思いますので浦添市役所、環境保全課も力を入れて頑張してほしいと思います。
84	今後承継問題などにより放置された墓地が増えそうな気がします。相続登記が義務化したといっても相続されずに所有者が死亡したり所在不明の墓を強制的に市の共同墓に

	移すこともできないと思うので、その辺の制度の整備が必要かと思います。
85	妻の父母、私の父も浦添市施設型共同墓に埋葬してます。トーターメーの承継（墓を含む）についても考え方が変化していると思うのでこのような施設は大変ありがたい。民間はやはり高すぎる。このような施策を講じている浦添市にずっと住みたいです。
86	昨今話題になっている移民の方の土葬は規制（禁止）するべき
87	散骨などを含め様々な形態などを含めた情報発信など
88	子供達にお墓を維持する負担は出来るだけかけたくないと思います。 世の中の的にもお墓を所有しない風潮を醸成していただけないでしょうか。 親戚が定期的に来る場合は必要だと思いますので、シーミー等のイベントは励行し共同墓地等で行える環境整備も出来ればと思います。
89	子供達も県外へ出ていくと個人墓を持って管理が出来ないし、子供に負担はかけたく無い。門中墓もあるが、親戚との交流も少ないため門中墓へは入りたく無いし、門中との事で子供に面倒なことはさせたく無い。
90	市の共同墓は便利でよい施設と思う。施設の香炉が置いてある上が開いているため雨の日には困るのでは。 いつもきれいにされているが、民間の霊園のように植栽などきちんと手入れして価値を高めてほしい。
91	市の方で施設型共同墓地を拡充させ、市外に有る親の墓地を浦添市内に移したいです。出来たら最高の親孝行が出来ると思います。実現する事を願っております。
92	市営で管理するとなると人件費・管理費等の問題が大きく生じると思う。特に浦添市は若年層よりも高齢者の方が多く、高齢者施設もかなり多いので、利用する人もこれからもっと増えてくると思う。市営でそれをまかなうには限界があるので、民間霊園と共同で管理・経営していくのが一番いいと思う。そうすることによって個人墓地地域等の問題、無縁墓地の放置、墓地の環境悪化による治安等も少しは良くなると思う。また費用もかなり抑えられると思う。
93	市街化が進む中、乱立して建てられる個人墓は、限られた土地しかない浦添市においては、都市計画や景観計画などの弊害となっていると思われます。市では近年、施設型共同墓を運営していることや、他市町村ではあるが民間の永代供養施設等の増加、お墓に対する価値観の多様化などをふまえ、早期に規制を強化し、無秩序に増加し続ける個人墓を抑制して頂きたい。それにより墓地に起因する様々な問題の解決にも一定の効果が期待できると考えられます。また今後、老朽化した浦添市墓地公園内のお墓の改葬を支援しつつ、同公園内に第2施設型共同墓建設や動物愛護の観点からペット専用の火葬設備併設の共同墓などの整備計画にも期待しています。
94	市内ゆいレール駅周辺においては、まちの発展が著しく今後の浦添市のにぎわいが期待されることから、個人墓地禁止拡大も視野にいたの方がいいと考えます。
95	市民の親が県外在住で、今後火葬となった際に遺骨を共同墓に入れられるようにして欲しい
96	施設型、共同墓地等を増やして欲しい

97	施設型共同墓があるのは、継承者の不安がある為、本当にありがたいです。ただ、あまりにもロッカー式で殺風景すぎるので、少し寂しい気持ちになります。費用が安いので仕方がないとは思いますが。
98	呪われないようにお願いします。
99	集合で建てられた墓の景観考慮してほしい、遠くから緑の間にコンクリートの塊が並んで見える、緑地帯を多くして景観を考えてほしい。 大事な浦添市の原風景（山、海、川）を感じられる環境をよろしくお願いします。（死んだ人より現在、未来の人々に配慮を先祖ものぞんでいるのでは？）
100	住宅街の墓は美化のためにもなくなって欲しいです。
101	少子高齢化が進み、行事のやり方などもどんどん曖昧になったりわからなくなったりすることが想定されます。その中で、個人墓地が増えるとそのうち管理が行き届かなくなり、環境が悪化していくのではないかと懸念されます。そのため、出来れば行政が安価で管理してくれる墓地を提供してくれるなら非常に助かると思います。
102	少子高齢化に向けて将来管理されないお墓が多く発生することが考えられる。そのため行政としては多様な方法を提示できるよう環境を整えるべきだと思う
103	少子高齢化の中、相続人がおらず管理できないお墓が増えていく可能性がある一方で、引き取り手のない個人墓地をそのままにするよりは、可能であれば事前に市へ移転できる方がよいと思います。ペット墓のニーズはあると思いますが、代々引き継いでいくものでもないと思うので、作るにしても共同墓のような形がよいと考えます。
104	昭和薬科大附属に隣接する霊園に墓があるけれど、最初のうちは、環境整備や管理がされていたようだが、今は、ほぼ何も施されていない様子。何とかならないでしょうか？
105	身寄りのない方が亡くなられた場合 無料で浦添共同墓地に入れるように配慮が欲しいです、また、身寄りのない方が亡くなられ、仏壇の沢山の位牌の処分方法など市の方でもらいたい、処分お願いしたい
106	人口減少、お墓の継承者や行政の負担軽減として共同墓や散骨葬の支援で、維持管理削減で良いのでは。っと思います。散骨葬が法的に大丈夫なのかは分かりませんが。
107	水道を使わせてほしい。
108	数年前、義父が亡くなった際、お墓の話になりましたが、義父には貯金等なく、息子娘も余裕がないことから墓を作ることは無かったです。 今後、私達の様に経済的な理由でお墓を作る人口は減少していくと思います。また、お墓だけではなく冠婚葬祭、旧盆などの行事も減少していくと思うので、大きな霊園などはいらないと感じます。
109	世代交代に伴い、個人や一族で墓を維持できなくなるケースが増えているようであれば、公営墓地へ改葬や墓地移転がよいと思う。
110	生きている人の土地がある方がよい
111	生きてる人の経済を優先して欲しいです。墓は共同の最小限で良いと思う。 土地がもったいない。特に見晴らしがいいところが墓地になっているのは経済的に損していると思う。

112	西原 2 丁目広栄地域内の住宅地の中に手入れされていない空墓があり、大変迷惑しています。どうか出来ないでしょうか。 広栄自治会
113	線香を立てる所を増やして欲しい。
114	他国籍民が移住して土葬が増えることが懸念されますから早めに制度や規制を作ることをお願いしたい。他県ではトラブルも起こっていると聞いてます。
115	大きいお墓を縮小して欲しい。
116	誰もが立ち寄りやすい明るい公園墓地として整備し、トイレや駐車場も併設してほしい。
117	誰も管理していない墓地がある。壊すわけにも行かず、木々だらけになっている墓地をそのままにして土地が勿体無いと感じる。
118	誕生から逝去まで市民へあらゆる行政支援はあるべきで、必要な費用は税金のカタチで等しく負担したい。市の土地面積が限られている以上、墓地を総合的に受け入れ管理する事で限られた土地(個人墓含む)の有効活用ができる。
119	地域内の住宅地の中に古い空墓があり、草木が生い茂り大変困っています。周辺住民の苦情により自治会で年に 1~2 度草刈り作業をしているが、個人の墓地を自治会でやるのをどうかと思います。市の方から地主に対してどうか出来ないでしょうか。浦添市西原 2 丁目 7 番地にあります。
120	秩序があり、街の景観を守りつつ、墓地の管理を進めて欲しい。
121	長いこと浦添住民なので最後まで浦添にいたらと思います。浦添市公営墓お願いしたいです。今後。
122	土葬のお話が各地で出ているとのこと、ニュースで見ました。そこで土葬についてなぜ行われてこなかったかという背景を調べますと、感染を広めないため、土地がないためなどありましたが、個人的には感染がとても心配です。個人個人に寄り添う施策は理想的ですが、この点においてはかなり懸念しておりますので反対です
123	土葬は絶対に認めるべきではない。命をかけてこの沖縄を守ったご先祖様に申し訳が立たない。先人が守ってきたこの土地を、外国籍の他宗教の血で穢してはならない。行政はもっと市民に対して情報を提供しないといけないのではないかと思います。
124	土葬は絶対に認めるべきではないと思います。
125	土地の有効活用のため、住宅街にある個人墓を郊外に集約したほうがいい。
126	土地を合理的に使うようにする。韓国ドラマに出る室内集合墓？も良いと思う
127	土地区画整理地内で許可不要でお墓を建てれることに疑問。換地処分後の違法状態はどう考えるのか。
128	特にありません
129	特にありません。
130	特にありませんが、現在那覇市楚辺にあるのですが、世継ぎがないので今後どうしようか、迷っています。私家族は、浦添市内に住んでいます。他市町村でも申込みは出来るのでしょうか。浦添市に居住を構えて 40 年になります。共同墓地を増やしてほしい。
131	特になし

132	特に無し
133	負担をかけてしまいますが、朝8時から利用できるようにしてほしい。仕事・用事に伴うため。
134	墓が建っている土地（墓地）の墓を撤去し、他の用途（宅地・畑）で使用できることを知らなかった。 そのことを知ることで、施設型共同墓の需要も増えると思う。 アンケートの名前を「墓地を他の用途に変更できるってご存じですか」みたいに、興味を引くアンケート名にしてもいいと思います。
135	墓じまいなどが問題になっていて今後誰が墓の管理をするか心配（私の息子2人も東京で生活していて沖縄に戻る予定もないので墓を建設することのメリットがないので）共同の墓を作ってくれたのはありがたい（今、父をお願いしているので、とても助かっている。お寺がお金高くて…）
136	墓や仏壇の後継が難しくなる中で、市が墓地（管理）を主導するのは良い施策と思います。
137	墓地についてもサービスの提供をおこない、民間と同じレベルの収入を得たほうがよい。
138	墓地の階段にスロープを設置してほしい。
139	墓地も大切な文化だが、コンクリートで埋め固められて自然破壊、温暖化の一部になっていないか？ ご先祖様達願っているかな？墓地を見る度に暑そうーと思ってしまう。
140	優遇策の内容を伺いたい
141	様々な墓石を受け入れる墓地を望みます。
142	綺麗な街作りのため新規の個人墓地を規制すると共に既存の個人墓地も移転縮小させて欲しい。

4. 墓地行政及び公営墓地運営に関する他市町村ヒアリング

ヒアリング対象

那覇市・宜野湾市・石垣市・名護市・糸満市・沖縄市・豊見城市・うるま市・宮古島市・南城市・北谷町・西原町・北中城村・中城村 計 14 市町村

■墓地行政について

1.個人墓地禁止区域の有無について（回答数：14 件）

有：8 件

無：6 件

2.個人墓地禁止区域有りの場合、個人墓地禁止区域が市町村域に占める割合

（回答数：8 件）

No.	回答
1	約 13%
2	約 25%
3	42.2%
4	51%
5	不明（3 件）
6	不明、用途地域内は原則禁止

3.個人墓地禁止区域有りの場合、墓地申請の有無（回答数：8 件）

有：3 件

無：5 件

上記個人墓地申請に対する処分（回答数：5 件）

No.	回答
1	許可処分
2	不許可処分
3	既存墓地の建替えについては許可。
4	申請地周辺の状況に応じ判断。
5	規制区域の場合は基本的には認められないが、特別な理由（周辺に既に墓地がある等）がある場合は墓地等対策委員会の意見を聞いた上で認められる場合がある。

4.法人墓地禁止区域の有無（回答数：14 件）

有：6 件

無：8 件

5.法人墓地禁止区域有りの場合、法人墓地禁止区域が市町村域に占める割合

（回答数：6 件）

No.	回答
1	約 25%
2	42.2%
3	51%
4	不明（2 件）
5	不明。用途地域内、国・県その他主要道路及び河川から 30m 以内は禁止。

6.法人墓地禁止区域有りの場合、法人墓地禁止区域内での墓地申請の有無

（回答数：6 件）

有：1 件

無：5 件

上記法人墓地申請に対する処分

許可処分：2 件

不許可処分：1 件

7.埋葬（土葬）禁止区域の有無について（回答数：14 件）

有：2 件

無：12 件

8.埋葬（土葬）禁止区域の有りの場合、埋葬（土葬）禁止区域が市町村に占める割合

（回答数：2 件）

No.	回答
1	42.2%
2	100%（土葬を認めていない）

9.個人墓地や民間霊園における無縁墓地対策について（回答数：12.件）

No.	回答
1	個人墓地の墓じまいの相談があった際、全ての遺骨を映し終えた後、ごみ捨て等による衛生上の問題や空き墓の倒壊の危険性等が生じる為、できるだけ速やかに取り壊すよう伝える。
2	火葬補助金申請の際に、お墓の有無の確認と、承継の案内を行っている。
3	相続登記の義務化への対応を促す。
4	無縁墓の改葬手続きとして、管理者側に、官報への公告や墓地内への立て札設置を行い、縁故者が現れないことを確認したうえで改葬手続きを促す。
5	墓じまい等の相談があった際に、使用しない墓地については極力更地にしていただくよう伝えている。
6	特になし。
7	改葬の申請や相談があった際に、改装後は墳墓を解体するように促している。また、1回/月程度、民間墓地運営事業者と共催で「墓じまい相談会」を行い普及啓発に努めている。
8	墓じまい等の相談があった際には、担当課のある部署へ連絡するよう伝えている。
9	墓地の無縁化を防ぐためには、お墓の継承を促していく必要があります。また、継承者がいなくなる場合においては、管理型墓地への移行が考えられます。自治体ホームページや広報、行政窓口等を活用し、特にお年寄りにもわかりやすいよう普及活動を行っている。
10	広報誌等において、無縁墓地問題や墓じまいの相談先等の周知、啓発。
11	本役所内で2月に1回、お墓に関する相談会を実施しており、墓じまい等の相談ができる場を提供している。
12	2カ月に1回、メモリアルパークが本役所でお墓相談を行っているので案内している。

■公営墓地運営について

1.個人墓地禁止区域の有無について（回答数：14件）

有：6件

無：8件

3.申込者の資格について（収蔵可能焼骨の対象等）

No.	回答
1	自市町村内に住所を有する者、祭祀を主宰する者、焼骨（分骨は除く）を所持している者（生前予約は除く）。
2	市町村長が認める場合には他自治体住民も許可可能。
3	世帯主であること。
4	焼骨の収蔵条件は無し。
5	自市町村内に住所を有し、引き続き同一市町村内に住所を有する者。または自市町村内に墓を所有し、現在使用している者。

4.基金条例の有無及びその使用用途、財務状況について（回答数：12件）

有：3件

無：9件

5.公営墓地内無縁墓の発生状況や対策について（回答数：7件）

No.	回答
1	墓じまいの相談があった際、更地にして返却する様伝えている。
2	無縁墓地の発生状況は不明。火葬料補助金申請の際に、お墓の有無の確認と、承継の案内を行っている。
3	無縁墓地の発生状況が不明。定期的に霊園を見回り管理状況を確認しており管理不足と思われる区画については通知書を送付している。また、霊園条例上墓地の返還には原状に復することが要件であるため墓じまいの際には更地にして返還するよう伝えている。
4	現在の公営墓地内の無縁墓の発生状況は不明。しかし、管理がされていないと見受けられる墳墓については、使用者と連絡を取り、墓じまいや権利の承継を含めた今後の管理について調整を行っている。
5	現状無縁墓地は無し。（2件）
6	供用開始から年数も浅いため、無縁墓地の発生はないと思われる。また、毎年の管理料支払いがあるため、承継者が不明という状況は阻止できるかと考える。また、使用許可申請時に承継予定者を記載してもらうこととしている。

調査票

墓地行政及び公営墓地運営に関するヒアリング項目

墓地行政について

1. 個人墓地禁止区域の有無について

※○で囲って下さい。

(有り ・ 無し)

2. 個人墓地禁止区域有りの場合、
個人墓地禁止区域が市町村域に占める割合について

(%)

3. 個人墓地禁止区域有りの場合、
個人墓地禁止区域内での墓地申請の有無

※○で囲って下さい。

(有り ・ 無し)

上記個人墓地申請に対する処分

※○で囲って下さい。

(許可処分 ・ 不許可処分)

4. 法人墓地禁止区域の有無について

※○で囲って下さい。

(有り ・ 無し)

5. 法人墓地禁止区域有りの場合、
法人墓地禁止区域が市町村域に占める割合について

(%)

6. 法人墓地禁止区域有りの場合、
法人墓地禁止区域内での墓地申請の有無

※○で囲って下さい。

(有り ・ 無し)

上記法人墓地申請に対する処分

※○で囲って下さい。

(許可処分 ・ 不許可処分)

7. 埋葬（土葬）禁止区域の有無について

※○で囲って下さい。

（ 有り ・ 無し ）

8. 埋葬（土葬）禁止区域有りの場合、

埋葬（土葬）禁止区域が市町村域に占める割合について

（ % ）

9. 個人墓地や民間霊園における無縁墓対策について

※対策方法について記入してください。

（例）

墓じまい等の相談があった際に、権利の承継を行うよう利用者へ適宜伝える

公営墓地運営について

1. 公営墓地の有無について

※○で囲って下さい。

(有り ・ 無し)

2. 公営墓地有りの場合、

墳墓の種類及び基数（収納可能数）、公募状況について記入して下さい。

墳墓の種類	基数	公募	使用料	管理料
(例) 個人墓	1,398 基	なし	55,300 円/㎡	なし
(例) 共同墓	2,600 壇 (1 体用) 860 壇 (2 体用) 15,000 壺 (合葬室)	あり	56,000 円/1 体用・6 年 80,000 円/1 体用・12 年 160,000 円/1 体用・32 年 98,000 円/2 体用・6 年 138,000 円/2 体用・12 年 265,000 円/2 体用・32 年 30,000 年/合葬室永年	なし

3. 申込者の資格について（収容可能焼骨の対象等）

※墓地の使用条件について記入してください。

(例)

- ・ 市内に住所を有する者、または死亡時において市内に住所を有していた者の焼骨を埋蔵しようとする者
- ・ 焼骨を所持している者
- ・ 生前予約においては市内に住所を有しており、かつ 65 歳以上の者

4. 基金条例の有無及びその使用用途、財務状況について

※○で囲って下さい。

(有り ・ 無し)

5. 公営墓地内無縁墓の発生状況や対策について

※○で囲って下さい。

(有り ・ 無し)

(例)

無縁墓地の発生状況が不明。墓じまい等の相談があった際に、権利の承継を行うよう利用者へ適宜伝える。

5. 他市町村の埋葬禁止規定

野田市墓地等の経営の許可等に関する条例(平成 12 年 12 月 28 日野田市条例第 27 号)
(埋葬の禁止)

第 13 条の 6 墓地の経営者は、その経営する墓地に埋葬をさせてはならない。

浦安市墓地等の経営の許可等に関する条例 (平成 13 年 3 月 23 日条例第 1 号)
(埋葬の禁止)

第 22 条 墓地の経営者は、その経営する墓地に埋葬をさせてはならない。

茨木市墓地等の経営の許可等に関する条例(平成 22 年 12 月 8 日茨木市条例第 64 号)
(埋葬の禁止)

第 21 条 墓地の経営者は、埋葬をさせてはならない。ただし、市長が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。

知多市墓地、埋葬等に関する法律施行細則(平成 24 年 3 月 27 日規則第 3 号)
(埋葬の禁止)

第 11 条 市内の墓地には、死体を埋葬してはならない。

塩尻市墓地、埋葬等に関する条例 (平成 12 年 3 月 24 日条例第 13 号)
(墓地の構造基準)

第 6 条 墓地の構造は、次に掲げる要件によらなければならない。

(5) 墓地の墳墓には、焼骨のみを埋葬すること。

墓地、埋葬等に関する法律施行細則 (昭和 24 年 12 月 27 日規則第 99 号) (愛知県)

第 8 条 埋葬するときの墓穴の深さは、一・八メートル以上としなければならない。

但し、法令に別段の定めのある場合はこの限りでない。地下水その他の事由により難しい場合は、所轄保健所長の許可を受けなければならない。

第 9 条 別に告示する区域内の墓地には、死体を埋葬してはならない。

飯田市墓地等経営の許可等に関する条例(平成 12 年 3 月 27 日条例第 22 号)
(墓地の使用の制限)

第 9 条 法第 19 条の規定により、別表に掲げる町の区域の墓地には、埋葬を禁止する。

墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例（昭和 59 年 12 月 20 日条例第 125 号）（東京都）
（土葬禁止地域）

第 14 条 知事は、公衆衛生その他公共の福祉を維持するために土葬を禁止する地域（以下「土葬禁止地域」という。）を指定することができる。

- 2 墓地の経営者は、土葬禁止地域においては、焼骨のほかは埋蔵させてはならない。ただし、知事が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めて許可した場合は、この限りでない。

墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例施行規則（昭和 60 年 3 月 1 日規則第 17 号）（東京都）
（土葬禁止地域の指定）

第 6 条 条例第 14 条第 1 項の規定により知事が指定する土葬を禁止する地域は、大島町の区域とする。

（土葬許可に係る申請事項等）

第 7 条 条例第 14 条第 2 項ただし書の規定により土葬を行おうとする墓地の経営者は、次に掲げる事項を記載した書類を提出し、知事の許可を受けなければならない。

- 一 申請をしようとする法人の名称、事務所所在地並びに代表者の氏名及び生年月日
- 二 死亡者の住所、氏名及び死亡年月日
- 三 墓地使用者の住所、氏名及び死亡者との関係
- 四 土葬を行う墓地の名称及び所在地
- 五 土葬を行う理由

2 前項の書類には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 土葬を行う墓地の周囲二百メートル以内に存する道路、河川、海、湖沼及び住宅等の位置を示した見取図
- 二 土葬を行う墳墓の位置を示した図面

3 知事は、条例第十四条第二項ただし書の規定により許可をしたときは、申請をした者に対し土葬許可書(別記第七号様式)を交付するものとする。

千代田区墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例(平成 24 年 3 月 19 日条例第 11 号)
（埋葬禁止地域）

第 13 条 区内は、埋葬を禁止する地域とする。

- 2 墓地の経営者は、区内で、焼骨のほかは埋蔵させてはならない。ただし、区長が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めて許可した場合は、この限りでない。

千代田区墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例施行規則（平成 24 年 4 月 1 日規則第 19 号）
（特例埋葬許可に係る申請事項等）

第 7 条 条例第 13 条第 2 項ただし書の規定により埋葬を行おうとする墓地の経営者は、次に掲げる事項を記載した書類を提出し、区長の許可を受けなければならない。

- (1) 申請をしようとする法人の名称、事務所所在地並びに代表者の氏名及び生年月日
- (2) 死亡者の住所、氏名及び死亡年月日
- (3) 墓地使用者の住所、氏名及び死亡者との関係
- (4) 埋葬を行う墓地の名称及び所在地
- (5) 埋葬を行う理由

2 前項の書類には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 埋葬を行う墓地の周囲 200 メートル以内に存する道路、河川、濠及び住宅等の位置を示した見取図
- (2) 埋葬を行う墳墓の位置を示した図面

3 区長は、条例第 13 条第 2 項ただし書の規定により許可をしたときは、申請をした者に対し特例埋葬許可書（第 7 号様式）を交付するものとする。

大府市墓地、埋葬等に関する法律施行細則(平成 23 年 12 月 27 日大府市規則第 36 号) (死体の埋葬の禁止)

第 10 条 墓地においては、死体を土中に埋葬してはならない。

大阪府墓地、埋葬等に関する法律施行条例(昭和 60 年 3 月 27 日大阪府条例第 3 号) (埋葬の方法)

第 20 条 墓地の経営者は、埋葬をさせるときは、地表まで一・五メートル以上の余地を残してこれをさせなければならない。

(埋葬の禁止地域)

第 21 条 墓地の経営者は、公衆衛生その他公共の福祉の見地から規則で定める地域においては、埋葬をさせてはならない。

大阪府墓地、埋葬等に関する法律施行細則(昭和 60 年 6 月 21 日大阪府規則第 49 号) (埋葬の禁止地域)

第 15 条 条例第 21 条の規則で定める地域は、埋葬の慣習のある墓地であると知事が認める墓地の区域を除く府の区域とする。

堺市墓地等の経営の許可等に関する条例(平成 7 年 12 月 21 日条例第 37 号) (埋葬の禁止)

第 14 条 本市の区域内においては、埋葬してはならない。

尼崎市墓地等の経営の許可等に関する条例(平成 20 年 12 月 25 日条例第 44 号) (埋葬の禁止)

第 19 条 本市の区域内においては、埋葬は行ってはならない。

柏原市墓地、埋葬等に関する条例(平成 24 年 3 月 30 日条例第 12 号)

(埋葬の禁止)

第 20 条 墓地の経営者は、埋葬をさせてはならない。ただし、市長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。

豊中市墓地、埋葬等に関する法律施行条例 (平成 23 年 12 月 21 日条例第 46 号)

(埋葬の禁止)

第 20 条 墓地の経営者は、埋葬をさせてはならない。ただし、市長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。

京都市墓地等許可取扱要綱

(経営者の遵守事項)

第 4 条 墓地及び納骨堂の経営者は次の事項を遵守しなければならない。

3 墓地の経営者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 墓地に死体を埋葬しないこと。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

西宮市墓地等の経営の許可等に関する条例(平成 19 年 12 月 25 日西宮市条例第 24 号)

(埋葬の禁止)

第 21 条 墓地の経営者は、墓地に埋葬させてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

高知市墓地等の設置及び経営の許可等に関する条例 (平成 12 年 12 月 26 日条例第 78 号)

(埋葬の禁止)

第 18 条 本市区域内においては、埋葬してはならない。ただし、市長が、宗教上の慣習その他特別の事由があり、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。

墓地、埋葬等に関する法律施行条例(平成 26 年 12 月 11 日中津市条例第 40 号)

(埋葬禁止地域)

第 9 条 市長は、公衆衛生その他公共の福祉を維持するために埋葬（法第 2 条第 1 項に規定する埋葬をいう。）を禁止する地域（次項において「埋葬禁止地域」という。）を指定することができる。

2 埋葬禁止地域においては、焼骨その他規則で定めるもの以外のものを埋蔵してはならない。

南国市墓地等の設置及び経営の許可等に関する条例(平成 23 年 12 月 27 日条例第 26 号)
(埋葬の禁止)

第 18 条 本市区域内においては、埋葬を禁止する。ただし、規則で定める特別の事由がある場合は、この限りでない。

南国市墓地等の設置及び経営の許可等に関する条例施行規則(平成 23 年 12 月 27 日規則第 23 号)
(埋葬の事由)

第 13 条 条例第 18 条ただし書の規則で定める特別の事由は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、地表から 2 メートル以上の深さ(土地の状況により 2 メートル以上掘り下げることが困難なときは、掘り下げることのできる限界の深さ)に埋葬する場合とする。

- (1) 宗教上の慣習により必要と認めるとき。
- (2) 公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるとき。
- (3) 災害等の緊急のとき。

朝倉市墓地等の経営の許可等に関する規則(平成 24 年 3 月 30 日規則第 26 号)
(墓地の埋蔵)

第 10 条 墓地の埋蔵においては焼骨のみとし、死体を埋蔵することはできない。

6. 他市町村の無縁墓地対策・墓地撤去補助事例

(1) 浦安市墓所返還者等支援事業

支援事業の概要について

墓所使用者は、以下の①、②の2制度を、希望する時期に応じて、随時申請することが可能です。(2制度のうち、いずれか又は両方を申請することができます。)

①合祀室改葬等許可制度

(1)	墓所を返還する場合、墓所に埋蔵しているご遺骨を、使用料を負担することなく、合葬式墓地(合祀室)へ改葬することができます。お預かりしたご遺骨は、翌月中に、他の方のご遺骨と併せて、合祀室に共同埋蔵します。
(2)	墓所返還時の使用者とその配偶者に限り、1人あたり35,000円で合葬式墓地(合祀室)を生前予約することができます。

※合葬式墓地(合祀室) :共同埋蔵で市の永代管理の施設

②墓石撤去費等助成制度

返還する墓所の墓石の撤去など、返還区画の原状回復に要した費用について、返還後に市から補助金(上限150,000円)を交付します。

出典：浦安市 HP「墓所返還者等支援事業」

(2) 市川市霊園一般墓地返還促進事業

①一般墓地返還促進事業

現在、市川市霊園一般墓地の使用許可を受けている方で、生活事情により墓地管理が困難になった方や後継ぎの方が無く墓地の無縁化の不安がある方を対象に、市川市霊園の有効利用と墓地の無縁化対策として、一般墓地の返還を促進する制度

②墓地使用料の返還

使用許可時に納付した一般墓地使用料を下記の通り返還

(1) 使用許可後、3年以内に未使用(更地)で墓地を返還した場合、納付した墓地使用料の2分の1を返還します。

(2) 上記(1)以外の場合は、納付した一般墓地使用料の4分の1を返還します。

※令和2年10月1日以降について(2)は墓地使用料の3分の1から4分の1に変更となります。

③原状回復費用の助成

原状回復（更地）するための費用を助成。事情により一般墓地を返還する場合は、使用者の費用負担で墓地を原状回復（更地の状態）して返還しますが、その原状回復に係る費用の全部または一部を助成する制度

④市川市霊園合葬式墓地の特例許可

公募以外での申込が可能（2 体まで）。市川市霊園一般墓地返還を条件に返還対象の墓地に埋蔵されている遺骨の改葬先や使用者の方の将来の埋蔵場所の確保などに、特例として公募以外で市川市霊園合葬式墓地の許可（生前・遺骨あわせて2 体まで）をする制度。この特例に限り使用者が市外の方でも申込できます。

出典：市川市 HP「市川市霊園一般墓地返還促進事業」

(3) 八王子山公園墓地墓石撤去費用助成

太田市では、八王子山公園墓地の無縁墓地対策として、墓地返還に際し墓石撤去に伴う費用を助成。

祭祀費用を除く墓石撤去に係る費用として支払った額の総額又は20 万円のいずれか低い方の額

※祭祀費用：納骨等の祈祷、法要等の墓石撤去に直接関わらない費用

出典：八王子山公園墓地墓石撤去費用助成金概要

7. 墓じまいに関する取組事例（沖縄県メモリアル整備協会）



専門家による無料相談会

事前のお申し込みは不要

- この先、誰もみる人がいない...
- 実家の仏壇をどうしたら...
- 遠くてお墓参りに行けない...
- 我が家に合った供養とは...



少子高齢化や核家族化など、私たちを取り巻く環境はこの数十年で大きく変化しました。今のこと、この先のことを終活カウンセラーの資格を持つ専門家に相談してみませんか（無料の相談会です）

- 第 81 回
- 【日にち】 2026年2月10日(火)
 - 【時間】 10:00~13:00
 - 【場所】 浦添市役所 1階ロビー
 - 【後援】 浦添市



改葬、墓じまいは新しい供養の始まりです。



このようなお悩みありませんか？

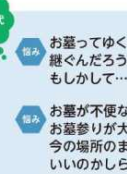
親世代



お墓の継承は子どもたちの負担にならないだろうか？

今のうちにお墓の管理のことを子どもたちに伝えておいた方がいいのかしら…

子世代



お墓ってゆくゆくは誰が継ぐんだろう？もしかして…自分たち？

お墓が不便な場所にある、お墓参りが大変なのよね。今の場所のままでいいのかしら…

知っておきたい

改葬・墓じまいのいろは

お客様から質問の多い項目を中心に、「改葬・墓じまい」の基礎知識についてまとめてみました。

1 「改葬・墓じまい」とは？

すでに一度埋葬されているご遺骨の一部もしくは全部を、他のお墓や納骨堂に移すことを「改葬」と言います。改葬を終えたお墓を完全に撤去する事も多く、「墓じまい」とも言われます。改葬・墓じまいを検討される方は、年々増え続けております。



2 「改葬・墓じまい」が増える理由は？

改葬を検討する理由は、ご家庭により様々ですが、ご相談の中で圧倒的に多いのが、「お墓を引き継ぎたくない」という理由です。子供がいないか、いたとしても遠方で、お墓の管理は困難。このままでは将来、無縁墓になるかも知れません。こうした状況は、沖縄だけでなく、日本全国で深刻な問題となっています。

3 役所での手続きがいろいろ？

改葬の前には、現在のお墓のある市町村の役所で事務手続きが必要になります。「改葬許可申請書」[受入証明書]を役所に提出して、役所からは「改葬許可証」を受け取ります。書類の準備作業は複雑になりがちなので、「供養の窓口」では書類手続きもサポートしています。



お墓じまいのお悩み事は
トータルサポートの「供養の窓口」へ

「お墓じまい」トータルサポートサービス

お墓じまいの3ステップ「ご遺骨のお引越し」→「お墓のご供養」→「墓地の引取り」をトータルでサポート！
みんなまとめて「供養の窓口」！

STEP

1

ご遺骨のお引越し (P5-6)

- ①. お墓の事前調査・お見積り
- ②. 新たな納骨先準備
- ③. 役所への申請
- ④. 改葬の実施

- 【お見積り内容】
- ①. 改葬サポート費用
 - ②. 新たな納骨先への納骨費用



STEP 2

お墓のご供養 (P7-8)

- ①. 登記情報の確認
- ②. 事前相談・お見積り
- ③. お墓の解体
- ④. 瓦礫処分・リサイクル

- 【お見積り内容】
- ①. 本体・外構・土間・植栽等の解体費用
 - ②. 瓦礫処分・リサイクル費用



STEP 3

墓地の引取り (P9-10)

- ①. 登記情報の確認
- ②. 事前相談・お見積りの査定・引取りの有効活用
- ③. 土地
- ④. 土地

- 【お見積り内容】
- ①. 地積確定費用
 - ②. 所有権等の確定費用



STEP

「お墓じまい」トータルサポートサービス

1

ご遺骨のお引越し

① 事前調査

専門スタッフより丁寧にヒアリング!

お墓の場所、お墓の広さ、お墓の材質、お墓の内部構造によるご遺骨の数、大きさ、火葬の有無

スピーディーにお見積り!

② 新たな納骨先準備

ご遺骨を移す先が決まっていない場合
専門スタッフからご提案いたします!



ご遺骨を移す先が決まっている場合
役所へ申請する際に必要な埋蔵・収蔵届出書・受入証明書

③ 役所への申請

ご遺骨を移す場合は、役所へ届け出が必要です! 一人で行うのは大変、届け出の手続きは供養の窓口へ全てお任せ下さい! お客様に代わって代行手続きを行います!

④ 改葬の実施

ご遺骨の出骨(遺骨を取り出す)を
専門スタッフ立ち合いにて行います。



お墓じまいの3ステップ「ご遺骨のお引越し」→「お墓のご供養」→「墓地の引取り」をトータルでサポート! みんなまとめて「供養の窓口」!

お見積り内容

① 改葬サポート費用

お墓の引越しサポートパック

自治体への手続きから出骨・移送までを含んだ安心プラン。改葬元のお墓にご遺骨が複数あっても基本料金は一律です。

他墓の改葬も承ります

お墓の引越しサポートパックの流れ

01 お墓の内部調査: 非難をスムーズにするために、改葬元のお墓を詳しく見させていただきます。

02 見積書の提示: お墓の内部調査後、見積書をお示しいたします。

03 改葬許可証の取得: お墓を移動する際には、改葬許可証の取得が必要となります。その手続きを代行いたします。

04 出骨式の準備: 遺骨が多数あるお墓や油圧を用いた掘削が必要となります。

05 お墓からの出骨: 出骨式を行い、お墓の骨を掘り出し、改葬先へお渡しいたします。

06 ご遺骨の移送: 取り出したご遺骨を納骨先まで移送いたします。

② 新たな納骨先への納骨費用

※納骨先により、法費手数料が必要な場合もあります。

STEP

「お墓じまい」トータルサポートサービス

2

お墓のご供養

専門スタッフが丁寧にヒアリング!

① 登記情報の確認

土地所有権があるお墓の場合は登記情報を管轄法務局で、登記事項証明書にて確認!



② 事前相談・お見積り

お墓の場所、お墓の広さ、お墓の材質、お墓の撤去範囲の確認

スピーディーにお見積り!

③ お墓の解体

工事当日は、ご親族立ち合いもできますし立ち合いされなくても、施工完了報告書(工事過程を写真にて記録し添付)を後日お渡ししますので安心!



④ 瓦礫処分・リサイクル

工事後は、施工マニフェストに基づいて産業廃棄物と再生砕石(リサイクル)にて処理を致します。



お墓じまいの3ステップ「ご遺骨のお引越し」→「お墓のご供養」→「墓地の引取り」をトータルでサポート! みんなまとめて「供養の窓口」!

事前相談とお見積り内容

① 本体・外構・土間・植栽等の解体費用

② 瓦礫処分・リサイクル費用

該当のお墓写真と見積書にて提示致します。



③ お墓の解体

工事完了後は、施工完了報告書を作成しお渡し致します。

工事に立ち合いができなかったご親族様へ写真付きの施工完了報告書にてご報告いただけます。

施工完了報告書

作業風景

Before After

STEP

「お墓じまい」トータルサポートサービス

3 墓地の引取り

はじめての方でも安心、
墓地の引取り手続きステップのご紹介

① 専門スタッフがご要望を丁寧に伺います

■ お客様が墓地(土地、墳墓)をどのようにご返置されたいのか、その意向や自損されるゴールを丁寧に伺いたうえで、当社がどこまでご支援できるかを、これまでの事例を交えてご説明とご提案いたします。

② 墓地の登記状況および所有者情報の確認

■ 登記情報の確認

対象となる墓地(土地、墳墓)と所有者を特定します。敷地がある墓地の場合、登記情報(地籍、公図)を管轄法務局で、登記事項証明書にて確認します。

■ 所有者情報の確認

大半のケースが、ご所有者がお亡くなりになられていて、又は相続手続きが完了されておりません。



③ お見積り

ご相談後は、お客様のご希望に応じた処置内容をご提案し、それに沿った御見積書を個別にご用意いたします。

④ ご契約

御見積内容にご納得いただいたうえでご契約を進め、墓地所有権の移転まで責任を持ってお手続きいたします。

■ お客様の墓地所有権を当方グループ企業へ移転します。
本来、お客様にご負担される法的な一切の手続きを当方グループ企業が負担します。この役割提供をスタートさせるご契約をお預かりするステップです。

■ 墓地の引き取り(処分)
当方グループ企業に墓地の所有権を移転させ、お客様へ「供養の完成」をお届けいたします。



お墓じまいの3ステップ「ご遺骨のお引越し」→「お墓のご供養」→「墓地の引取り」をトータルでサポート! みんなまとめて「供養の窓口」!

ご契約の詳細内容



① 対象となる墓地と所有者の特定

- 登記情報取得手数料
- 所有者情報(法定相続人、時効取得者)の確認

② 土地の引き取り(処分)

- 所有権移転に係る登録免許税
- 司法書士等(外部専門家)への支払手数料
- 当方グループ企業が引き取った墓地の管理料(植栽伐除、隣地所有者との調整費用)

改葬・解体事例

事例① すべてのお骨を琉球御廟へ納骨

【相談者】40代 男性(東京都)



- 直近で父が亡くなって父の思い出が強いお墓でしたが、葬儀の準備を考えたところ琉球御廟の方がいいとなり契約することになりました。
- 末火葬のお骨もあつた為火葬も代行にて手配。
- 天候に左右されることなくお骨取りができるようになり、安心できました。

解体

- お墓自体は老朽化がかなり進んでおり天井が崩れているというところもあり、改葬後に解体をおこなうことになりご依頼。
- 解体日数としては3日。
- 隣のお墓に対する影響もあつたので外構だけ残して解体。



Before



作業風景



After

事例② 改葬後のお骨はメモリアルパークで永代供養

【相談者】70代 T様(沖縄市)



- 長男の方が今までお墓を建ててきていたが、身体を壊してしまい今後の事を考えたところ永代供養にした方がいいと判断し改葬。
- お骨はすべて火葬済みであつたため、出骨後乾燥させてから納骨。
- 永代供養にしたため今後お参りが出来なくても安心できる。

解体

- 沖縄市の管理地の為、改葬後は土地返却になるため解体は必須になります。
- 解体日数は3日。
- 隣のお墓と近接しているため、影響がないよう慎重に解体。土間も含めて完全に解体をおこないました。



Before



作業風景



After

8. 県内の海洋散骨事例

お墓のない方・お墓を継ぐ人がいない方・永代供養で悩んでいる方・海が好きな方…

海洋納骨プラン

遺骨を納めた墓標を、海洋へ納骨いたします。

委託納骨 (1組様)
乗船、海上への同行の必要はございません。
スタッフが代行し墓標 [] を納骨します。

合同納骨 (3組様)
複数組でのご乗船プランです。一組最大3名様までのご乗船が
可能です。ご参加された方々で、墓標 [] を納骨します。

貸切納骨
チャータープランです。ご参加された方々で墓標 [] を
納骨致します。※乗船人数により船舶が変わります。



海洋納骨の内容

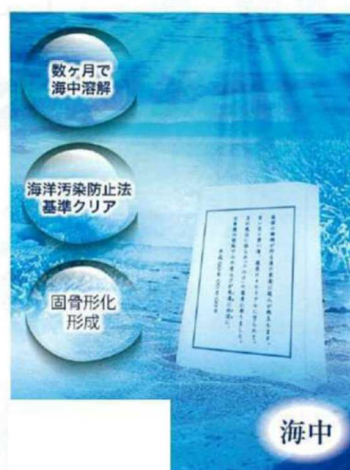
海洋葬に含まれる項目

ご遺骨のお預かり 粉骨・海洋墓標 製作

乗船料 ※委託除く 海洋納骨証明書 献酒・献花

コーディネーター

後日、命名・海洋葬実施日・緯度経度を明記した証明書を発行致します。



沖縄産サンゴの漆喰(消石灰)で製作した固形物に、粉骨したお骨を納め「海洋墓標」として故人のお名前やメッセージなどを印字し海へ納骨します。100%天然素材の海洋墓標は数ヶ月かけてゆっくりと海中溶解し海と一体化していきます。



直葬プラン(預かり安置) + 海洋納骨(委託)

火葬式プラン(お通夜室+火葬式) + 海洋納骨(委託)

家族葬プラン(お通夜室+家族葬式場) + 海洋納骨(委託)

一般葬プラン(お通夜室+告別式場) + 海洋納骨(委託)

その他にも多彩なプラン・オプションをご用意しております。

※火葬料金・お布施・返礼品は別途

～ご要望のご葬儀後～

お遺骨預かり



お遺骨は粉末化のため
事前預かりとなります。

海洋納骨



故人様との思い出の曲など、ご要望の形式で
海洋納骨、最後の旅へ

- ・曲を流す場合は、携帯などご持参ください。
- ・乗船人数等制限がございます。
- ・時間は約1時間30分程です。
- ・納骨式やお別れ会も可能です。

納骨後のサポート



年忌法要など、納骨後も
サポート致します。

納骨証明書・ミニ骨壺お渡し

※ミニ骨壺はご要望に応じて



よくある質問 Q&A??

- Q. 墓標送弾って違法じゃないの？
A. 日本国内において墓標送弾に関する法律はないので違法ではございません。また、は8か月ほどで溶けて消滅しますので法律や環境上の問題もクリアしております。
- Q. 船が苦手ですが必ず同行しないといけませんか？
A. スタッフが責任を持ってお送りする「委託プラン」がございます。当日撮影した写真と緯度・経度を記載した海洋納骨証明書を後日郵送いたしますのでご安心ください。
- Q. 一部は側に置きたいのですが分骨もできますか？
A. はい、できます。分骨用の壺やペンダントもご用意できますので、事前にご相談ください。
- Q. お坊さんの同行も可能ですか？
A. 可能です。ご家族の希望により私共で宗教師を手配することもできます。
- Q. 海洋納骨までの期間はどのくらいですか？
A. 特に決まりはございませんが、事前にお骨をお預かりしてパウダー状にする期間(5日程)が必要です。